

327

940

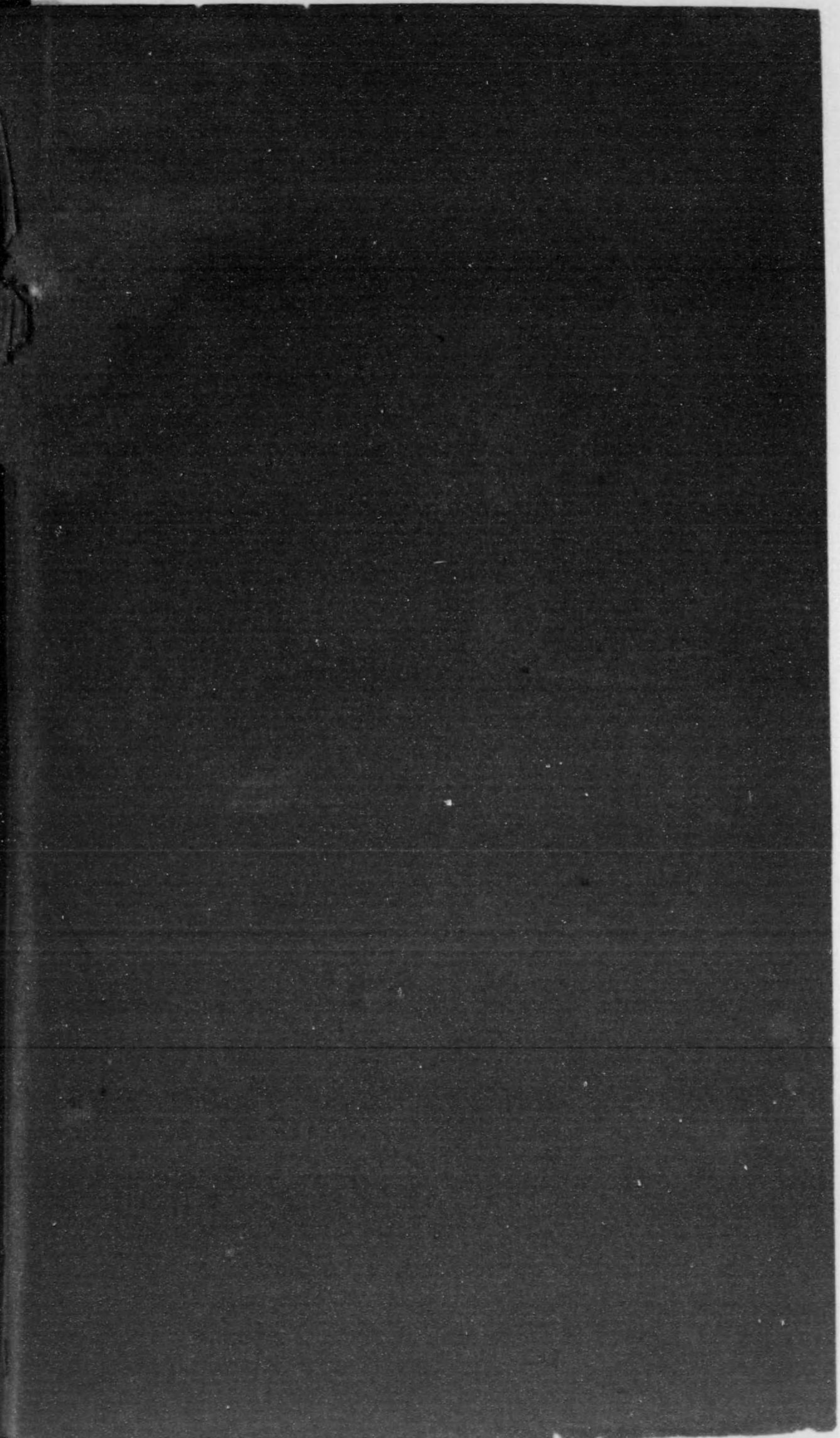
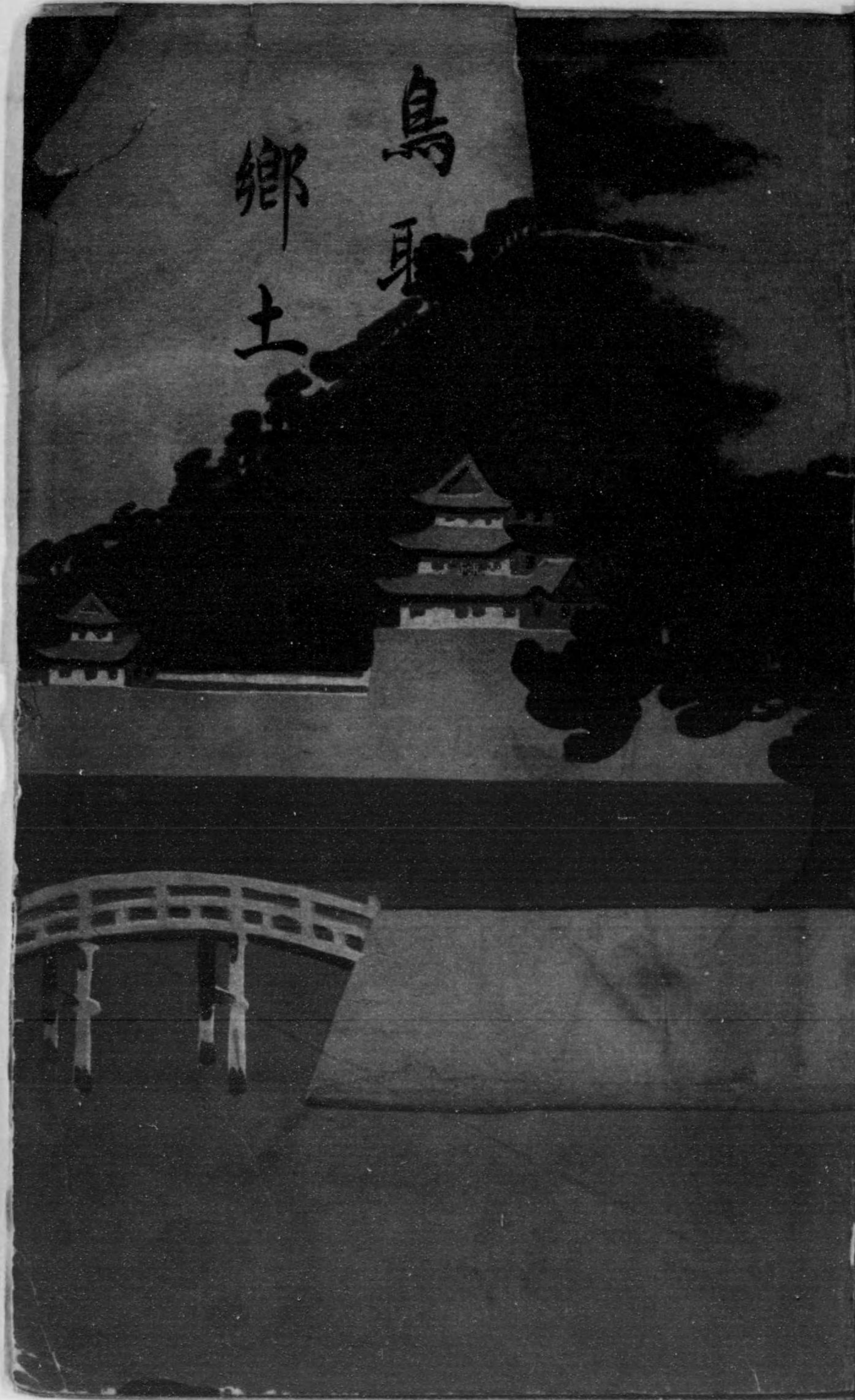


始

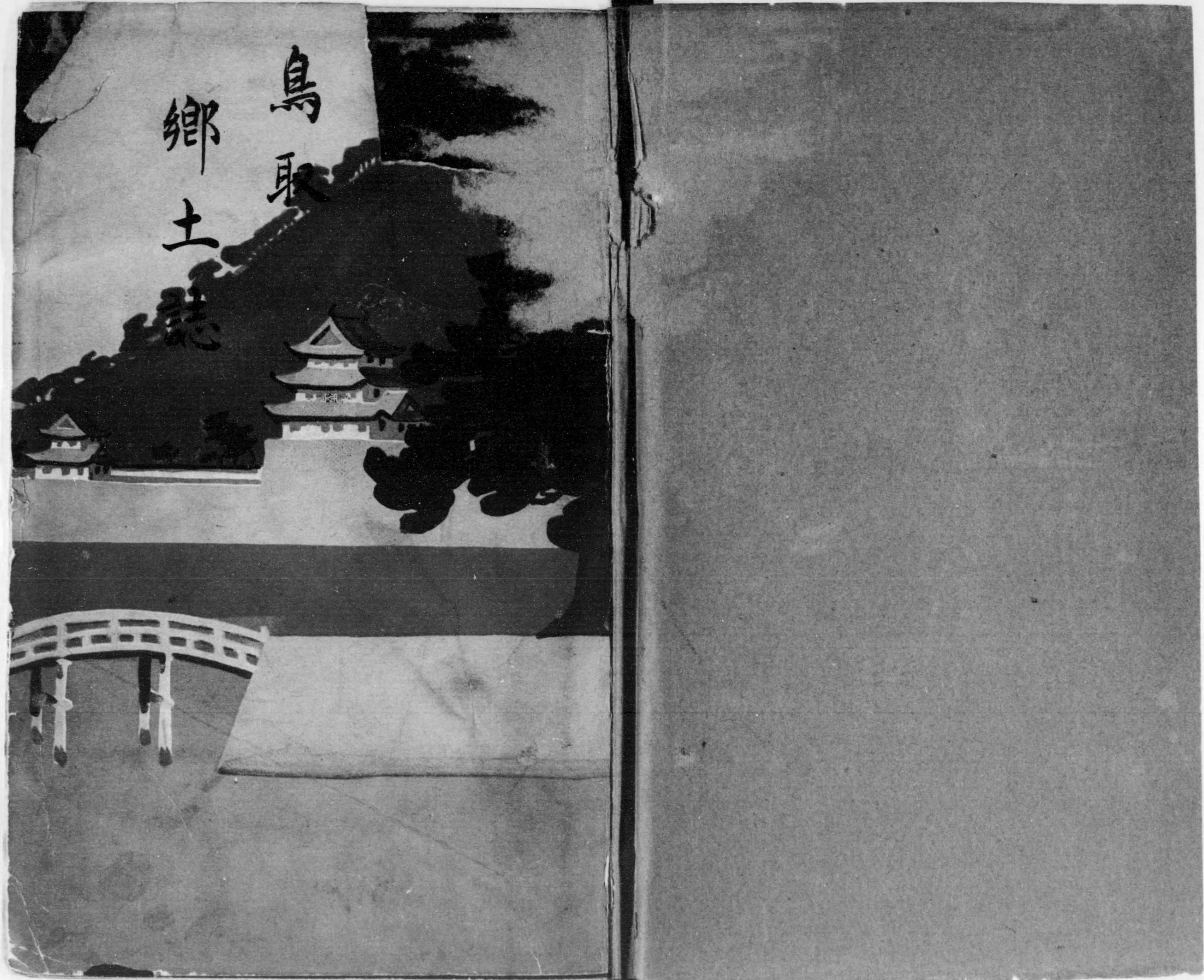




露光量違いの為重複撮影









327-940



取  
郷  
土  
誌





序

郷土誌の歴史、地理、政治、風教、將た山川風物の變遷古今人情の異同等教育上に有用稗益なるや素より論を俟たず而して今茲に鳥取郷土誌初めて成る其編纂の順序方法は掲げて例言に在るが如く始め本市各小學校に於て分割調査せるものを綜合せしか爲め編纂の手區々に涉り從て文理一様ならず且材料の如きも精粗略互に相異なるは遺憾とする所なり

誌上に載すべきもの其範圍は獨り鳥取市の區域に止らず地勢の狀況交通の關係立藩中政治の關係同兵備軍略上の關係各舊領主舊藩主家か神社佛閣に對する尊崇歸依の内容名所古蹟に至るまで其數頗る多きも未だ一々其來歴由緒現況を詳にせざるものあり是等皆尙材料の集收と共に漸を以て完全を期し終に鳥取市史の根軸となさんと欲す終りに臨んで此郷土誌の編纂に當り各小學校職員諸氏の勞を謝す

大正五年十一月三日

鳥取市長從六位勳六等 藤岡直藏



# 鳥取郷土誌

## 例言

- 一 本誌は主として鳥取に關する事項を記述せるものなれども近郷の名勝舊蹟にして鳥取と密接の關係あるものは特に之を掲載せり。
- 一 口碑又は傳説として鳥取に關係あるものは其考證の確否に拘はらず參考として之を収録せり、されば往々荒唐無稽に近きもの迷信妄説に類するものなきにあらず、姑く讀者常識の批判に待つ。
- 一 社會人事は日に月に變遷止まず、随つて變更し、記述の困難を感ぜしこゝに於て足らず數次訂正を加へたるも猶遺漏を免かれざるべし。
- 一 各官衙學校其他の記事内容統計年月往々統一を缺くものあるは一に資料蒐集の前後又は繁簡精粗に依る。
- 一 本誌は曩に教授資料として鳥取郷土誌調査の必要を認め本市各小學校に於て調査せるもの別に蒐集せる材料に基きて編纂せるものなり。

大正五年十月

編者識す



鳥取郷土誌

目次

第一章 沿革

第一節 序説

第二節 鳥取の起原

第三節 築城及領主

第四節 市治

一、藩政時代

二、置縣後

第五節 大字

第六節 市徽章

第二章 行啓

第一節 東宮行啓



第二章 韓太子行啓……………一九

第三章 土地……………二〇

第一節 位置境界……………二〇

第二節 地勢……………二〇

第三節 地質及地味……………二一

第四節 氣候及氣象……………二一

第五節 市の區域……………二二

第四章 人口……………二六

第一節 戶數……………二六

第二節 人口……………二六

一、毎月平均人口及密度——二、人口及戶數大字別——三、族稱別——四、現住人口ノ生産的不生産的年齡別——五、職業別——六、各種選舉資格別——七、人口出入ノ別——八、婚姻、離婚、出産、死亡……………

第五章 教育……………二六

第一節 藩學……………二六

第二節 小學校……………二六

第三節 中等學校……………二七

第四節 各種學校……………二七

第五節 學齡兒童……………二七

第六節 幼稚園、特殊教育……………二八

第七節 社會教育……………二八

第一項 青年會、婦人會、報德社等……………二八

第二項 圖書館、文庫、演武場……………二八

第八節 教育會……………二八

第六章 兵事……………二九

第一節 聯隊設置……………二九

第二節 壯丁の狀況……………二九



第七章 神社、宗教及慈善

第三節 恤兵、援護 ..... 四  
第四節 在郷軍人 ..... 五  
第一節 神社 ..... 五  
第二節 教會 ..... 五  
第三節 佛敎 ..... 六  
第四節 慈惠、救濟 ..... 六

第八章 市政

第一節 市行政 ..... 七  
第二節 條例規則 ..... 七  
第三節 市營事業 ..... 七  
第四節 市經濟 ..... 七  
第五節 納稅成績 ..... 八  
第六節 基本財産 ..... 八

第九章 勸業

第一節 産業の沿革 ..... 九  
第二節 農事 ..... 九  
第三節 工業 ..... 九  
第四節 商業 ..... 一〇  
第五節 金融 ..... 一〇  
第六節 生産の種類及生産額 ..... 一三  
第七節 産業組合 ..... 一三  
第八節 會社 ..... 一六  
第九節 工場 ..... 一八  
第十節 同業組合、實業團體 ..... 一九

第十章 交通

第一節 鐵道 ..... 三  
第二節 街道及橋梁 ..... 三



第三節 通 信……………二四

第十一章 衛生……………二六

第一節 上 水 道……………二六

第二節 公 園……………二六

第三節 衛生組合、屠場、汚物掃除……………二六

第四節 衛生狀態……………二九

第五節 病 院……………三〇

第六節 醫務、產婆及療屬、藥業者……………三三

第十二章 警 備……………三三

第十三章 風俗習慣……………三三

第一節 冠婚葬祭其他儀式慣例風習……………三三

第二節 風 儀 附犯罪事故……………三五

第三節 年 中 行 事……………三五

第四節 娛樂、特殊の習慣……………三七

第五節 方 言、訛 言……………三六

第十四章 名所舊蹟其他……………三六

第一節 名所舊蹟……………三六

第二節 名 木……………四〇

第三節 傳 說……………四〇

第十五章 人 物……………四一

一五一—二六

池田光仲 池田慶徳 吉川經家 米村廣治

佐野増藏 河田景興 辻 達 箕浦世亮

安藤箕山 河田東岡 堀 省 齊 伊良子大洲

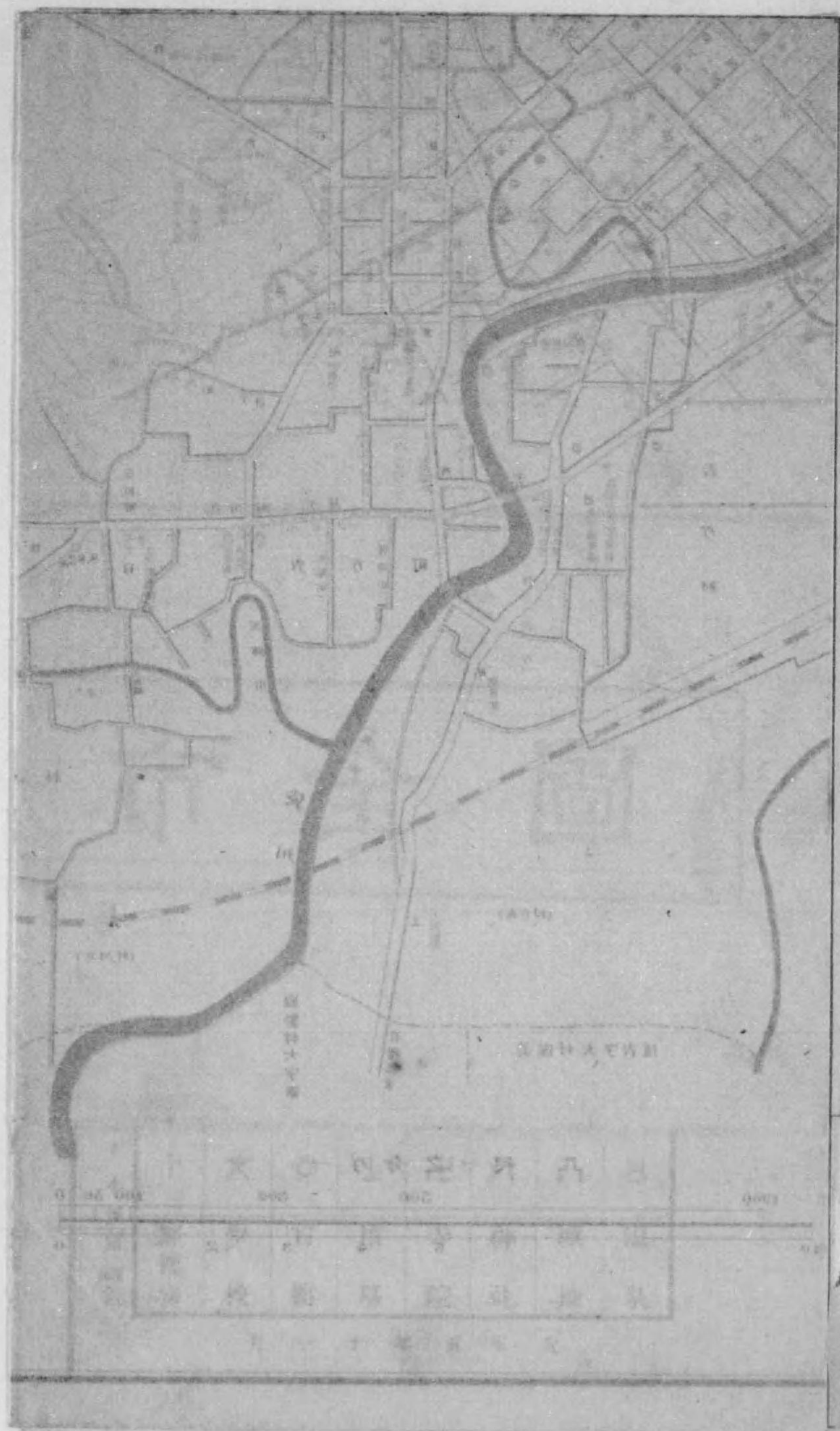
建部樸齊 池田冠山 谷 百年 堀 熙 明

正牆適處 岡西惟中 衣川長秋 飯田年平

香川景樹 荒木又右衛門 羽生郷右衛門 深尾角馬

幾田右門 幾田武雄 小泉友賢 安倍恭庵





目次 (終)

第十六章 官公署、各種團體

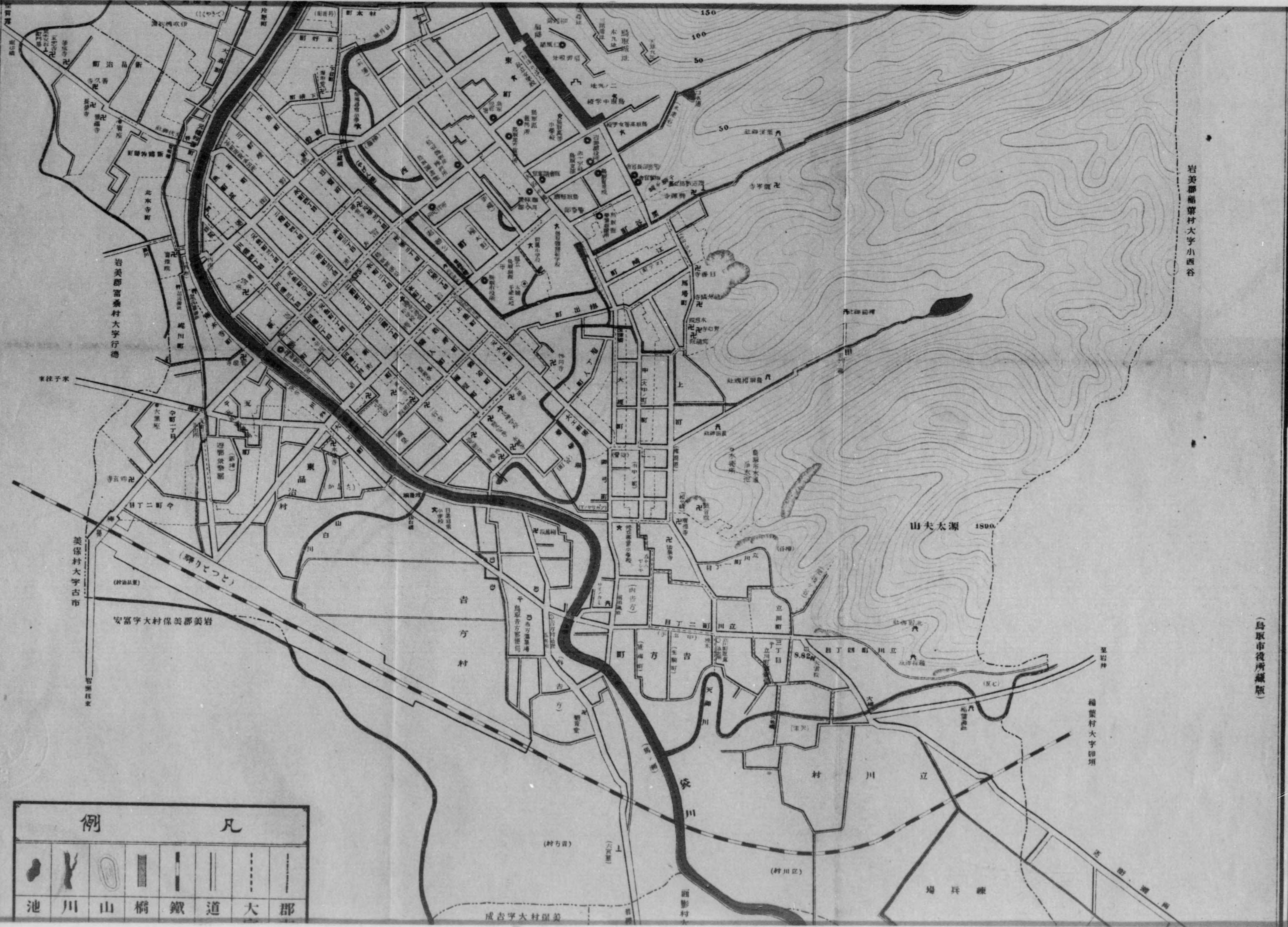
岡島正義	片山楊谷	土方稻嶺	島田元且	八
黒田稻臯	沖一峨	根本幽峨	海上隨鷗	
本郷又八郎	佐々木磯右衛門	堀たけ子	須知中佐	
近江屋安兵衛	大谷友次郎			



# 鳥取市全市圖





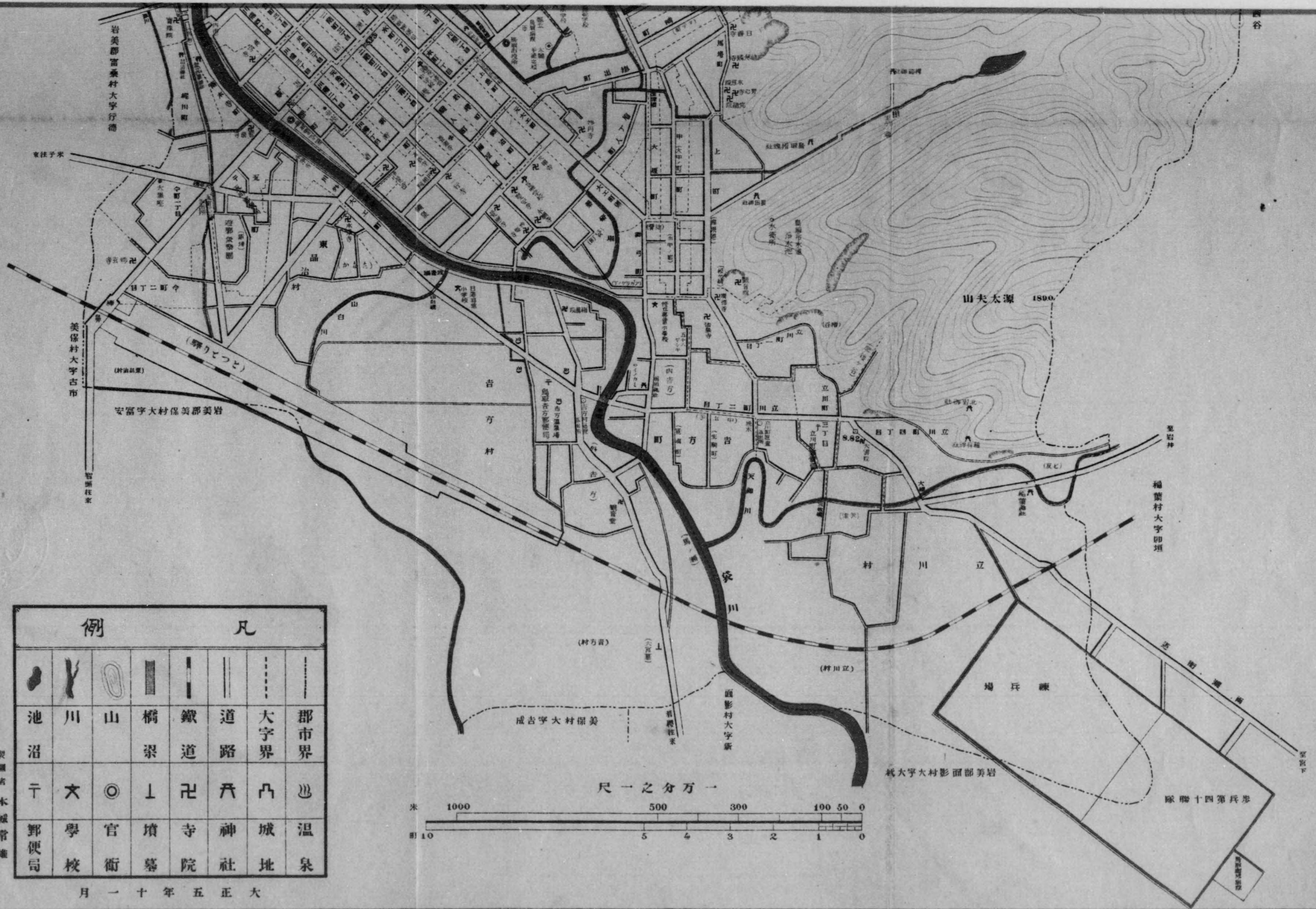


岩美郡富桑村大字小西谷

(鳥取市役所蔵版)

例		凡	
池	川	山	橋
鐵道	道	郡	



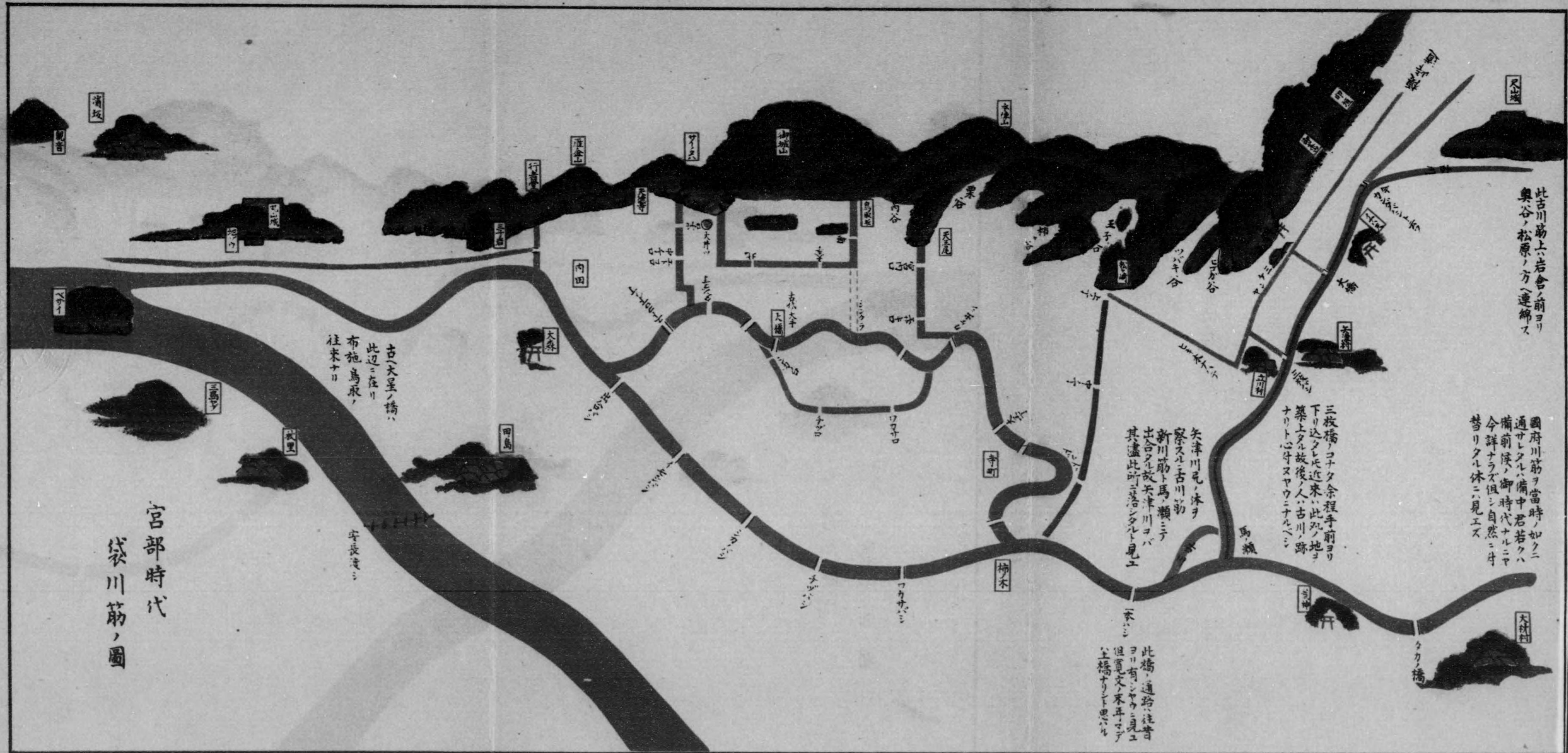


例		凡					
池	川	山	橋	鐵	道	大字界	郡市界
沼			梁	道	路		
干	文	◎	⊥	卍	卍	凸	温
郵便局	學校	官衙	墳墓	寺院	神社	城地	温泉

大正五年十一月

製圖者 水城常雄





此古川筋上、岩倉前ヨリ  
奥谷、松原ノ方へ連絡ス

國府川筋ヲ當時、如クニ  
通サレタルハ、備中若クハ  
備前候ノ御時代ナルニヤ  
今詳ナラス、但シ自然ニ  
替リタル休ニ見エス

三枚橋、コナタ余程手前ヨリ  
下リ込タレ、近來、此地  
築上タル故、後、人、古川筋  
ナリト心付ヌ、又ヤウニナルニ

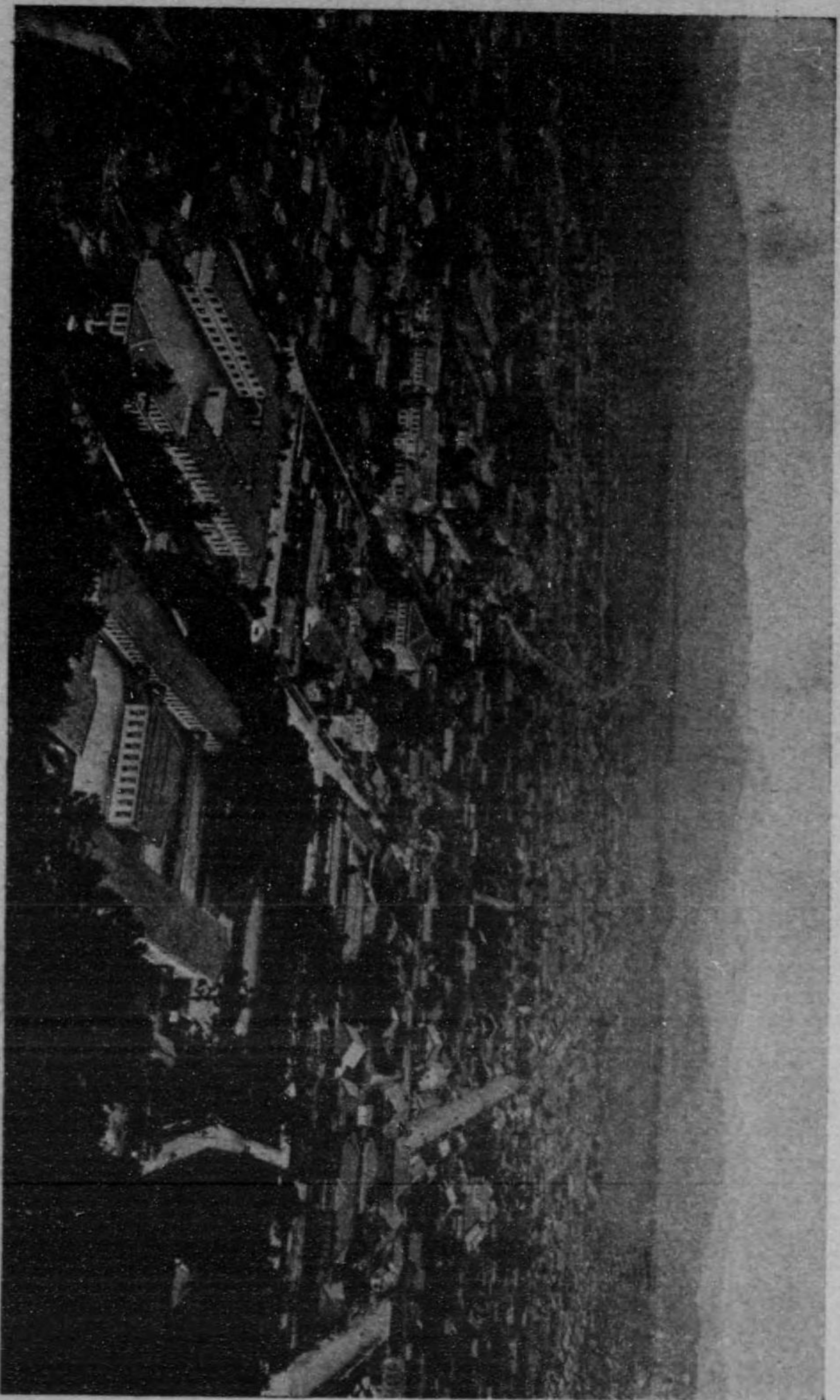
矢津川、元、沐ヲ  
察スル、古川筋  
新川筋ト馬、頼ミテ  
出合タル故、矢津川コバ  
其儘、此所ニ送合シタルト見エ

此橋、通路ニ往昔  
ヨリ有シヤリ、見ユ  
但、寛文末年、コレ  
上橋ナリト思ハレ

宮部時代

袋川筋の圖

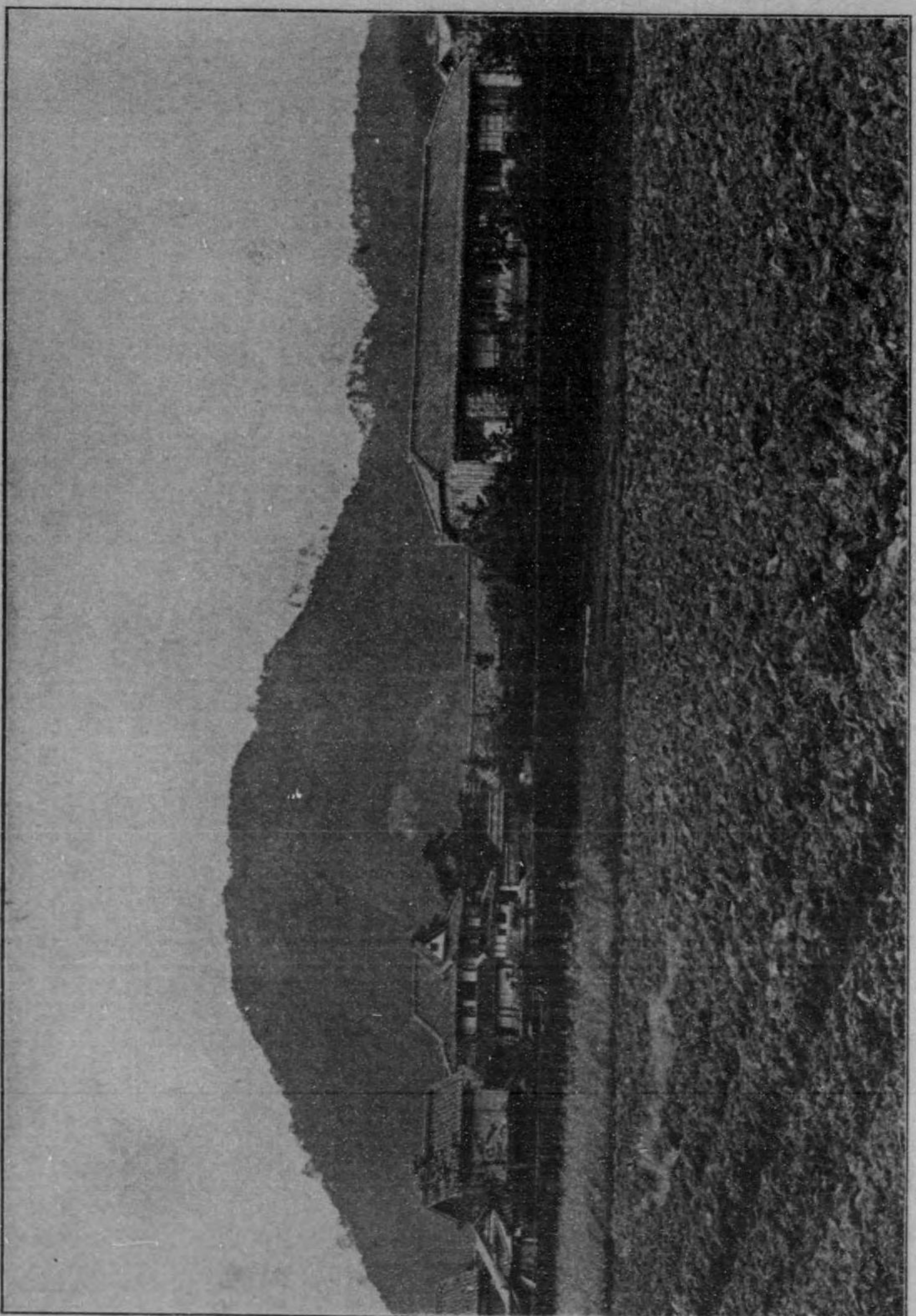




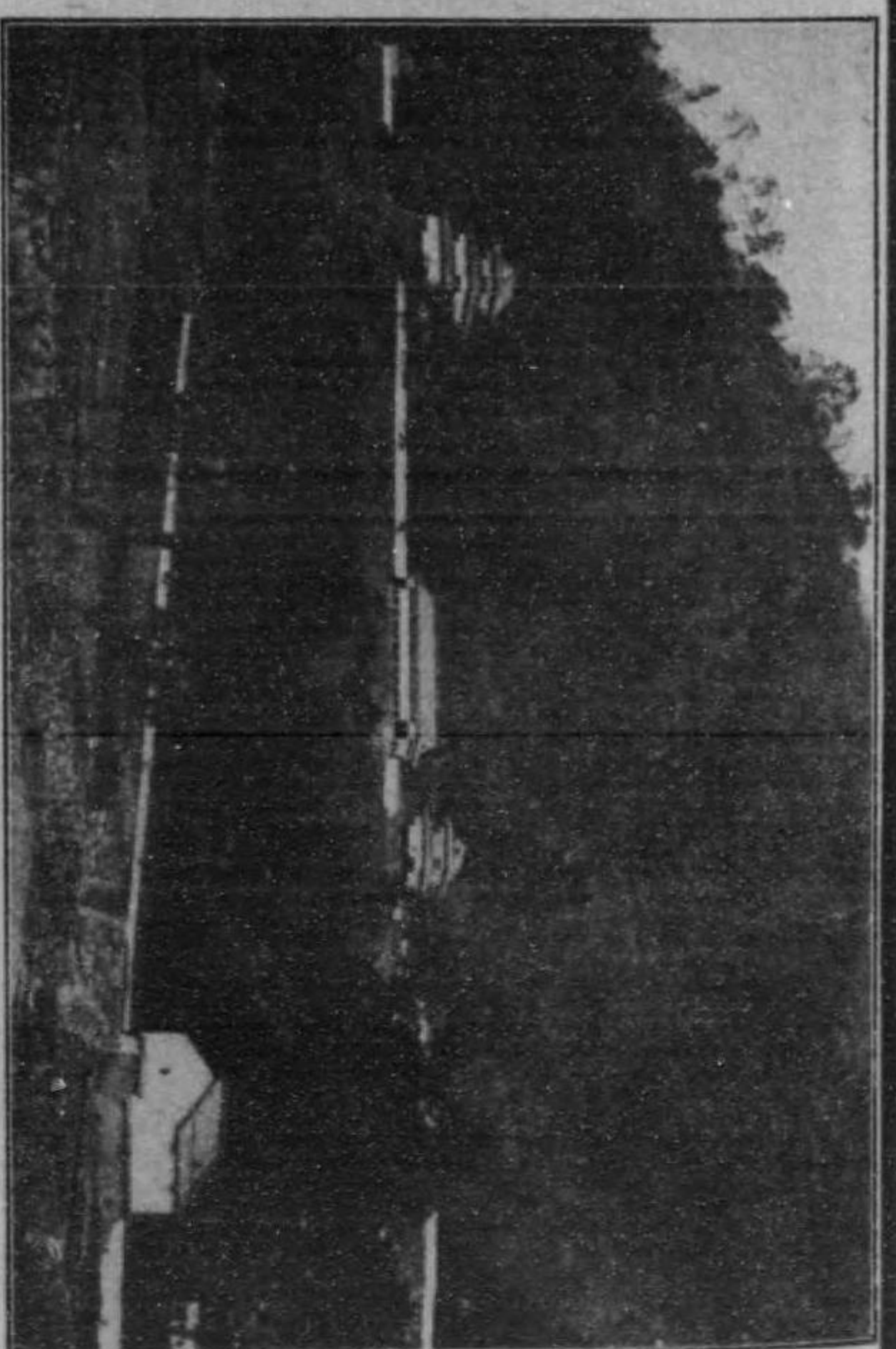
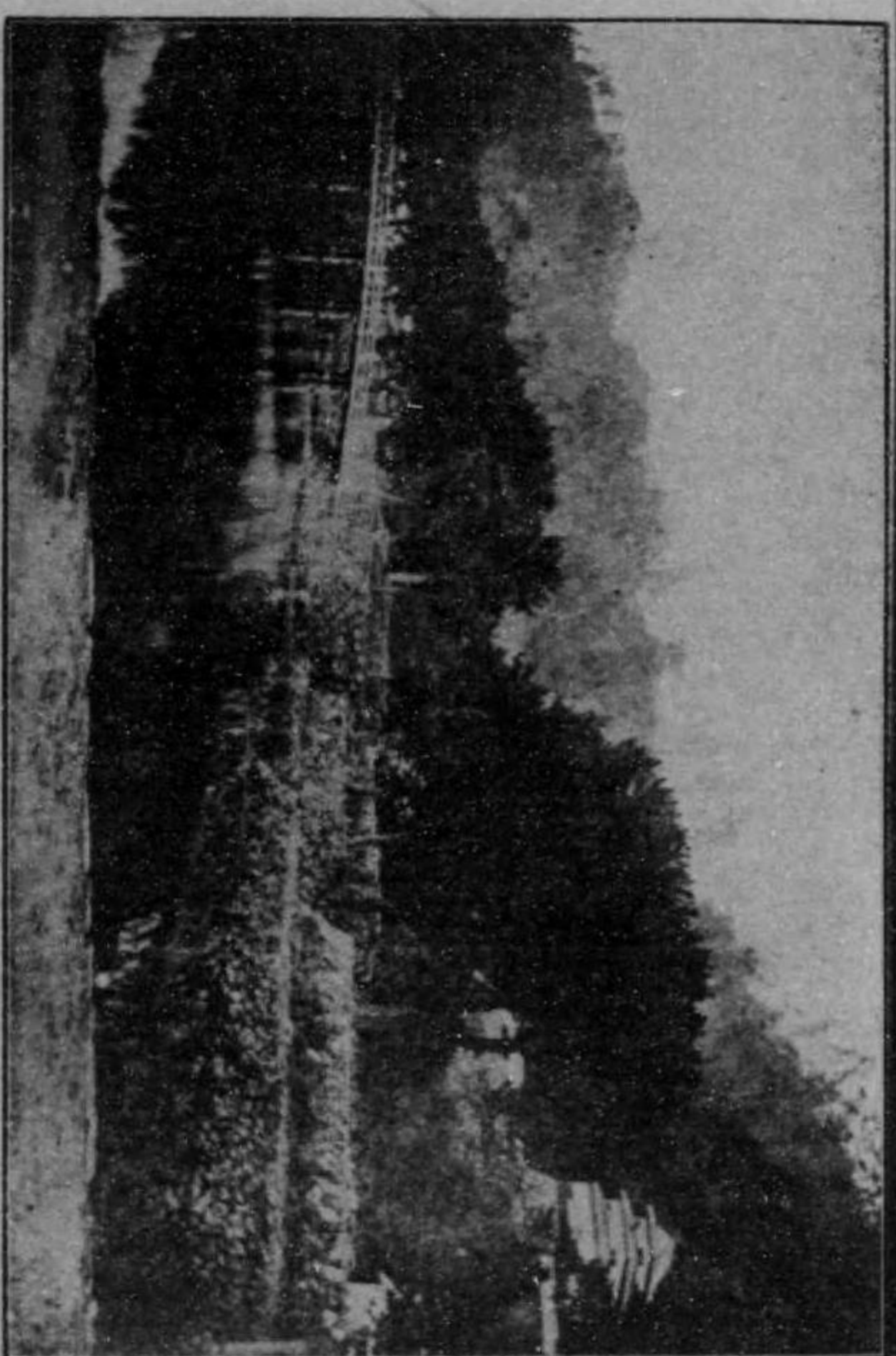
鳥取市街全景



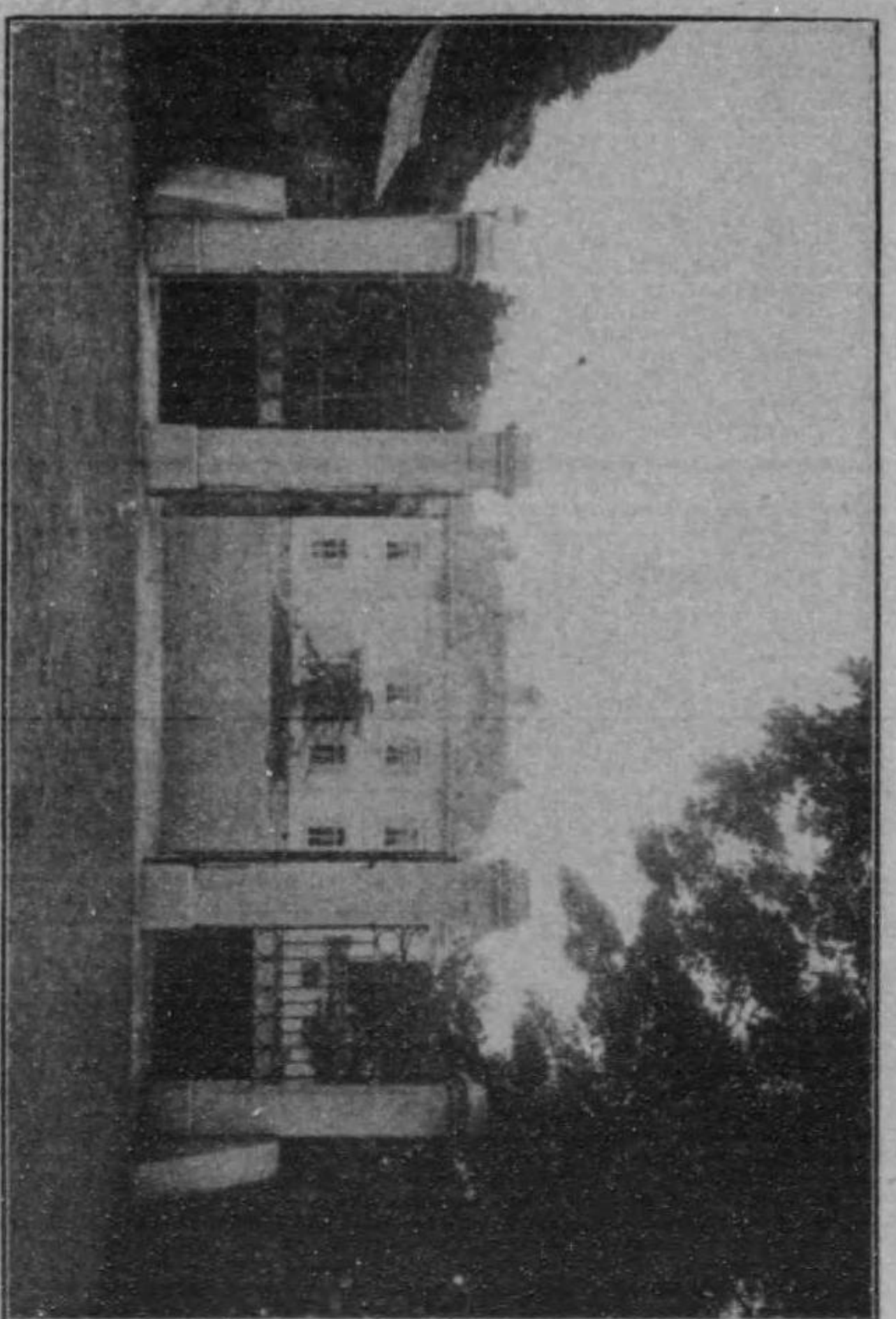
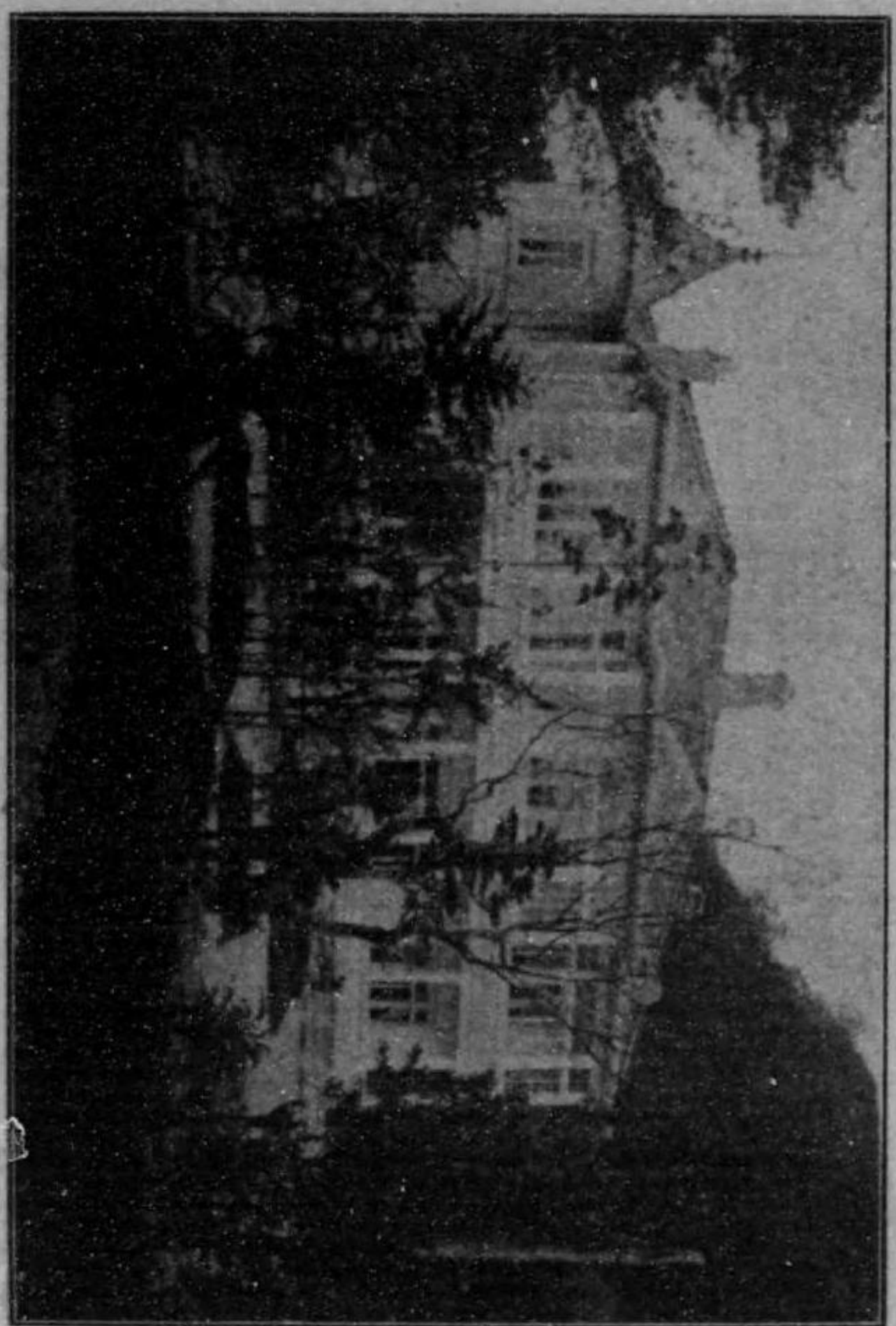




吉方温泉場ヨリ松久山ヲ望ム



舊鳥取城

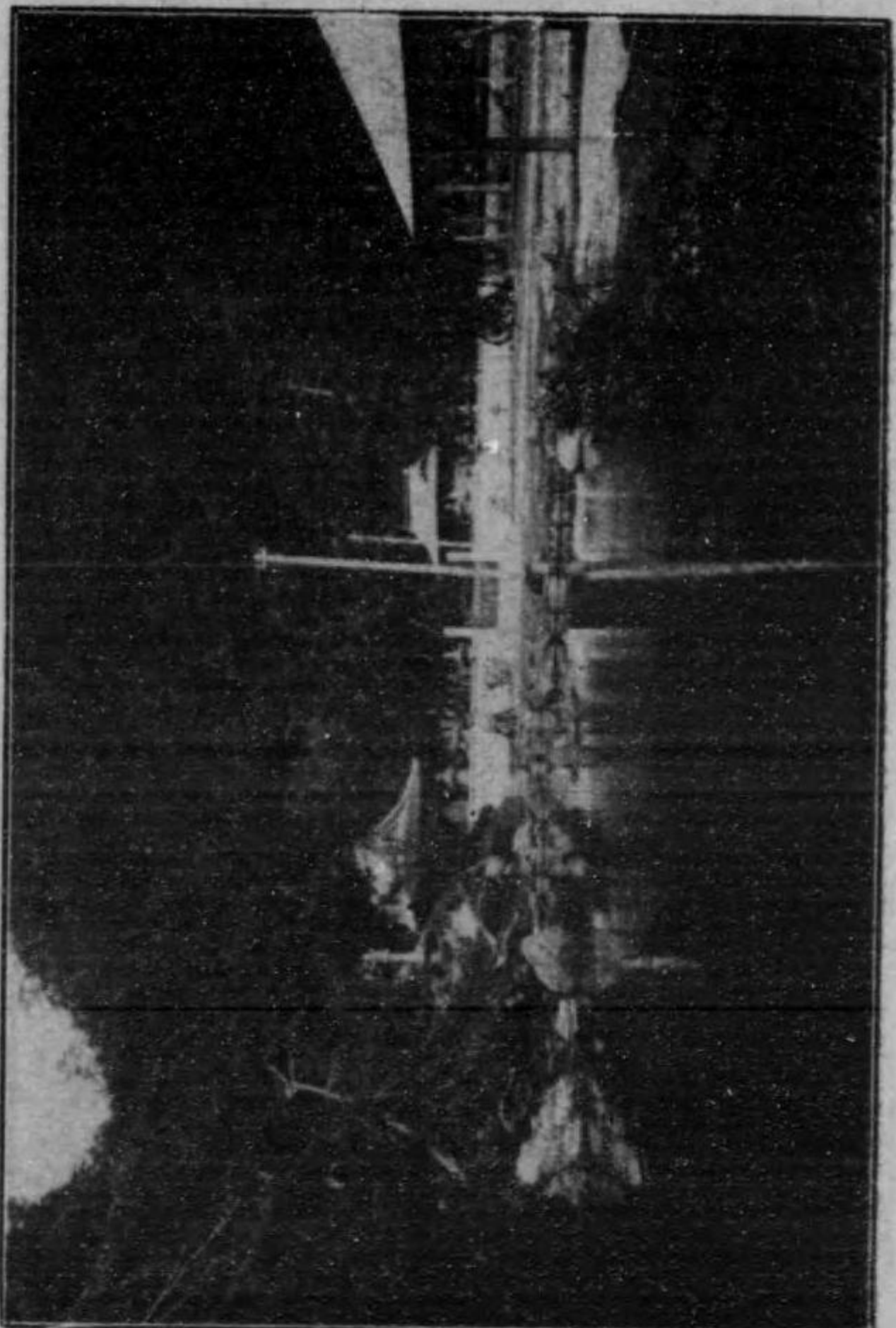
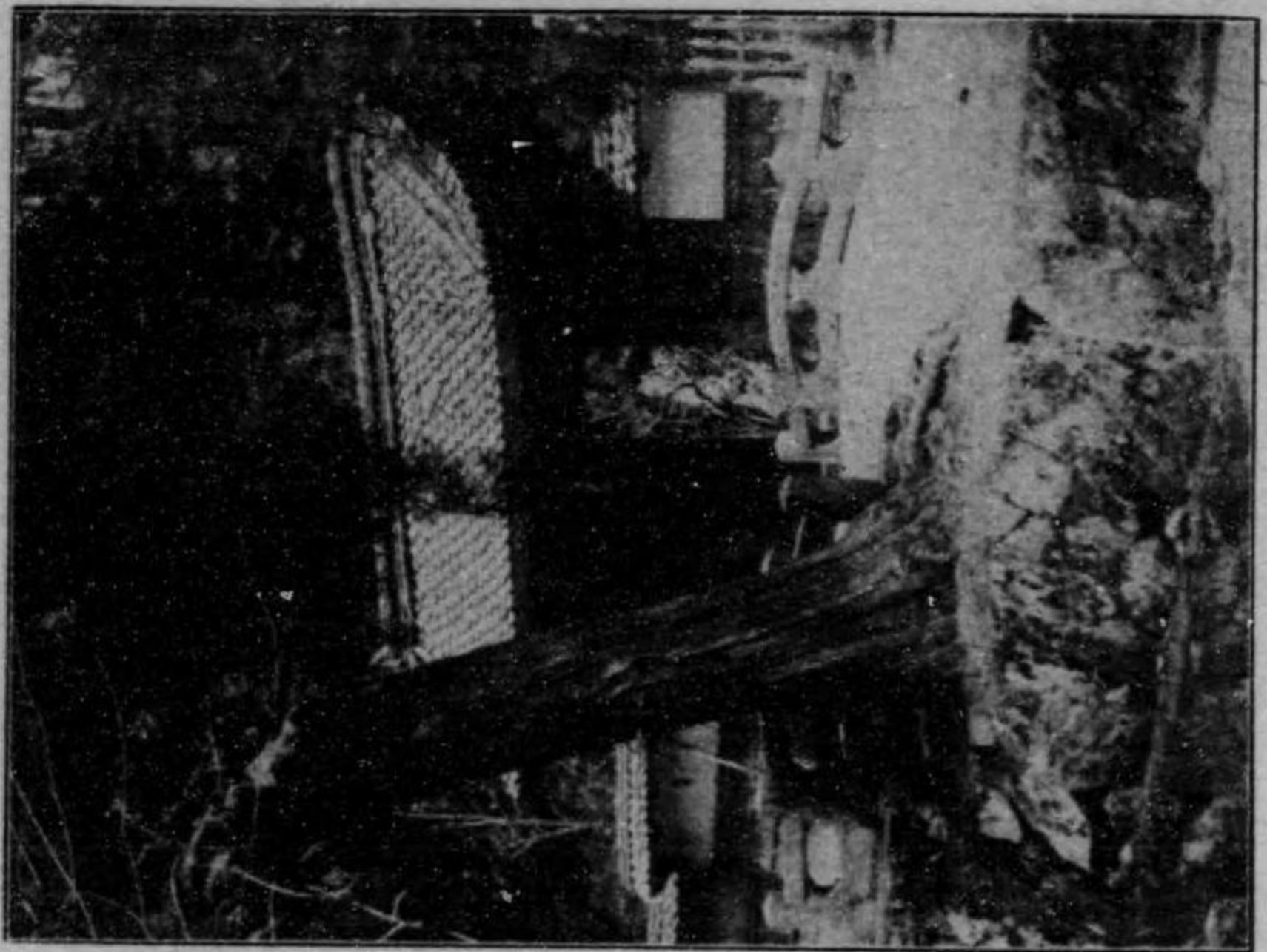


關風仁(邸馬)

關風仁正門(邸馬)

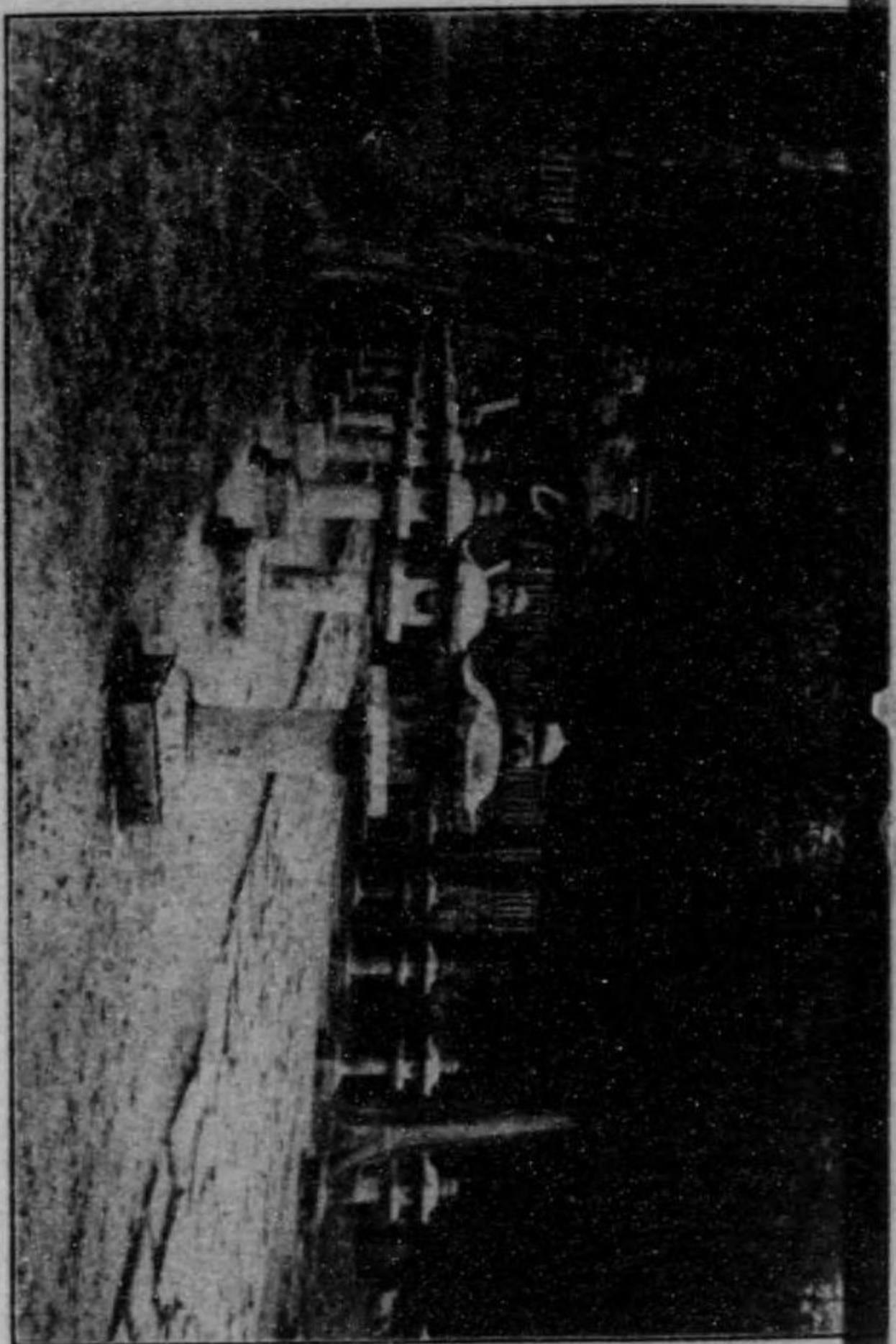
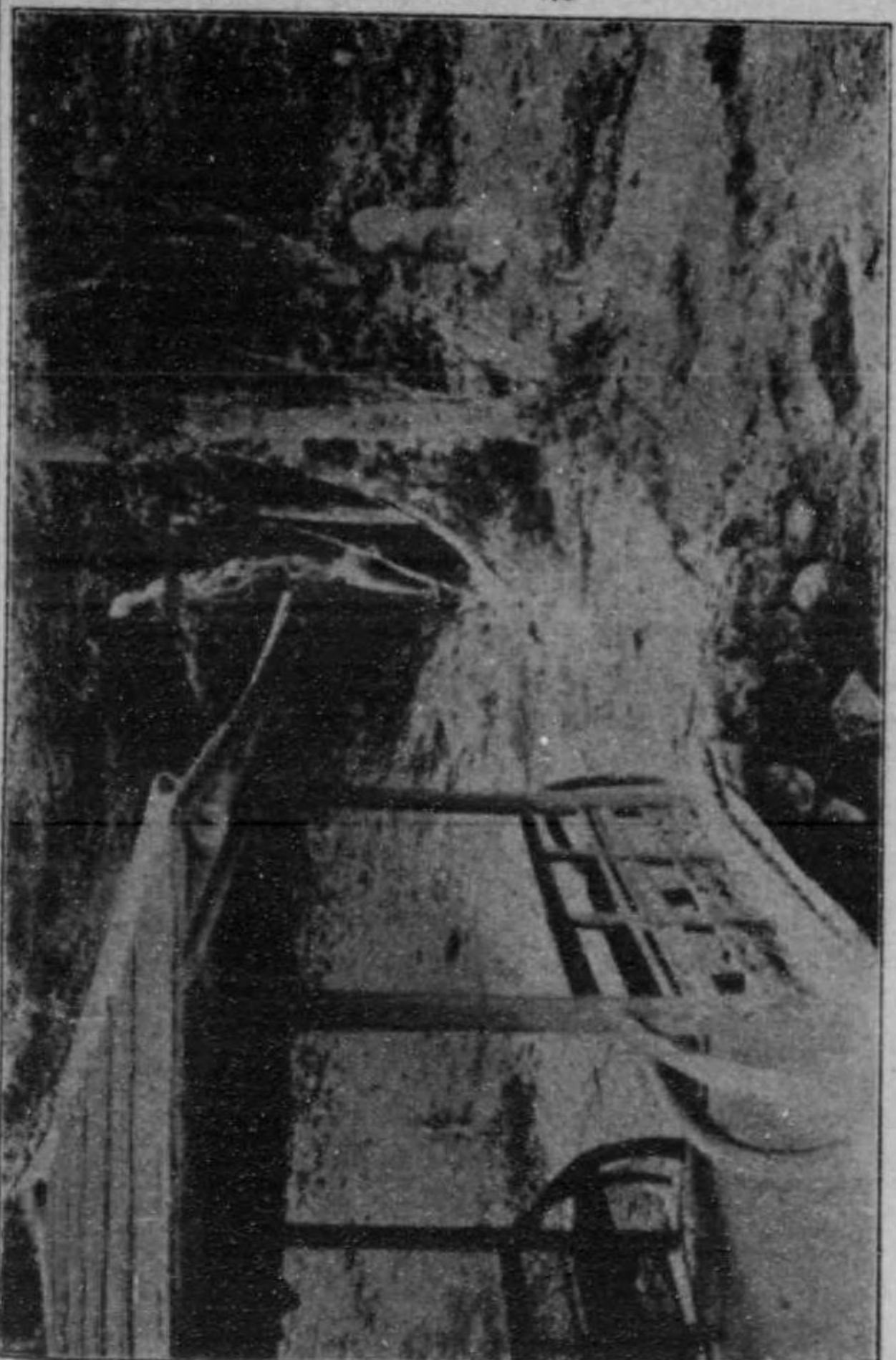


鳥取縣中の山



社 魂 招 取 鳥

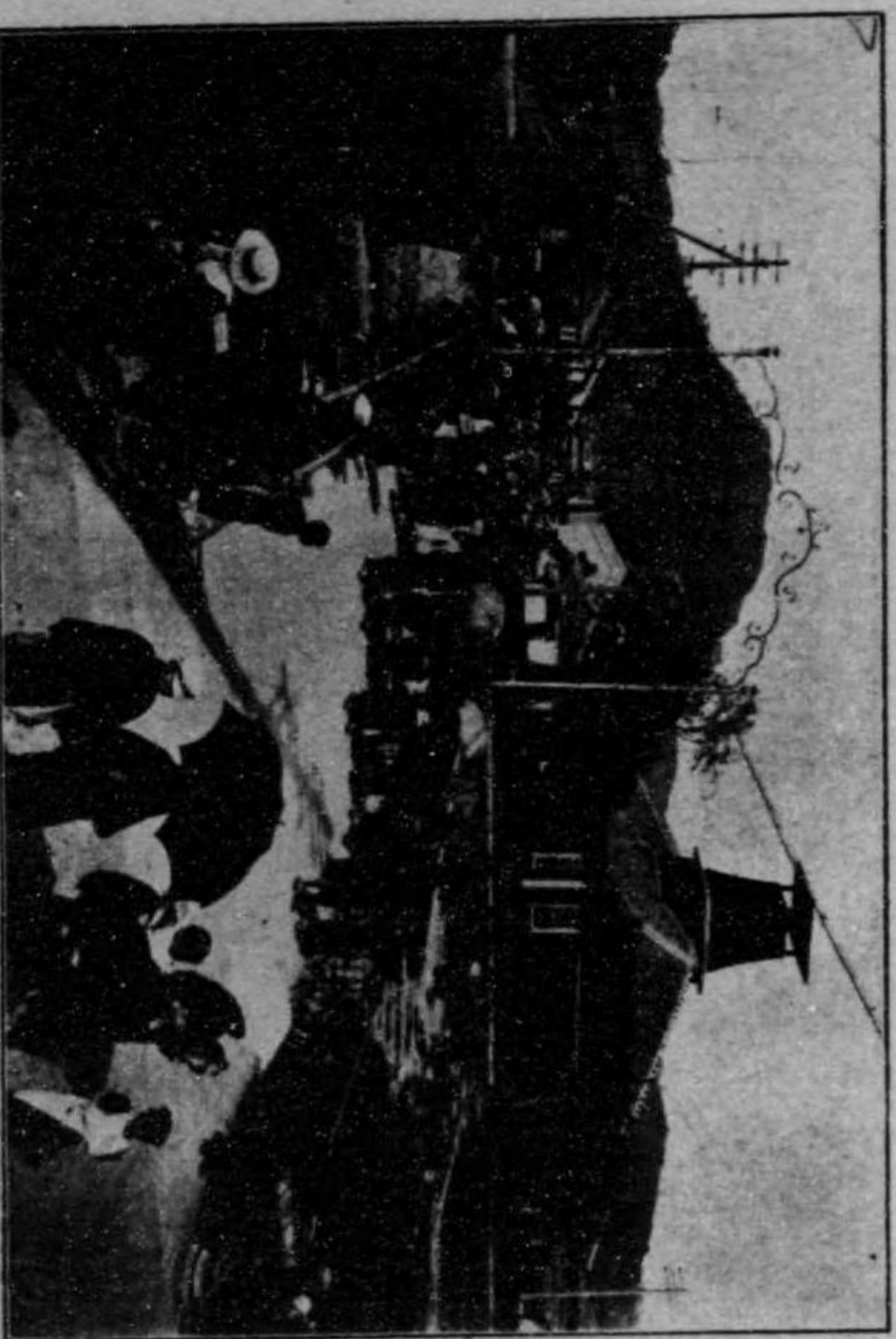
瀧 子 王 子 給 櫻



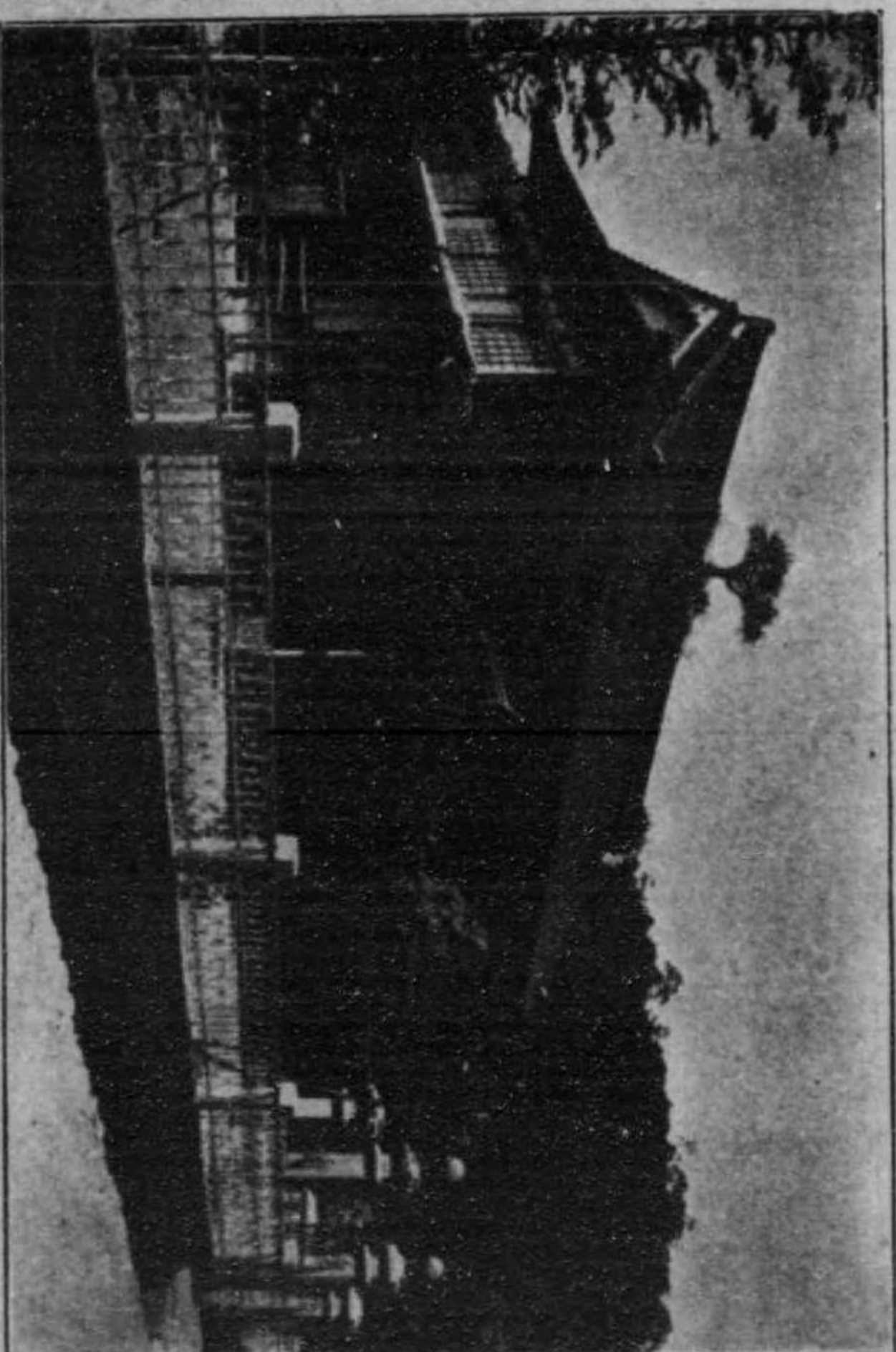
櫻 給 神 社



水 蓮 淨 池 (山田長)



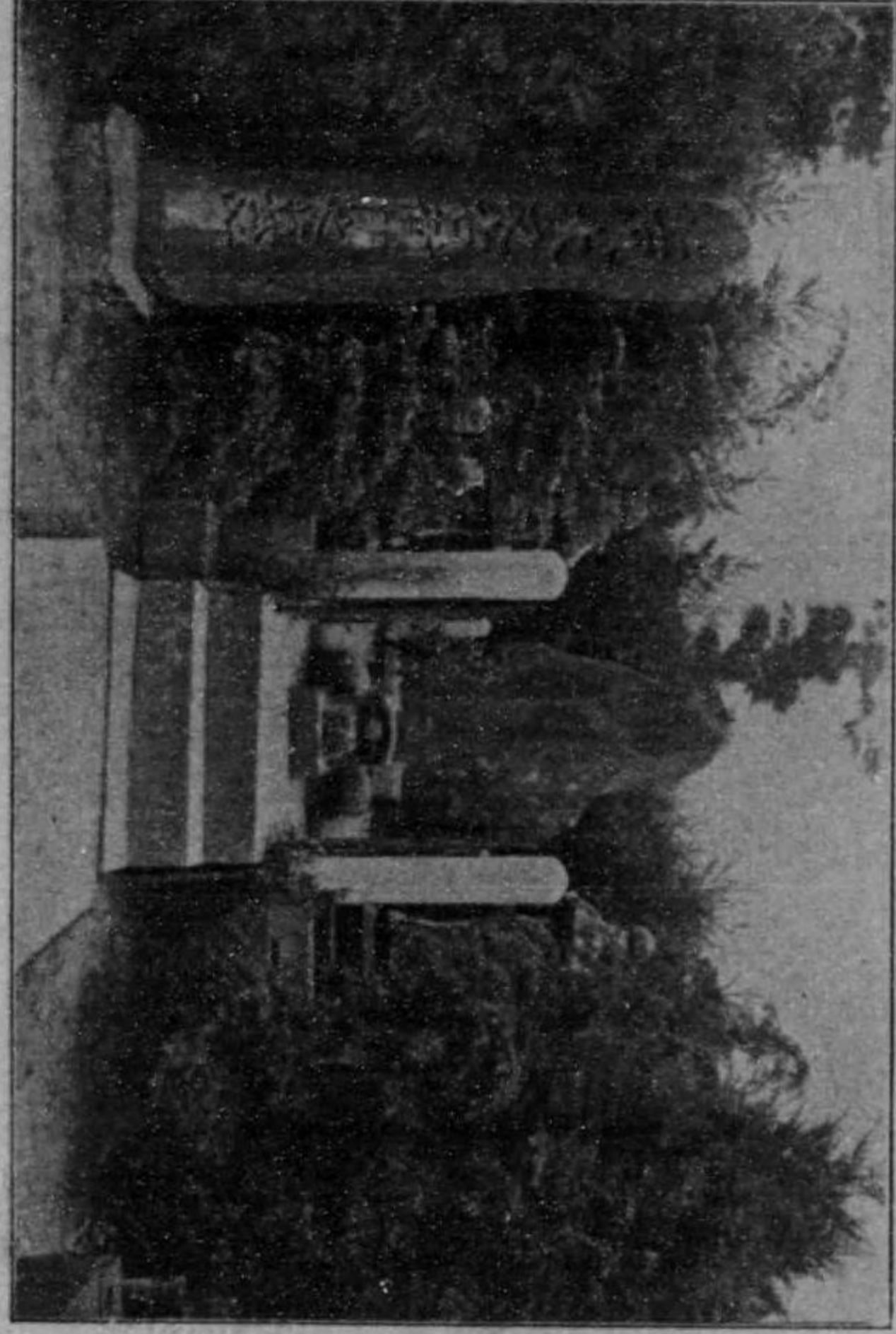
智 頭 櫻



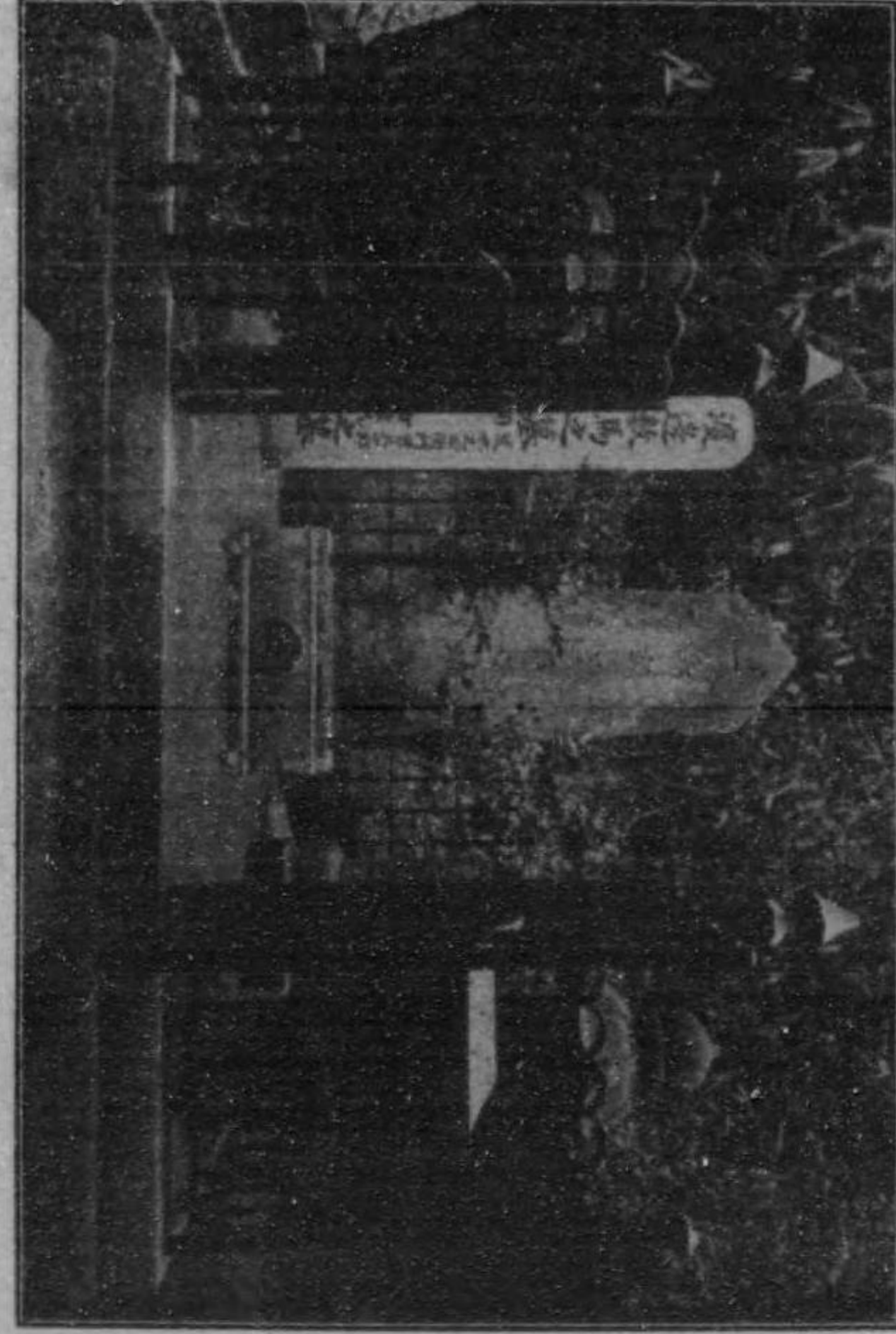
鳥 取 市 公 會 堂



渡邊數馬之墓



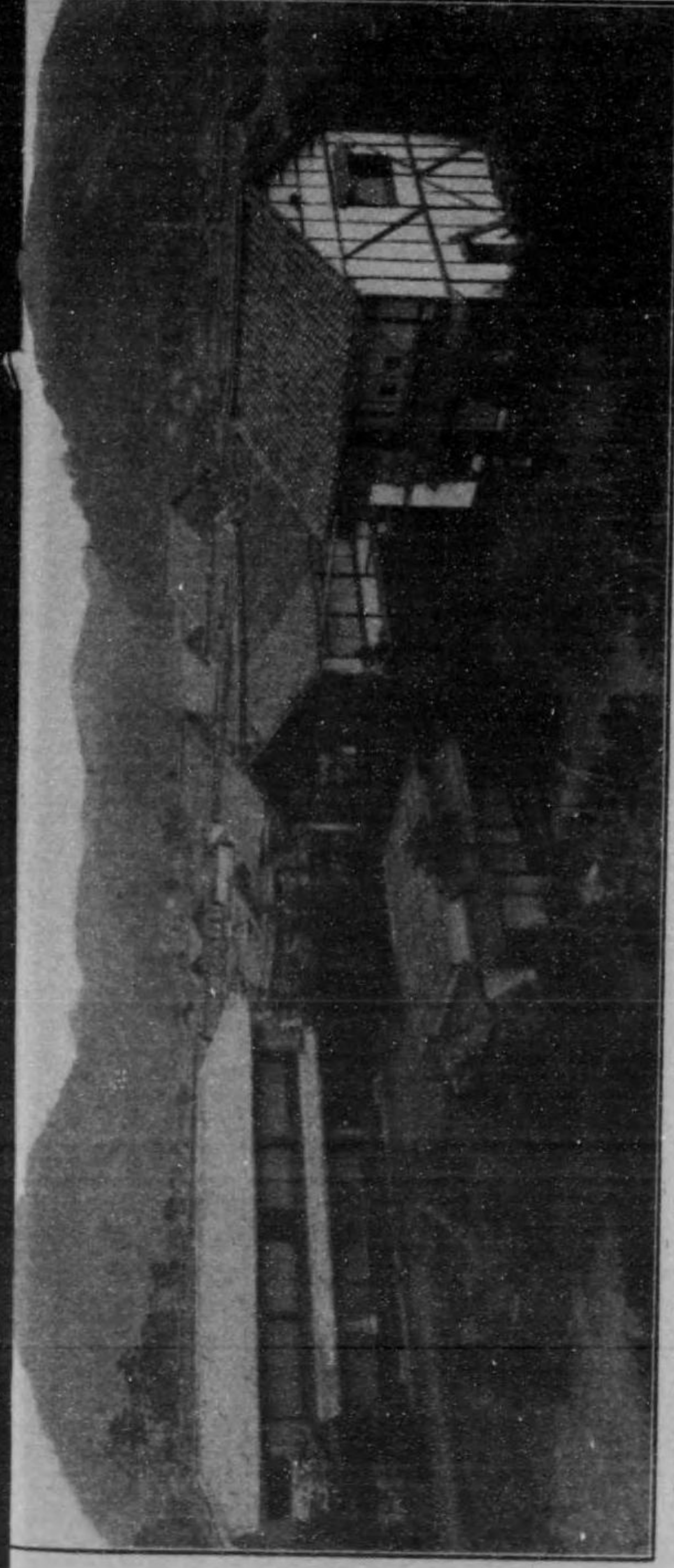
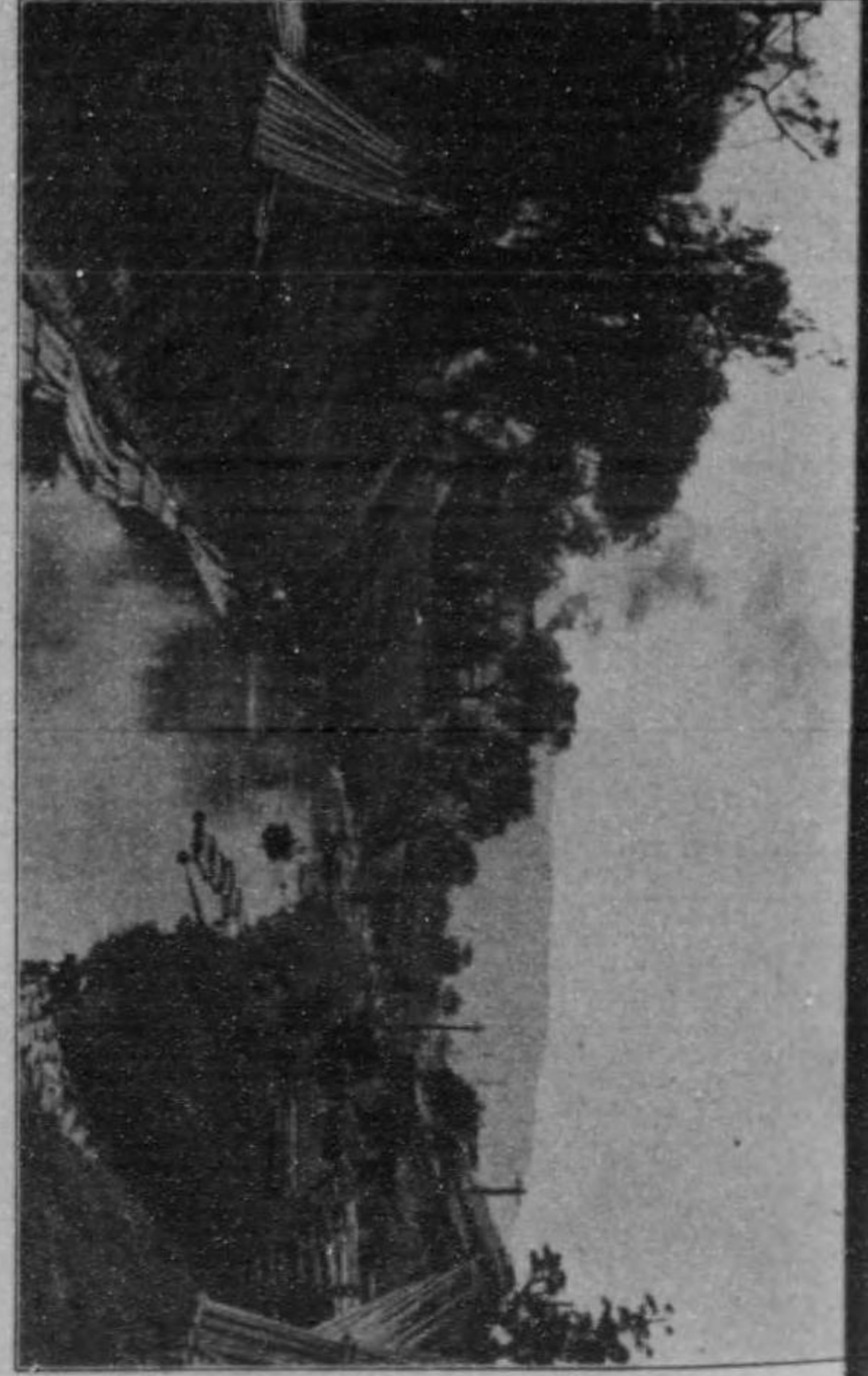
荒木又右衛門之墓



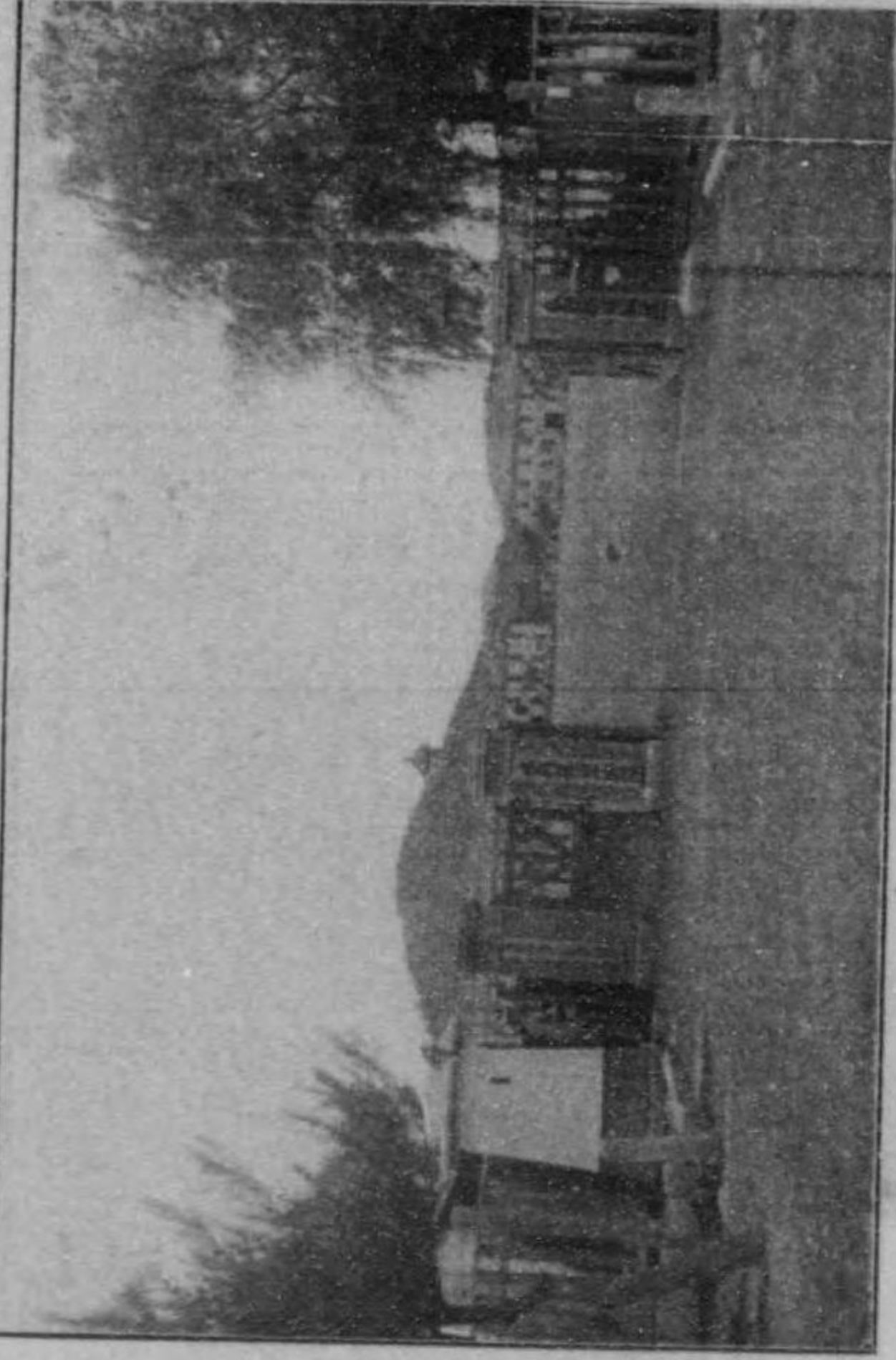
城壕の花



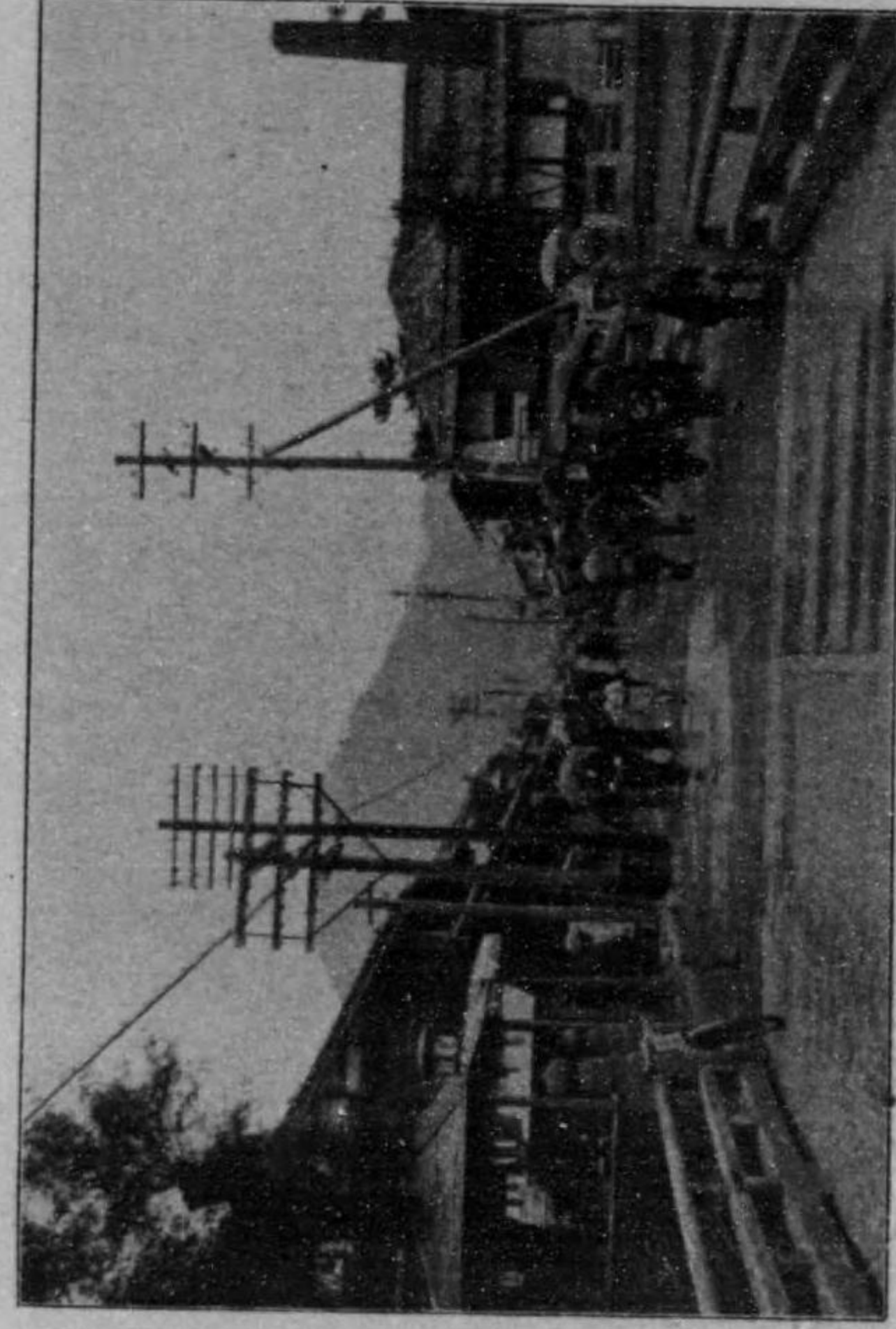
袋川 智橋 若岩腰ヲ望ム



吉方溫泉場



步兵第十四聯隊



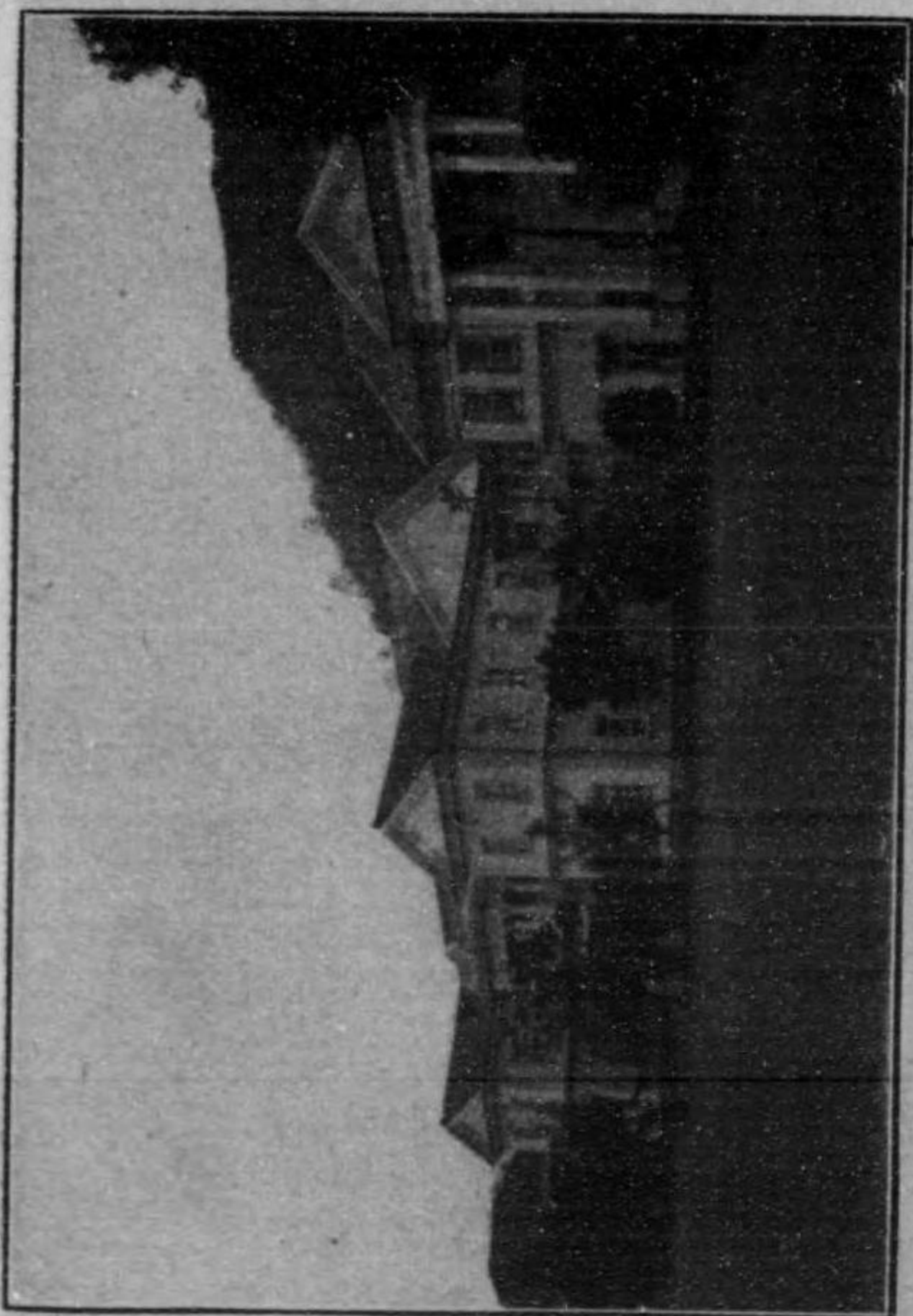
若櫻街道筋



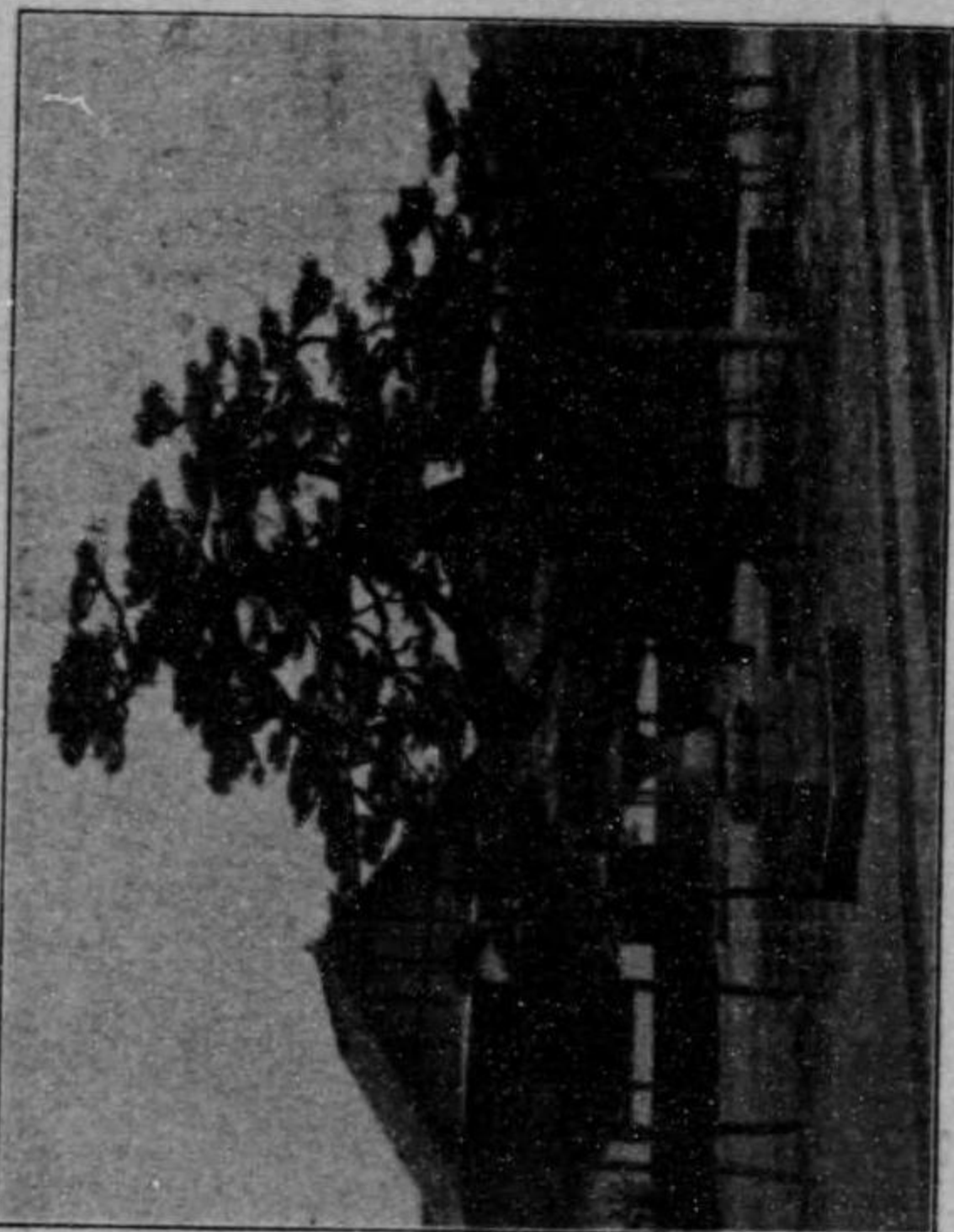
鹿野街道筋(朝市)



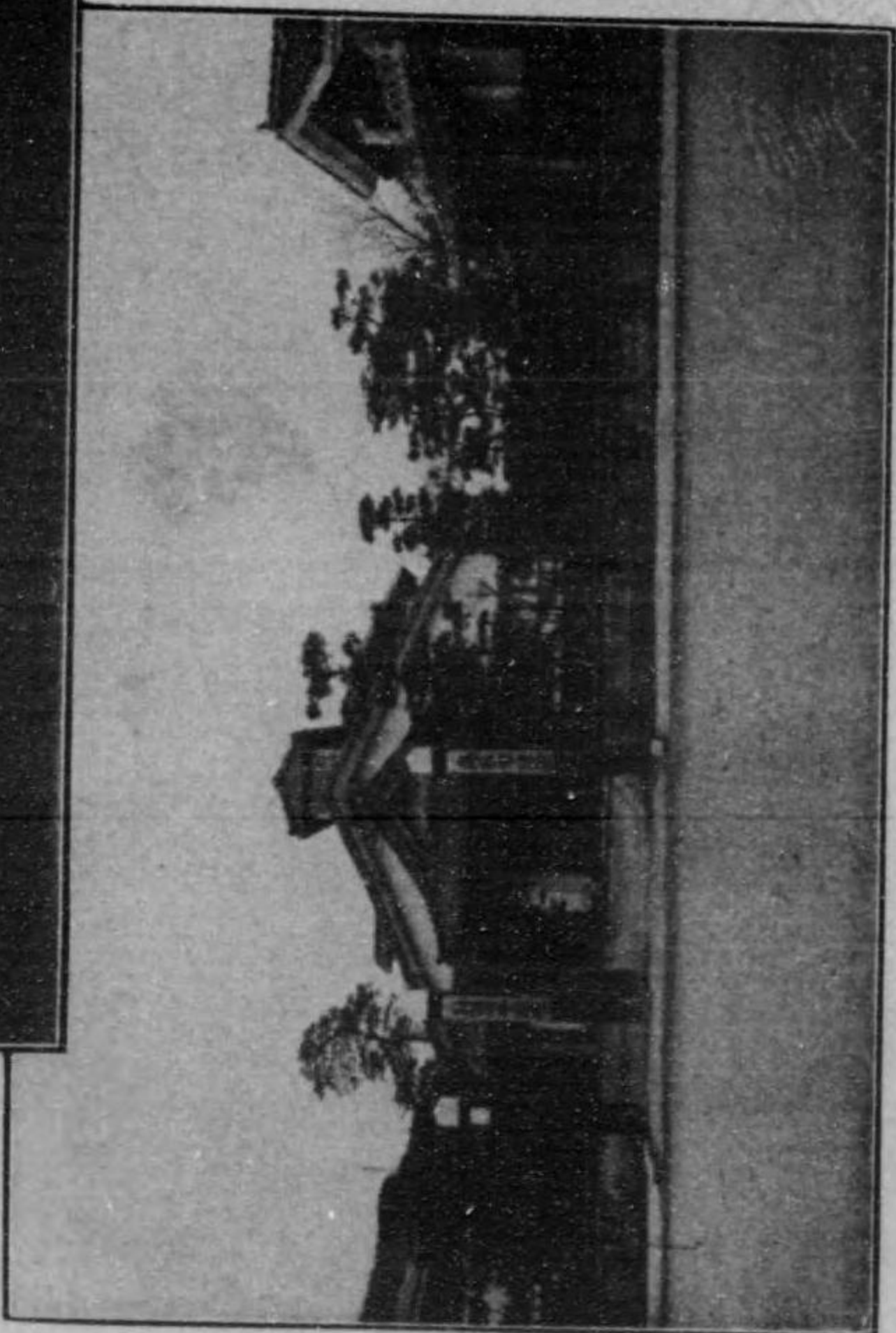
鳥取縣廳



降龍之松



鳥取市役所



# 鳥取郷土誌

## 第一章 沿革

### 第一節 序説



鳥取市は往時池田氏提封三十二萬五千石の城市たりし地なり、鳥取縣廳の所在地にして松江府と共に山陰道に於ける二大都市とす六千の戸數三萬八千の人口を有す廢藩後市運一時衰微に傾きたりしも近時兵營を置かれ、又山陰鐵道開通して山陰の要衝に當るに至りてより各種事業の振興を促し、市況漸く繁榮に赴きつゝあり、廣袤東西二十八丁南北一里に亘り街衝端正にして地勢平坦袋川は市内を貫流し小船を通ず、久松山は東北を擁し、舊時の要害を存し形勝の地を占む、山勢突兀遠望略ほ圓錐狀をなす老樹鬱然蒼翠染むるが如し、楞谿源大夫の諸山其東に連なり、北は湯所、雁金の諸山脊背相續き、春の櫻花、夏の綠陰、秋の紅葉冬の雪景何れも畫境ならざるは無し、殊に市内に温泉の湧出するが如きは誠に天與の幸なりとす城市としては洵に山河襟帶の要地なりと謂ふべし、抑も山陰は京畿を去る遠からず有史以前より早く開られし舊國なれど陸は峻嶺を阻て海に良港なく交通の不便なる實に海内の僻壤遐陬たるを免かれざりしが往年版籍返上の機を誤り堂々たる兩國國主の城下三十二萬五千石の主邑をして凋零衰謝して黎離麥秀の感あらしめたり明治四十五年鐵道全通して交通運輸の便開け人文の發展其の緒に就き今や本道の要地たるに至



れり。

## 第二節 鳥取の起原

鳥取の地名は遠く源順の撰みたる和名鈔に見えて因幡國邑美郡五郷の一なりき蓋し上世鳥取造の姓を帯びたる族人此の地方に住し又は此の地方を領したりしより起れるものならん而して其の城邑となりしは三百六七十一年前の事なりとす。

鳥取の地古代の境界諸説紛々として定かならず稻葉民談記によれば「今の町家の邊昔は大なる澤にて其間に堤なき有りて田土往來の路せり村落は山際にありて市を立てける故近世迄澤市場といふこいへり是れ今の宮内の邊（現今東町宅縣立鳥取高等女學校等の所在地）なるべきか云々」とあり鳥取郷中に澤市場ありしは確然たれども他に村落ありしや否や明ならず。天文中此の地の始めて城邑となりし頃鳥取と呼ばれたるは久松山を本として其の左方は天王（栗溪神社）の山の尾崎より栗谷川の流を限り若櫻口總門（今西町鳥取市役所々々在地附近）の邊に至り前面は二階町一丁目より本町通りに出で、豆腐町に亘り右方は松の丸の山趾大井津（今東町鳥取縣立商業學校校境内東隅にありき）より藩老下池田家邸宅（東町の背を経て杉浦總門町の内を南に折れて柳倉總門今西町醉學校所在地附近）外の街路を界して其の中間の地なりしが如しされば吉方（今の江崎町邊）品治（今の新町、二階大森今の三軒屋湯所今の湯四ヶ村に隣せしならんこいふ。）

官部侯在城の時代は城の大手口（北の御門即ち今の驛邸入口）の門前に欄干橋を架して其の前通り（柳倉への通路なるべし）を中町（こいひ東の門前の通り）は其の上に列びて鰻町（こいひ北の門大井津の前）の通りは下に列びて與次右衛門町（こいひたりき此の三條の街路は後の

若櫻、智頭、鹿野の三街道に准ずべし當時袋川は吉方より今の寺町に入り大工町掛出町西町材木町を紆餘曲折して流れたり醇風尋常小學校正門内運動場も亦其の川筋なりき太閤記に淡川を帶にして其便尤よしと載せたるは此の流なるべし。

慶長五年池田長吉入城するや東の門を撤し城地を廣めて南御門を開き北の門を塞ぎてもこの大手の門を北の御門と云ひ更に中の門を開きてこれより智頭口の惣門への通路を大手と改む外構は水道谷を踰えて天王の山の尾崎より柳倉の後迄堤防を築きて柳を植え柳堤と號し九つの虎口を（後に總門開かる此の後袋川をばこの堤外を流れしめたるものならん當時士族の邸宅は城内に在りて柳堤は田土なりきこいふ。）

元和二年池田光政入國の後日置豊前をして大に城市を擴張せしむ即ち柳堤外築堀より總門の堀筋を流れたりし袋川の水路を改めて四五町田土の中に張り出し吉方松ヶ崎より湯所平田橋（今の出合）に至るまで城を中心として半圓形に新川を開くこと十四五町にして幅七間深さ三間半堤防を築きて之を外構とす依りて柳堤以内を待屋敷とし以外を市塵とせり當時町數凡そ四十鳥取現時の形勢是に於てか畧成れり。

寛永中池田光仲侯入城の後年を逐ひて戸口滋殖し市街擴張し法美郡なる矢津、立川邑美郡なる吉方、田中、品治、行徳、田ノ島、大森、湯所の諸村落も皆城下續となりて市塵軒を列ねしかば此等の地をも通じて鳥取と稱するに至り市坊凡四十八戸數六千八百に上りて遂に山陰道第一繁華の都會たりき。

## 第三節 築城及領主



鳥取城は足利氏の末當國の守護職山名左馬助誠通布施城氣高郡松保村大字布施天神山にありしが但馬の山名家三確執起り、天文十四年二月其の臣田原某をして但馬口の押さして鳥取久松山に城砦を築かしめ長臣輪番にて之を衛りしか既にして宗家山名祐豐三兵衛を交へて敗死す子幼なるを以て家臣和を祐豐に納れ祐豐弟豊定來りて國を監し布勢城に居る豊定卒して豊數代り立つ永録六年中家臣武田又五郎高信誠通の二子を弑し鳥取城に據て叛く山名豊數之を伐ちて克たす、高信の威勢大に震ふ、これ鳥取の地の城邑となりし始めなり、其れより後は山名家の威勢漸く衰へて國中下知を奉ずる者なきに至る、元龜二年豊數死して弟豊國繼ぐ天正元年出雲國尼子家の浪士山中鹿之助幸盛來つて豊國に力を合せ高信を誅す、豊國鳥取城に入りて之を本府とし布施天神山の天守櫓を移して久松山の絶頂に建つ其の壯麗人の眼を驚かすばかりしといふ。毛利氏來り攻め豊國毛利氏に屬せしが羽柴秀吉來伐の聞えあり其の兵威當るべからざるを以て毛利氏を變じて秀吉に通せん議す、家臣森下中村等義にあらずして同心せず、豊國但馬に退去し秀吉に投ず元祖山名時氏よ百六十年當國の守護職たる山名家に、絶つ豊國後徳川氏に仕へ邑を村岡に受く故を物て森下中村等毛利氏にその將吉川式部少輔經家を乞ひて城代とし之に従つて籠城す、天正九年六月羽柴秀吉の包圍を受く城固くして落ちず、月を累ねて毛利氏より援兵來らず、糧食盡き勢窮まりて城將吉川經家部將と共に自盡し十月開城す、これより鳥取城の名天下に顯れたり、秀吉乃ち官部善祥坊繼潤を鳥取五萬石に封す、其の子次部少輔定行慶長五年關ヶ原の役石田三成に與し敗滅して陸奥に謫せらる、同年徳川氏更に池田長吉を鳥取六萬石に封す、長吉大に土木の功を興して本城を改築す、天守閣はも三重八ッ棟造なりしが長吉雷火を慮りて二重櫓に改造せり、鳥取の城郭湮明治維新に至るまでの構は大概其の時の普請の跡なりといふ、元和二年長吉の子長幸封を備中に移され、池田光政播州姫路より轉じて因伯三十二萬五千石に封せられ鳥取に治す姫路

五十二萬石より鳥取六萬石の城下に移りしこゝに藩士の邸宅より商賈市塵を置くべき餘地なきを以て城市擴張の大工事を起し袋川は五六町南方に張り出し城を中心として半圓形に新河を開き堤防を築き要害を構へ茲に始めて藩治の基を開きたり然るに寛永九年八月光政備前岡山に移封せられ從弟池田光仲岡山より替りて因伯二州を治す。貞京三年天主閣雷火の爲に災す、元録五年十一月十一日落雷の爲め焼失し中坂門に延焼す、天主閣は爾後再建無し、享保元年外城を築く同四年功竣る享保五年四月吉方町より出火し本城外城諸廟舎門櫓盡く延焼し市街の大半鳥有に歸せり、之を鳥取の大火とす同六年再び城廓を經始し三年を費して成れり、池田氏歴世の居城なりしが、慶應三年徳川氏大政を奉還し王政維新なるや明治二年藩主池田慶徳版籍を返上し本城を去る同四年陸軍省の所轄となり大阪鎮臺姫路營所分營となる同十一年建物入札拂となり同十二年之を毀壞す、是に於て二百餘年間地方の壯觀たりし樓櫓關壁櫓門櫓悉く廢墟となり。五

鳥取城主交替年表

天文十四年二月 <small>初</small>	十九年間	布施山名家長臣輪番
永録六年より天正元年まで	十一年間	武田又五郎高信
天正元年より同九年まで	九年間	山名豊國禪高
天正九年より同十月まで	一年未滿	吉川式部少輔經家 <small>毛利家城代</small>
慶長五年 <small>五月</small> より	二十年間	官部善祥坊父子
元和二年 <small>十月</small> まで	十七年間	池田長吉父子



元和二年六月より  
寛永九年まで  
明寛治永二九年まで

十六年間  
二百四十四年間

池田光政  
池田光  
池田光仲より慶徳に至る十四代

### 第四節 市 治

#### 一、藩政時代

藩政時代には藩廳の役人に町奉行ありて市政を司り町奉行の下に各屬吏ありて百般の庶務を分掌したりき又町内の名望有産家より選びて町年寄の職を命し多く自治に係る事を司らしむ其警保事務は目付に屬し町目付、下奉行あり明治維新百般の制度釐革せられしも舊來の制により町役場には町奉行あり湯所行徳の如き邊鄙の所には大庄屋ありて管轄せり。

#### 二、置 縣 後

明治四年七月十四日詔して列藩を廢し悉く縣に更め政府の直轄とし各藩知事元大に親諭して其職を罷め東京に移住せしめ給ふ是に於いて郡縣の制大に定まりて中央集權の實舉がる鳥取藩は明治四年十一月十五日より鳥根縣と改められ本市は第一大區中に編入せられ更に之を十三小區に劃られ各區に戸長副戸長二名を置けり同九年八月廿一日鳥取縣に合し同十二年四月郡區町村編制施行に際し從來の區制廢止と共に各町村に戸長一名を置き邑美、法美、岩井郡役所に屬す同

十四年九月十二日鳥取縣を再置せられる。

明治十六年四月一日より施行せられ同十七年六月一日より戸長役場聯合區域を改正せり。

#### 邑 美 郡

##### 第一 聯合

(東町外六ヶ町村戸長役場、位置東町)

東 町

西 町

湯 所 町

湯 所 村

濱 坂 村

覺 寺 村

##### 第二 聯合

(大工町頭外十二ヶ町村戸長役場、位置大工町頭)

栗 谷 町

江 崎 町

馬 場 町

上 町

中 町

御 弓 町

大 榎 町

庖 丁 人 町

掛 出 シ 町

大 工 町 頭

寺 町

吉 方 町

吉 方 村

##### 第三 聯合

(二階町三丁目外三十六ヶ町村戸長役場、位置二階町三丁目)

元 大 工 町

上 魚 町

片 原 一 丁 目

全 二 丁 目

全 三 丁 目

豆 腐 町

鹿 野 町

下 魚 町

下 横 町

下 臺 町

立 好 町

材 木 町

鍛 冶 町

若 櫻 町

本 町 一 丁 目

全 二 丁 目

全 三 丁 目

全 四 丁 目

三 軒 屋

桶 屋 町

職 人 町

二 階 町 一 丁 目

全 二 丁 目

全 三 丁 目

全 四 丁 目

茶 町

新 町

元 魚 町 一 丁 目

全 一 丁 目

全 三 丁 目



魚町尻 川端一丁目 全二丁目 全三丁目 全四丁目 四丁目尻  
藪片原町

第四聯合

(南本寺町外七ヶ町村戸長役場、位置南本寺町)

川外大工町 東品治村 瓦町 今町一丁目 全二丁目 梶川町  
南本寺町 北本寺町 元鑄物師町 新鑄物師町 新品治村 丹後片原町  
藥師町 大森町 川下町 田島村 西品治村 行徳村

明治十七年六月一日より邑美郡に第五聯合を新置し七聯合となる

第四聯合

(瓦町外七ヶ町村戸長役場、位置瓦町)

川外大工町 東品治村 瓦町 今町一丁目 全二丁目 梶川町  
南本寺町 行徳村

第五聯合

(新鑄物師町外九ヶ町村戸長役場、位置新鑄物師町)

北本寺町 元鑄物師町 新鑄物師町 新品治町 丹後片原町 藥師町  
大森町 川下町 西品治村 田島村

法美郡

第一聯合

(立川町三丁目外八ヶ町村戸長役場、位置立川町三丁目)

立川町一丁目 全二丁目 全三丁目 全四丁目 立川村

明治十七年六月一日より法美郡第三聯合より第一聯合に卯垣村以下組替となる、役場位置同し

卯垣村 小西谷村 瀧山村 百谷村

かくて明治二十二年四月一日市制及町村制の實施せらるゝや、邑美、法美の二郡中より鳥取の地を割きて鳥取市を組織し同年十月一日より市制を施行し舊來の獨立町村は都て其大字となりたり。

第五節 大字

市制施行と共に大字となりたる鳥取市七十四ヶ町村の沿革左の如し。

東町 明治四年の末まで現今の東町西町を惣門内と稱し同五年正月より廓内と唱へ同六年十二月十日町名を貳拾ヶ西町に分ち又十五年五月十七日其貳拾ヶ町の内、宮内町堀端町一三三四丁目舊城内、山手町、澤市場町一三三四丁目、榎町の拾貳ヶ町を合併し東町の稱に改め、新藏一二丁目、追廻シ町、撞木町、柳町、堀止町、南杉浦町北杉浦町の八ヶ町を合併し西町の稱に改む。

湯所町 明治十二年三月迄今の湯所村を併せて湯所村と稱したりしを分割して字御乗場を界し土手内を湯所町となし其外を湯所村となす尤土手内字内田は湯所村に屬す今より約三四百年前温泉ありしを以て湯所と呼びしといへり。

湯所村 丸山と總稱す明治十二年三月湯所村を湯所町村に分割したるものなり。  
栗谷町 古名栗谷口といへり元榎峠の本往來なりしが築城後は要害上諸人の往來を禁じ百谷の一村のみ通行を許されたり。



江崎町 古名を八軒屋町といひ城下を離れたる民家なりしが本ミ下吉方村より出て茶屋なき構えたる所なりといへり

馬場町 此の所にて馬場を立て居りたるもの見えたり。

上町 権現堂を呼べり初は是より上みには未だ町屋無かりし故上町を唱へたり。

中町 現今小中ノ町を唱ふる所は古名を吉方中ノ町を唱へ、大中ノ町は権現堂中ノ町を唱へ古名は古ル御馬場ノ町を呼びしといへり。

御弓町 御先手の射手、歩士の屋敷ありし故の名にして荒神屋敷、揚り屋ノ町、ドンド、土手の下なきいへる字あり

大榎町 此の町の右角の屋敷内に榎ありしが此の樹に依つて此の町の字になりしといへり。

庖丁人町 舊記に御臺所人町あり往世は其手の役人の居たる故今の名を呼びたるものなるべし。

掛出町 往世は今の薬研堀(山伏堀)の幅廣くして裏通りは掛出しをなし居りしを以て字になりたりといふ。

大工町頭 舊記に古ル大工町或は小性町を記せるもの見ゆるは恐くは混淆ならん。

寺町 多數の寺院存在せるを以て其の總名に唱へしが明治十六年一月より袋町、本願寺町、最勝院町、一行寺町を合併し寺町を改稱せり。

元大工町 以前には古大工町を呼へり池田光政侯播州姫路より鳥取に轉せられし時六萬石の城下に五十萬石の御家中

入湊ひしかは多年の間普請の營みありしにより他國よりも夥しく工匠集りけるを最初に此處にさし置かれたる所なれば元大工町といひ、以後に來れるもの等は川外に置かれし故其所を川外大工町を呼びしなりといへり。

上魚町 下魚町に對して云へるものにして若櫻魚町或は魚の棚を稱し御國替以前の魚町なりし所なり。

片原三丁目 片側のみに人家ありしを以て片原町を呼びしといへり。

豆腐町 東町大路にありしが今の所に移されたり又疊を製する職人此の町に多かりしを以て疊屋町とも呼べり。

鹿野町 古名は下片原町にて御國替後に改りたる名なり。

下魚町 一名を蛙町を呼ぶ昔此所へ大なる澤ありて夏の比蛙の啼く聲譁すしく聞えければかく呼ならはせしといへる

俗説あり。

下横町 古名は玄忠寺横町といへり。

下臺町 下臺町は六萬石の城下の時、臺座町といひしが其比は郭外にて少しく町屋ありしを城方の臺座町に對して

下タノ臺座町を云へきを略して下臺町といひしものなりといふ。

女好町 御國換の比森元交を元へる醫師居たりければ其名を呼ならはせしなりといへり。

材木町 本名を唱ふ者稀にして大方は内丹後町を唱へり宮部侯の時代には西町杉浦惣門の邊に在りしものを光政侯入

國の時此所へ移されし見えたり。

鍛冶町 冶工等軒を連ね居しを以てなり。

若櫻町 前古よりの町にして何の時代よりか若櫻街道の名に呼ならはしければ鍛冶町を思ひ居るもの多く鍛冶町下ノ町を呼べり。

本町丁目 大工町と同様池田光仲侯の時姫路の城下にありたる町名を移されたるものなり。



本町三丁目 光政侯の時代より小豆屋三郎右衛門ミ云ふ者此町の西側中程に間口十六間の雜穀店を出しける故小豆屋町ミ呼びけるミぞ享保の頃迄は専ら此の名を唱へたり。

一一一

本町四丁目 湯所多門院が先祖多門ミいへる修験者の居たる緣故に因つて多門町ミ呼びしミいふ。

三軒屋 御國替の後迄も此所には田畑有つて只民家三軒ありし故なりミいへり光政侯の時智頭街道を限り上分二十町

下分二十町ミ府下の町敷を都合四十町に定められたる時上分ミは違ひ下分へは人家乏しかりし故編戶只三軒なりし商家も一町に立られ三軒屋町ミ號けられたるものならんか御町換後此町を減して本町四丁目ミ合せられ後年四十

八町に改められたるミきも上下人家の多寡對應せざる故に上構にては江崎町上町の如き大町も一町になし置かれ下構にては下横町大森町なミの如き狭小なるものも一町ミして二十四町の員敷を補ひたるものミ見えたり。

桶屋町 光仲侯入國の時町小路を割渡されけるに最初此處に桶屋仁右衛門ミ云へる者地着いて桶を結びける故自然ミ

町の名に呼ひたりしミ初めの頃は何れの町も家居まばらにして此の桶屋の宅より江崎町の往來する人見えたる由因幡志に載せたり。

職人町 大工木挽石工なミの家居多かりしを以て呼びしものなり。

二階町一丁目

二階町一丁目を風呂屋町ミ呼ぶ當時始に二階造りの家を建たる者ありて總名ミなれりミ云は不審き説にして是も光政侯の時姫路にありし名を移されし名なりミいへり。

二階町二丁目を檜物屋町ミ呼べり檜物師軒を並べて島臺飾兜の類或は胞桶其外葬式の道具總べての曲物指物の類を

製せりミ現今も指物店軒を並べり。

一階町三丁目 二階町一丁目を風呂屋町同二丁目を檜物屋町ミ唱へて其本名を呼ぶ者なく之れに依つて二階町ミは當町

よりを唱ふミ心得たる人も多し。

茶町 光政侯時代より當町に茶屋與左衛門ミ云ふ者七間半口の茶店を構へ居りければ是に因て町名ミなれりミ又當

國には茶少なくて大方他邦より船に積みて輸漕し來り當所へ持上げて賣買をなしければ町名ミなれりミ記せるものあり。

新町 光政侯の時當時の如く土手内に町小路を割渡されたるミき事情ありて次の町を一丁目ミ定められたるものな

らんが其後に人家を營みけるに依て新町ミ名けられたるものなりミ又沖の新町ミ唱へたり。

元魚町三丁目 魚店の處なれば元魚町ミ呼べミ俗間にては上魚町は大工町ミ云ひ下魚町をば蛙町ミ呼びて何も混す

る事なき故單に魚町ミ唱ふ。

川端一三 此通りは何れの町に拘らず四丁目ミ唱へて四丁目の一丁目或は二丁目なきミいへり一説には若櫻町惣門よ

り本町二階町新町の三町ありて其次の町なれば四丁目ミいふ又或説には始め旅籠屋の有たるは四丁目ばかりなりし

比他國人の來りて宿屋町は何れなりや尋るミき人々四丁目なりミ教の後に三丁目も宿屋ミなりてもやはり以前の

如く云ひける故此通りの惣名の如くになつて四丁目筋なき云けるが上世此邊に川筋ありて新町の方より本町の末を

丹後町の方へ流れ通りたるか城下を通れる袋川の被害を避んが爲め古川筋を残し置きたるが町屋を割りし時この古

川筋を埋立て掘堀に近き本町風呂屋町の邊りは片原町の土を運び是に遠き所に至ては新町の地或は圓相院内奥市堀



の土を取りたるものなるべく河端の名の起源は是なるべしといへり。

藪片原町 人家は片側のみにして片側には竹藪ありしを以て藪片原と稱せしものなるべし。

立川町 一二三 元録八年に立川新町一丁目より三丁目迄建揃ひたる所にて明治十一年まで立川何丁目と呼び立川町何

丁目と町の字をかへたり。

立川村 は矢津村と立川村を合せて立川村と稱せり。

吉方町 吉方とは古代の保の名に見ゆる所にして鳥取と吉方とは隣りたる地にして其區域至つて廣く現今の栗谷江崎

吉方村 馬場町上町中町寺町大工町等も下吉方の分内なりしと思はる吉方町には現今生駒の町正行寺の町樋橋の町等

の字を存す總稱して内吉方中土手と呼べり中土手は兵營設置以來交通繁くなり明治四十三年立川町二丁目より吉方

村迄路幅を三間に改修せり吉方村は栗谷より上町に轉じ現今の地に轉じたるものにして上吉方村下吉方村と稱した

りしが後に吉方村と稱し吉方町の内吉方に對し外吉方と呼へり。

川外大工町 川向と呼ぶ元大工町或は古大工町と唱ふるも此町に對して呼びしものゝ如し。

東品治村 田中と稱せり品治とは一郡を五つに分ちたる所なれば餘程廣潤なる地にして元和年間光政侯入國以前迄は

袋川も山下近くを流れて惣構の土手の堺もなく此邊一面の田土なりし頃なる品治の境界は東は鳥取西は行徳南は吉

方富安北は大森田の島に接續せし地にして明治の初年に於て田中に東品治村向品治新茶屋に西品治村の名稱を附し

たるものなりといふ。

瓦町 最初瓦屋を差し置かれたるよりいへるものなるべし。

今町一丁目 此町は四十八町の内には後に加はりたるものなり。

今町二丁目 此の町は今町一丁目より後に元録の前後に建しならんといへり。

梶川町 昔此處に鍛冶職の者住たる故鍛冶町と呼ひしといへども詳ならず此河端の通をち河べりと呼べり。

南本寺町 北本寺町本寺町といへり本寺町は品治の文字替りにて斯く書き謬りたるは御國換よりも以前の事に見ゆ。

元鑄物師町 冶工居を構へ鍋釜を製する故の名稱なり。

新鑄物師町 城下の町數未だ四十町なりし比より見ゆれば元鑄物師町の建て間もなく出來たる町なり。

新品治町 寛文十年頃の圖には未だ此町なく四十八町の數には後に入りたる町なり。

丹後片原町 向つ丹後町外丹後町とも唱ふ此丹後の名義の出所詳ならず。

藥師町 寛文十年頃には新藥師町と記せり明光院の藥師承應年間に出現ありし事眞實ならば其迄の年曆凡二十餘年な

る歟又此町は後に四十八町の内に入りしものなりといへり。

大森町 往世此邊りに大森村ありし故町の名に呼ならはせし見ゆ藥師町と大森町とは出來藥師と呼べり。

川下町 丹後片原町と川下町の邊は川下と稱し居れり。

### 第六節 市 徽 章

全國各市に皆徽章を制定せるか本市の徽章は久しく一定せるものなかりしが舊藩中因伯の徽章とせられ居りしを

原として角三輪を組み合はせたるものゝ中に鳥の字の古篆を便化して嵌入せるものを鳥取市會の議決を経て大正四年





七月より鳥取市の徽章ミ定めたり因に舊藩中に使用せられたる角輪の印は文武を表はしたるものにて丸は文を角は武を表象したるものなりミいふ又古來より各町に幟印ありし事鳥府志に載せり。



## 第二章 行 啓

### 第一節 東宮行啓

由來山陰の地は僻遠遐陬に屬し海陸共に險惡にして古へより至尊高貴の祥事を以て鳳輦鶴駕を枉げ給ひし事あらず。明治天皇陛下には早く東北地方九州地方にも行幸遊ばされしに拘らず我山陰道は未だ鳳輦通過の榮を得ず是れ忠純にして心を皇室に傾くるの最も深き道民に在て夙昔遺憾せし所なり因て鳥取島根兩縣知事は縣民に代りて屢々行幸を上願せしも道路不便の故を以て行幸の御沙汰なかりしが明治四十年鳥取境間の鐵道全通し道路其他の設備復た前日の比にあらず。

今上天皇陛下の未だ東宮におはしまし、時明治四十年五月二日官報を以て皇太子殿下は五月十日東京御出發山陰道へ行啓あらせらるべき旨仰出されたり五月十八日御豫定の如く倉吉御發車午前十時五十分鳥取假停車場（古海）御着車殿下には直に御下車奉迎の夫々に對して御會釋あらせられ御馬車に木戸侍從長御陪乘中山東宮太夫村木東宮武官長其他の供奉員列外には東郷大將其他隨從し若櫻街道より大名小路に折れ區裁判所前通より御堀端筋御通過午前十一時二十分御旅館扇邸へ成らせらる着御の後午後一時三十分文武高等官に拜謁を賜はり午後は御休養あらせらる此日國幣中社宇倍神社（祭神武内宿禰）へ御使ミして高辻侍從を差遣はされ又岩美郡宇倍野村大字岡益安徳天皇御陵墓考地を親しく視察せしめらる軍人幼兒保育會鳥取孤兒院へ秋澤東宮武官を御使ミして差遣はさる本日停車場には舊鳥取藩主



池田侯爵安東第十師團長津川第八旅團長を始め各官衙高等官郡市長有位有勳者受賞者衆議院議員縣會議員市參事會員市會議員等奉迎し沿道には歩兵第四十聯隊在郷軍人學校生徒赤十字社社員各婦人團體市町村吏帶勳者等は夫々豫定の位置に就き奉迎せり沿道の一般拜觀者は尤も靜肅熱誠に奉迎す殿下には一々御會釋あらせられつゝ殊に軍人遺族廢兵孤兒院等の奉迎者に對しては殊に御慈眼を注がれ賜はれり五月十九日午前鳥取縣廳へ行啓縣高等官各郡市長縣會正副議長に單獨拜謁を賜はり鳥取縣立第一中學校へ行啓御寫眞及金員御下賜の上還御あらせらる同日午後二時扇邸御出門其際名譽職員受賞者へ拜謁を賜はり夫れより鳥取縣師範學校へ行啓あらせられ御記念の爲め金松樹の御手植あり御寫眞并に金若干御下賜の上鳥取縣立高等女學校へ行啓あらせられ御寫眞金員御下賜の上還御あらせらる倉吉町へ行啓の際船上に御使者御差遣の御豫定なりしも稀有の暴風にて延期せられ乃ち五月十九日御使して尾藤東宮武官船上山に登られ同日鳥取縣農事試驗場へは御使して有馬侍從を差遣はさる五月二十日午前九時御旅館御正門にて廢兵に同門外にて軍人遺族に奉拜を賜はり歩兵第四十聯隊へ行啓あらせられ將校集會所に金百圓銀杯一個御下賜あり午前十一時三十分還御あらせらる御使して黒木東宮武官は高田宮内屬を從へ鳥取招魂社へ參向せられ本田侍從を御使して鳥取縣物産陳列場へ差遣はさる。

殿下には御旅館扇邸庭内御散歩あらせられ記念の爲め小松を御手植あらせられたり殿下には本縣へ御巡啓以來官民共に熱血を灑ぎて奉迎申上げ鶴駕の過ぐる所何れも御仁慈の深きに感泣しける至誠の程を體はし且つは侍臣より言上せる縣民歡喜の情况等を聞召して非常に御滿悅あらせられしと漏れ承れり倉吉行啓の際(十七日)は暴風吹き荒みたるも鳥取行啓の當日より引續き晴天となり二十日夕刻には天候稍變兆を認め織雲徂徠せしも二十一日は朝來一天晴れ渡

り十五日境港御上陸以來縣下行啓中一日の降雨なかりし故縣民之を殿下日和と稱せり五月二十一日御豫定の通り午後零時三十分扇邸御出門中山東宮太夫御陪乘村木東宮武官長木戸東宮侍從長其他の供奉員及東郷大將以下扈從し鹵簿肅々東町裁判所前より智頭街道を経て鳥取假停車場に向はせらる停車場には池田侯爵安東第十師團長津川旅團長を始め各官衙高等官郡市長有位有勳者衆議院議員縣會議員市參事會員市會議員等奉迎し歩兵第四十聯隊各學校生徒在郷軍人廢兵其他の諸團體は夫々豫定の位置に就きて奉送す殿下には一々御會釋を賜ひて一時二十分御機嫌廳はしく御發車島根縣へ行啓あらせられたり鳥取市へ金五百圓御下賜あり拜聞する所によれば公共團體へ御下賜金は曾て其例なく實に今回を以て初めみなすこいふ誠に畏き事の極みなりし。

## 第二節 韓太子行啓

明治四十三年韓國皇太子殿下御見學して山陰道行啓御治定あり七月十七日 殿下鳥取市着御二日間御滞在鳥取市へ金參百圓御下賜あり七月十九日東伯郡倉吉町に向け御發車遊ばされたり。



### 第三章 土地

#### 第一節 位置境界

本市は鳥取縣の東北部にあり西町元標は東經百三十四度十九分北緯三十五度三十分分に位し四周は悉く岩美郡にして東は稻葉村北は中ノ郷村西は富桑村南は美保村面影村に接す。

#### 第二節 地勢

本市は地勢平坦にして源を岩美郡雨瀧に發する袋川市街の北部を貫流し久松山及一帯の連山東北部に聳立す山岳河川の重なるもの左の如し。

久松山(東岩美郡中ノ郷) 高サ八百七十一尺

本陣山 一名太閤ヶ平(イコウケナラ) 高サ七百九十五尺栗谷町にあり。

源太夫山(立川町四丁目 岩美郡稻葉村) 高サ六百二十六尺

天神川は源を岩美郡稻葉村大字百谷に發し因幡山の山麓を流れて立川村に入り吉方馬の瀬に至りて袋川に合す。

袋川は源を岩美郡大茅村大字雨瀧に發し大茅川と稱し字倍野村に至りて國府川と稱すこの川は本市の間を流るゝこゝ吉方村より湯所村に至るまで一里許濱坂に至り千代川に合して賀露川となり賀露港に至りて海に入る本市水運の

利は一に之に頼れり古代湊川と稱せしものにてその川筋の變遷ありしこゝは既に第一節に述べたればこゝに記さず。

千代川は源を八頭郡志戸坂峠に發し智頭川と稱す北流して佐治川八東川を合せ千代川となり鳥取の西端を経て袋川を合し賀露川と稱し湖山の池水を容れ日本海に入る長さ十二里因幡國第一の大河なり。

#### 第三節 地質及地味

鳥取市街及千代川袋川天神川の沿岸一帯は沖積層に屬し埴土に富み河岸諸所に壤土あり地味一般に肥沃なり源太夫山一帯及太閤ヶ平は石英粗面岩層及花崗岩層にして久松山及雁金山一帯は花崗岩層に屬し久松山以北湯所方面は第三紀層に屬せり。

#### 第四節 氣候及氣象

鳥取附近の地勢たる東西南の三方は概ね樹木繁茂せる山地連亘し北方の一面は小平野を距て、近く海を控ふるを以て氣候四時略順調なり本市は其小平野中に位するを以て氣候良好なり空氣の温度は年内平均攝氏廿四度(華氏七十五度)時々蒸熱高く攝氏三十六度(華氏九十六度)に達するこゝあれども驟雨屢々來りて暑熱を拂ふ冬期は平均攝氏六十六度(華氏四十二度)北風六花を飛ばすの日多きに居れども一旦積雪するに至れば寒氣漸く弱く融雪速なるを常とす雨量は大凡全國平均の地位にあれども晴雨偏する傾あり。



氣象觀測成績

年次	氣溫	降水量		一日ノ最多量	平均雪量	最多風向
		總量	一日ノ最多量			
三十七年	一五、七	二二七三、六	一二四、〇	六、七	北	
三十八年	一六、三	二一七〇、二	一〇一、六	七、三	北	
三十九年	一六、五	一九二五、一	五八、〇	七、二	北	
四十年	一六、四	一八九九、七	八二、三	六、七	北	
四十一年	一六、六	二二五三、一	九九、六	七、四	北	
四十二年	一六、二	一七五五、七	六二、七	七、五	北	
四十三年	一六、七	一九六四、二	一二八、三	七、五	北	
四十四年	一六、八	一九三七、五	六二、八	七、〇	北	
四十五年	一五、九	一七一八、三	五二、三	六、八	南	
大正三三年	一七、六	一八〇五、三	七〇、七	一、一	北	
大正三四年	一七、六	一九一八、一	七八、五	一、一	北	

同上類別日數及地震回数

年次	降水	雪	電霞	快晴	曇	雷電	霜	強風	地震回数
三十七年	一八五	二二	二二	六四	二一四	一三	一〇	一一	二
三十八年	一九六	二五	八	六五	二三七	一五	七	九	三
三十九年	一七三	三五	一七	六五	二二九	四	七	五	三
四十年	一八三	三三	一一	六一	二〇六	二	六	五	二

第五節 市の區域

年次	氣節		氣節	氣節	氣節	氣節	氣節	氣節
	初日	終日						
四十一年	一九九	二六	九	三三	二二五	二	二〇	
四十二年	一七五	二三	一六	二八	二一一	五	二〇	
四十三年	二一九	三九	三七	五一	二二三	四〇	二〇	
四十四年	二〇三	三〇	三〇	五三	一九六	一〇	二〇	
大正元年	二〇一	二七	一	六六	一八九	一〇	一〇	
大正二年	一八八	四八	一	五八	二〇九	一〇	一〇	
大正三年	一九〇	二七	一	九四	一九四	一一	一〇	
四十四年	五月廿五日	九月廿五日	一、二五	一、二五	一月三十一日	二月十一日	一、二	
四十四年	四月廿四日	十月二日	一、六二	一、六二	一月三十一日	二月十一日	一、二	
大正四年	四月廿日	十月六日	一、七〇	一、七〇	一月三十一日	二月十一日	一、二	
大正五年	四月廿五日	九月三十日	一、五九	一、五九	一月三十日	三月一日	一、二	
大正六年	五月十八日	九月廿一日	一、二七	一、二七	一月三十日	三月一日	一、二	

鳥取市の區域は郡の區域に屬せず地籍上一區劃をなせり。  
面積 零方里四分八厘



廣 極東 三十町  
 極西 新品治町  
 表 極南 立川村 一里三丁  
 極北 湯所村  
 周圍 三里十七町

地籍は左の如し

官有地 二百五十四町八反四畝二十二步  
 田地 百十七町六反五畝十七步  
 市街宅地 三十七萬七千七百三十六坪五合八勺  
 畑地 九十一町三反八畝一步  
 地沼 一反六步  
 山林 三十四町六反七畝十六步  
 原野 十町二反三畝二十八步  
 雜種地 四反五畝九步

之を左の如く大字七十町四ヶ村に區劃せり。

東町	西町	湯所町	湯所村	栗谷町	江崎町	馬場町
上町	中町	大榎町	鹿丁人町	御弓町	掛出町	寺町
大工町頭	元大工町	上魚町	片原一丁目	片原二丁目	片原三丁目	豆腐町
下魚町	鹿野町	下壺町	下横町	支好町	材木町	鍛冶町
若櫻町	本町一丁目	本町二丁目	本町三丁目	本町四丁目	三軒屋	桶屋町

職人町 二階町一丁目 二階町二丁目 二階町三丁目 二階町四丁目 茶町 新町  
 元魚町一丁目 元魚町二丁目 元魚町三丁目 魚町尻 川端一丁目 川端二丁目 川端三丁目  
 川端四丁目 四丁目尻 藪片原町 川外大工町 東品治村 瓦町 今町一丁目  
 今町二丁目 梶川町 南本寺町 北本寺町 元鑄物師町 新鑄物師町 新品治町  
 丹後片原町 藥師町 大森町 川下町 吉方町 吉方村 立川町一丁目  
 立川町二丁目 立川町三丁目 立川町四丁目 立川村

岩美郡富桑村(大字行徳西品治田島等)は本市に接続せるを以て同一行政区域内にありしも市制實施後分離して一村を組織せり。

第四卷 人口



# 第四章 人口

## 第一節 戸数

本市の戸口は寛永以後年を逐ふて滋殖するに共に市街益々擴張し呂美郡吉方田中品治行徳田ノ島大森湯所の諸村落皆城下續きとなり市塵軒を列ねて鳥取を稱するに至り市坊四十八戸數六千八百に上りしが明治維新後鳥取縣を置かれしか戸口漸く減少し明治九年鳥根縣に合せらるゝや益々衰微を極む同十五年鳥取縣を再置せられ同二十二年市制施行後明治三十年歩兵第四十聯隊を置かれしかば戸口漸く増殖し市勢振興の途に向へり現時の戸數約六千人口四萬に達せん

明治二十二年市制施行の際より大正四年に至る現住人口及戸數左の如し

年次	現住戸數		現住人口		前年ニ對スル人口増減
	男	女	男	女	
明治二十二年	五,九七五	三,六五二	一四,二四六	二七,八九八	同
同二十三年	六,三三二	三,七七一	一四,三三一	二七,九四九	増 五三
同二十四年	六,三〇三	一四,一二一	一四,三九九	二八,五二〇	同 五七一
同二十五年	六,六三五	一三,九五二	一四,二一〇	二八,一六二	減 三五八
同二十六年	六,六六一	一三,一七一	一三,六二五	二六,七八六	同 一,三七六
同二十七年	六,二六四	一三,二八三	一四,〇九八	二七,二八一	増 四九五

年次	現住戸數		現住人口		前年ニ對スル人口増減
	男	女	男	女	
同二十八年	五,九七四	一三,六九四	一四,一七三	二七,八六七	同 五八六
同二十九年	五,九九九	一三,〇六三	一三,七七五	二六,八三八	減 一,〇二九
同三十年	六,一〇七	一三,〇二八	一四,四二四	二七,四五二	増 六一四
同三十一年	五,九四七	一四,〇〇五	一四,四九一	二八,四九六	同 一,〇四四
同三十二年	六,〇二六	一三,三四二	一四,二四二	二七,五八四	減 九一二
同三十三年	六,五四二	一五,〇一六	一五,三一〇	三〇,三二六	増 二,七四二
同三十四年	六,四三一	一四,九二九	一五,六六五	三〇,五九四	同 二六八
同三十五年	六,四四七	一五,一一四	一五,六二五	三〇,七三九	同 一四五
同三十六年	六,七八三	一五,三一八	一五,七〇五	三一,〇二三	同 二八四
同三十七年	六,六四五	一五,二六二	一五,八〇三	三一,〇六五	同 四二
同三十八年	六,三八四	一五,五七五	一六,二三四	三一,八〇九	同 七四四
同三十九年	六,三五六	一五,七九三	一六,二二四	三二,〇一七	同 二〇八
同四十年	六,三六四	一五,八九〇	一六,六八一	三二,五七一	同 五五四
同四十一年	六,四二二	一六,〇二一	一六,六六一	三二,六八二	同 一一一
同四十二年	五,六九二	一六,四四一	一七,二二〇	三三,六六一	同 九七九
同四十三年	五,七三三	一六,八二〇	一七,四八二	三四,三〇二	同 六四一
同四十四年	五,八三六	一七,三七三	一七,六九五	三五,〇六八	同 七六六
大正元年	五,九三九	一七,六二六	一八,三二五	三五,九五二	同 八八三
同二年	五,九五九	一八,二八九	一八,九九二	三七,二八一	同 一,三三二
同三年	五,八七四	一八,五三五	一八,九〇〇	三七,四二五	同 一四四
同四年	五,九一〇	一八,五三八	一八,八九一	三七,四二九	同 四

人口は三十二年以前に於ては増減一定せざりしも明治三十三年以後は増加一方となり此平均一ヶ年の増加は六百十人餘に當るも戸數は二十二年以降毎に増減あり人口の平均上減少の事實を示すに雖元來本市は戸數割稅負擔の關係より同歲



者の如何に依り戸数の増減を來じつゝあり

## 第二節 人口

### 一、毎戸平均人口及密度

年次	現住人口	現住戸數	現住戸數一戸對スル人口	一方里ニ對スル人口
大正四年	三七、四二九	五、九一〇	六、三三三	七四、八五八
同三年	三七、四二五	五、八七四	六、三七七	七四、八五〇
同二年	三七、二八一	五、九五九	六、二六六	七四、五六二
同元年	三五、九五二	五、九三九	六、〇五五	七一、九〇二
明治四十四年	三五、〇六八	五、八三六	六、〇〇一	七〇、一三六
同四十三年	三四、五〇二	五、七二三	六、〇〇〇	六八、六〇四
同四十二年	三三、六六一	五、六九二	五、九一	六七、三二二
同四十一年	三三、六八二	六、四二二	五、〇九	六五、三六四
同四十年	三三、五七一	六、三六四	五、一二	六五、一四二
同三十九年	三三、〇一七	六、三五六	五、〇三	六四、〇三四
同三十八年	三一、八〇九	六、三八四	四、九八	六三、六一八

### 二、人口及戸數大字別

(大正四年十二月末日現在)  
(×印ハ外國人ナリ)

大字名	本籍人口		現住人口		現住戸數
	男	女	男	女	
東町	七六九	七二七	一、〇九九	八〇六	二三八
西町	八二三	八五〇	一、〇九九	八〇六	三〇三
湯所町	四七五	四七一	九一七	一、七七八	一二九
栗谷町	二一一	二一四	四二一	八五六	七三
江崎町	二八九	三〇一	二八九	五四七	七三
馬場町	一一八	九八	二九二	六〇九	一〇八
上町	四八一	四九六	一四三	二七六	四一
中町	二四九	二六七	五〇二	九九六	一六三
御弓町	二四七	二六七	二二八	五〇一	九三
大榎町	一〇五	一〇三	二四六	四九七	七七
庖丁町	一一八	一一二	八九	一〇〇	三九
掛出町	一一五	一一二	一〇六	一〇四	三五
大工町	二〇五	二一九	一五五	一五三	五五
寺町	二九五	二九七	二二四	二一一	七五
吉方町	七〇一	六二八	三三八	五二二	一三七
元大工町	一五六	一七一	七六八	七三〇	二七六
上魚町	一九六	二〇〇	一九八	二二〇	六六
片原一丁目	八二	九四	二〇六	二〇二	六一
片原二丁目	一〇三	一〇二	一一六	九七	三七
片原三丁目	九六	八七	一一二	一〇五	四〇
豆腐町	一四六	一六五	一六〇	一七九	四三



元魚町三丁目	魚町尻	川端一丁目	川端二丁目	川端三丁目	川端四丁目	四丁目尻	藪片原町	川外大工町	瓦町	今町一丁目	今町二丁目	梶川町	南本寺町	北本寺町	元鑄物師町	新鑄物師町	新品治町	丹後片原町	藥師町	大森町	川下町	湯所村	吉方村		
一六五	一五九	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	
一七二	一六五	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	
三三七	三二四	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	
一九三	二〇四	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	
一八八	二〇二	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	
三八一	四〇六	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	
五七	六六	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二

元魚町三丁目	元魚町二丁目	元魚町一丁目	新茶町	二階町四丁目	二階町三丁目	二階町二丁目	二階町一丁目	職人町	桶屋町	三軒屋	本町四丁目	本町三丁目	本町二丁目	本町一丁目	若櫻町	鍛冶町	材木町	支好町	下臺町	下横町	下魚町	鹿野町	
一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六
一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八
二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四
一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三
一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八
三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九
五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇



年次	計		自十六才至六十才		十五才以下		六十才以上		合計	人口百中不生 產的人口
	女	男	女	男	女	男	女	男		
同 四十二年	二〇,三四二	九,九八九	一〇,七七九	一〇,五六一	一,八八九	一,七五九	一,八八九	一,七五九	三九,五五七	
同 四十三年	二〇,四七〇	一〇,一五九	一〇,七七六	一〇,五六一	一,八八九	一,七五九	一,八八九	一,七五九	三九,八八六	
明治四十四年	二一,〇七九	一〇,四三八	一一,五五五	一一,〇七九	一,八八九	一,七五九	一,八八九	一,七五九	三九,八九	
同 元年	二一,五九八	一一,〇三七	一二,四三〇	一一,〇三七	一,八八九	一,七五九	一,八八九	一,七五九	三九,九二	
同 二年	二二,三八一	一一,四三〇	一二,四三〇	一一,四三〇	一,八八九	一,七五九	一,八八九	一,七五九	三九,九八	
同 三年	二二,四五九	一一,〇七一	一二,四五九	一一,〇七一	一,八八九	一,七五九	一,八八九	一,七五九	三九,九九	
大正四年	二二,五五五	一一,〇七一	一二,五五五	一一,〇七一	一,八八九	一,七五九	一,八八九	一,七五九	四二,四一	

三三三

族稱	戶		主		家		族		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
東品治村	二八四	三〇〇	五八四	三七五	三七二	七四七	一三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
立川町一丁目	三〇七	三〇六	六一三	三二八	三二二	六五一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
立川町二丁目	四一五	四一〇	八二五	四九九	四六二	九二一	一四三	一四三	一四三	一四三
立川町三丁目	二三〇	一九四	四二四	二五一	二三三	四八四	八一	八一	八一	八一
立川町四丁目	四〇六	四二一	八二七	四二七	四〇五	八二二	一二四	一二四	一二四	一二四
立川村	二二一	二四三	四五四	二六三	二六三	五五八	九八	九八	九八	九八
合計	一五,九八九	一六,二八九	三二,二七八	一八,五三五	一八,八八八	三七,四二三	五,九一〇	五,九一〇	五,九一〇	五,九一〇

### 三、族稱別

(大正二年十二月末日現在)

### 四、現住人口ノ生産の年齢別

三三三



同 四十一年 計 女 男  
 九、六九〇  
 一〇、〇〇三  
 四、七八八  
 四、五八九  
 九、三七七  
 一、五四三  
 二、〇六九  
 三、六一二  
 六、三三一  
 六、六五八  
 一二、九八九  
 三四  
 三九、七四

五、職業別

本市の商工業者及農業者(大正四年十二月末調)を左に掲ぐ。

職業	戸數	執業者	從屬者	計
商業ヲ主トスルモノ	二、一五五	二、三一一	三、一一七	五、四二八
商業ヲ從トスルモノ	三七一	一、六五〇	三、四九一	五、一四一
工業ヲ主トスルモノ	一、六〇三	三、九六一	六、六〇八	一〇、五六九
農業ヲ主トスルモノ	六四	三、四五五	三、六二	七、〇七
農業ヲ從トスルモノ	八九	七〇〇	三、九四	七、四九
計		二、七〇三	二、〇五二	三、七五五
		八〇二	二、八四二	三、六四四
		二、五〇五	四、八九四	七、三九九
		一、四〇〇	六六	二、〇六
		八四	一一三	一九七
		二二四	一七九	四〇三
		八三	一八三	二六六
		四一	二四八	二八九
		二三	四三一	五五五

六、各種選舉資格別

市住民は一定の要件を具へて市の公民となり選舉權を享有せり市制實施以來市會縣會衆議院の議員選舉有權者數左の如し。

年次	市會議員選舉有權者	縣會議員選舉有權者	衆議院議員選舉有權者
明治三十五年	一、七五〇	六九四	八月十日 三三五
同 三十六年	一、七九九	七三六	三月 二五六
同 三十七年	一、七三七	六九六	三月 二二四
同 三十八年	一、七五七	八二一	
同 三十九年	一、七四七	九九〇	
同 四十年	一、五五四	一、一六七	五月 六二九
同 四十一年	一、六五五	一、一六〇	
同 四十二年	一、六七四	一、一六二	
同 四十三年	一、七三三	一、二一五	
同 四十四年	一、七四六	一、〇二八	
大正元年	一、七七八	一、〇一五	
同 二年	一、七七八	一、〇一五	
同 三年	一、七五三	一、〇六五	
計			三五



同 四年

一、七三七

九三一

三六

七四五

### 七、人口出入ノ別

種別	他へ出テ居ルモノ		計
	男	女	
縣内他郡	五〇一	四八二	九八三
他府縣	一、八三四	一、五七五	三、四〇九
陸海軍在營艦者	一七七	一	一七七
囚人懲治人	六七	三	七〇
朝鮮	三六	二一	五七
臺灣	二〇	五	二五
南洋	一	一	二
外國	六	五	一一
合計	二、六四二	二、〇九二	四、七三四

種別	他ヨリ入り居ルモノ		計
	男	女	
縣内他郡	三、二四〇	二、八三五	六、〇七五
他府縣	一、九五一	一、八五九	三、八一〇
合計	五、一九一	四、六九四	九、八八五

(大正四年十二月末日調)

### 八、婚姻、離婚、出產、死亡

年次	婚姻	離婚	出生	人口百ニ付	死亡	人口百ニ付
大正三年	二六一	三四	九六三	三、〇〇八	六三四	一、九八
同 二年	二四二	二六	九六一	二、九八	六五九	二、〇四

年次	婚姻	離婚	出生	人口百ニ付	死亡	人口百ニ付
同 元 年	二四三	三一	八七〇	二、七三	八六九	一、七七
明治四十四年	二六〇	一八	九六四	三、〇三	七八〇	一、六〇
同 四十三年	二三七	三八	九一六	二、九二	六〇五	一、九三
同 四十二年	二七三	四〇	八六二	二、七四	六四六	二、〇五
同 四十一年	二五七	四一	九一〇	二、九七	五九八	一、九五



## 第五章 教育

### 第一節 藩 學

舊藩中の教育 一般市民は寺子屋師匠より算筆を受くるに過ぎざりしが士族の爲には藩學館設けられたりき今左に其の沿革の概要を記せむ。

藩主池田重寛文教の振起せざるべからざるを察し寶曆六年七月始めて學問所を江崎惣門内(現今鳥取縣師範學校所在地)に創設し支封の醫官箕浦世亮を抽でて文學師範役とし學館奉行を兼ね餐舎建設の事を掌らしむ翌年一月土木功成り二月朔日文武の袖なる宇倍賀露の二神を勧請して開館の式を舉ぐ重寛射ら尙徳の二字を書して之を楣間に掲げしむ尙徳館の名此より始まる云へり是に於て士列以上の子弟は嫡庶を問はず十三歳以上に達すれば自由に入學するを得しむ同年九月藩史の出館聞義の制を定む同十二年取次替以下苗字附に至る徒士以下の者にも登館聽講の途を開けり明和五年九月射場及び禮法科を設置す明和以後儒家其の數を増し侍講侍讀は皆儒臣及び近臣等を以て之に充つるに至れり爾來或は教官を獎勵し或は此を拔擢して官を授け或は學士に祿米を給し藩主親しく學館に臨み執政以下皆列席して經史の講義を聽くあり文教漸く盛ならんせしに文化九年七月忽ち祝融の災ありて市店邸宅概ね焼夷し學館亦灰燼に歸す即ち假に讀書所を設く文政十一年再築の工成り翌十二年始めて舊觀に復せり其の文事は不振を免れざりき嘉永三年慶徳水戸より入りて鳥取藩の封を繼ぐに及び弘道館の制に倣ひて學館を増築し文場を別ちて大小の二とし士列以上の子弟は必

す入學せしめ卒族は長子を入學せしむべき旨を達し又從來藩史入館聽講の制ありしを改めて藩士一同入館聞義の事とし演武場を増設す式場は之を分つに東西南北及び番號を以てし廻廊によりて之を連接し各師範家をして其の門生を卒ひ交互に入りて武技を講ぜしむ是に於て文教武道共に大に振起し生徒日に進み全く舊態を一新せり爾來館名四方に喧傳し劍客槍人の各地を遊曆する者必ず本館に來りて武技を較するに至る斯くて經營數年安政の末に至りて學政大に整へり萬延元年碑を建て、其の全備を表し且つ文武の偏廢すべからざるこゝ、藩士の常操を示す今尙師範學校の門内に存在せるもの即ち是なり萬延文久を経て學館の設備益々擴張せられ兵學數學國學等の數科を設け砲術鳥術の兩場を開き別に游泳場を小松原に置き本館の監督に屬せしむ其の他孔子廟及び宇倍賀露二神の祠を改築し毎年正月始業の日拜賀の式を行ふ又管理の方法を定め館内を二部に大別して大小文武場とし各部に取締役を置きて之を主管せしめ大文場を庶士以上の講習場とし學生を四大部に分ち各儒員一名を長とし各大部を更に六小部に分ち各小部に教授一名を置きて授業訓諭を掌らしむ小文場は別に部を分たす儒員一名の下に教授數名を置けり萬延元年學齡を八歳以上十五歳以下とし十二歳迄は文藝を主とし武術一藝を課し十三歳以上は二藝を修むるこゝを許し文學篤志の者は年齡に拘らず校舎に存りて修業せしめ又別に舍寮を置き優秀なる生徒には公費を以て寄宿修業せしむるの制を設けたり文久二年更に兵學局を設く明治元年醫學寮を創む是に於て生徒大に増加し大小文場通學生一千餘名に達し其の他習字算法習禮醫學等の諸科生徒亦一千三百餘名に上れり武場生徒は家老以下士分は大武場に徒士以下苗字附の者は小武場にて修業すべき制なりしが各師範家の門弟なりしを以て其の數詳に知るべからず明治二年藩制改革の際藩主慶徳新に藩知事に任せらるゝや藩公廨の制を廢し政廳及び七司を置き尙徳館を名づけて總學局とし皇學寮漢學寮醫學寮兵學寮の四學寮を



置き少参事局長をして之を統督し大屬之を助け各寮長及び副長を置き大教正十八員中教正九十員少教正二十八員史部三十六人を置き専ら人材を教養せしめ更に米子倉吉に分局を設置する等學政の施設甚だ盛なりしが明治三年八月朝旨に依りて百餘年間繼續したりし藩費を閉鎖するの止むなきに至れり本館の學科は初め漢文を主せしが嘉永以後國學算法筆道禮法兵學弓術馬術劍術槍術砲術柔術拔刀游泳着甲音樂の科を設けたり學館經費は藩制により金穀は勘定所より之を支拂ひ用度に係るものは真判所より請渡し營繕は作事方にて引請くる事と定められたりき而して安政以前には更に定額を置かざりしが萬延元年四月より毎年金千兩を給し其の以後年々臨時多少の増額あり明治二年には銀札三百七十八貫目に増加し同三年には更に定度五百石を給せられたりき。

## 第二節 小學校

小學校の經營は明治五年八月學制の頒布に始まる當時は寺院或は民屋を假用して開校せり其年設置せるもの選番(町所代) (慶安寺)の二校なりしが翌六年には愛日醇風循誘進良日進甲乙の吉方順成立川の九校を設立せり明治十二年發布の教育會は自由主義の極端に走り之が爲め一時教育の衰微を來し、が翌十三年教育會令の改正に依り漸次之が挽回を爲す明治十八年鳥取高等科小學校を設立す明治二十年四月尋常小學校は久松(今の醇風) 三育(今の選番) 日新旭日立川の五校に減ぜり明治三十年に至り醇風遷番修立の三校となり明治三十二年小學校令の改正あり明治三十四年四月鳥取女子高等小學校を設立す明治四十年勅令第五十二號を以て尋常小學校の修業年限を六ヶ年とせらるゝや同四月更に日進尋常小學校を新設し鳥取女子高等小學校を廢す大正四年四月鳥取高等小學校を廢して久松尋常高等小學校を開設せり

今日は一尋常高等小學校四尋常小學校ミなる教育年を追ひて進歩せり。

### 久松尋常高等小學校

所在地鳥取市東町校地三千三百二十三坪  
校舍坪數千五百三合

市内就學兒童逐年増加し從來の組織にては之を收容する能はざるに至りしを以て大正四年度より醇風遷番兩尋常小學校の編制を變更し鳥取高等小學校を廢して更に本校を設立し高等科は依然全市兒童を收容することとし校舍は元高等小學校建物及び之に隣接せる醇風尋常小學校分教場たりし物を其の儘充用して四月十五日開校式を舉ぐ兒童數大正四年九月調査尋常科男一九九高等科男二六九總計男四六八計七七〇にして高等科授業料月額三拾五錢單獨寄留して入學せる物よりは其の倍額を徴收す。

尋常高等科は修身國語算術歴史地理理科圖畫體操の外に手工商業を加ふ尋常科は他の尋常小學校に同じ學級は尋常科六學級高等科九學級合計十五學級なり。

### 醇風尋常小學校

所在地鳥取市西町校地千五百十四坪  
校舍坪數三百二十一坪

明治六年二月七日元邑美郡宮内町外十九ヶ町村聯合して蕪藩校尙德館跡に開校し醇風學校と稱す明治九年東町に校舍建築落成して之に移轉すされき當時は兒童を疊の上に坐せしめ其の構造及び設備久しく不便を免れざりき同二十年四月愛日小學校を合して久松尋常小學校と稱し元の愛日校舍を分教場とす同二十五年十二月分教場を廢して兒童を本校に移し且つ岩美郡中の郷村教育事務の囑託を受く同三十年四月醇風尋常小學校と改稱す同三十四年四月中の郷村教育事務の囑託を解く同三十五年現校舍新築の工を起し北校舍屋内體操場職員室等略々成るや同年十一月移轉す此時學級數六なりき同三十六年工事完成につき同年四月より通學區域遷番尋常小學校の一部を割て二十七ヶ町村とし學級數を



十二歳同四十二年更に通學區域を二十九ヶ町村學級數を十七歳同四十三年文部省より表彰せられ賞金百圓を受く  
同年四月十八學級を大正四年四月通學區域を二十三ヶ町學級數を十二歳せり。

**遷喬尋常小學校**

所在地鳥取市本町一丁目校地二千七百七十一坪五合八勺  
校舍坪數三百十六坪二合五勺

明治五年十二月一日舊藩公廟たりし建物を以て校舍として開校し遷喬小學校と稱す當時通學區域大工町外二十六ヶ町に涉れり幾ばくもなく就學兒童増加せしを以て通學區域を二分して川端三丁目眞宗寺隣に循誘小學校を設く斯くて十五ヶ年の後同廿年四月復合併して一校とし三育尋常小學校と改稱す乃ち首として校下有志者の寄附金によりて校舍を新築し同廿一年十月廿八日落成式を舉ぐ現在の校舍是なり同三十年四月一日日新尋常小學校を合して復遷喬尋常小學校と稱す同三十六年四月下魚町外二十ヶ町の兒童を醇風尋常小學校に移し十二學級を同四十五年三月本縣より表彰せられ賞金五拾圓を受く大正四年四月日進尋常小學校通學區域たりし藪片原町を加へて十三學級とせり。

**修立尋常小學校**

所在地鳥取市吉方町校地千五百七十坪  
校舍坪數三百二十八坪

明治九年十二月三日寺町慶安寺の各室を以て教室に充て、創立し修徳小學と稱し同十六年十二月校舍を改築す同二十年四月吉方學校を合併し旭日尋常小學校と改稱す同三十年四月一日立志尋常小學校を合併し修立尋常小學校と改稱せり同四十三年十月十六日吉方町に校舍新築落成して移轉す即ち今の校舍なり爾來學級數を十二とす。

**日進尋常小學校**

所在地鳥取市吉方町校地二千四百四十七坪  
校舍坪數四百三十九坪五合

明治四十二年四月一日の創立にして寺町なる元修徳尋常小學校舎を假に充てしが同四十三年十月新築校舍落成移轉す現在校舍是なり學級數十二とす大正三年八月特別學級附設認可せられて同年九月十五日吉方特別學級暨十六日今町特

別學級開始式を舉ぐ。

**第三節 中等學校**

**鳥取縣立師範學校**

明治七年九月小學校教員傳習所を因幡國鳥取東町舊鳥取の藩學なりし尙徳館内に設置し小學教員をすべきものを養成せり、同九年七月小學校教員傳習所を鳥取西町に移し鳥取縣公立師範學校と改稱す其の後鳥根縣に合併せらるゝや同十三年一時鳥取師範學校は廢止せられたりしが同十四年鳥取縣の再置せらるゝに及び翌十五年鳥取縣公立師範學校はまた舊尙徳館址に設置せられたり同十九年師範學校令の發布に依りて鳥取尋常師範學校と改め其の規模を擴張す同三十一年四月より校名を鳥取縣師範學校と改め生徒の定員を定め毎年平均三十五名を募集す同四十年四月より更に一學年定員を四拾名に増加せり翌四十一年四月より二部を置き之を男女に分てり。

**鳥取縣立鳥取中學校**

明治六年十月舊尙徳館跡に第四大學區第十五番變則中學校を設置す同十年十一月鳥取中學校と改稱す明治十四年鳥取縣を再置せらるゝや同十五年二月更に公立鳥取中學校と改む同十七年二月鳥取縣立中學校と改稱す同十九年八月中學校令發布に依り鳥取尋常中學校と改稱す同二十二年校舎を舊城内に新築し之に移轉せり同三十二年鳥取縣立第一中學校と改稱し益規模を擴張す同四十二年四月より鳥取縣立鳥取中學校と改稱せり現在生徒定員六百なり。

**鳥取縣立鳥取商業學校**

東町にあり明治四十四年四月の創立なり甲種程度にして修業年限三ヶ年とす大正三年四月より二ヶ年の豫科を置けり。



**鳥取縣立鳥取高等女學校** 東町にあり本校はもも鳥取婦人會の經營に係り明治二十一年中私立鳥取高等女學校と稱して江崎町に建設せられしが同三十年に鳥取市立高等女學校となり同三十四年縣立高等女學校となり本科實科補習科に分てり。

**私立鳥取女學校** 明治三十九年岩本芳八夫妻の設立經營せしものなるが俄然同人死亡して終に閉鎖の止むなきに至り然るに本市に於て女子の中等教育を修むべきは唯縣立高等女學校あるのみにして年々増加せる多數の志願者の一半をも收容する能はずこの缺陷を補ふは實に當時の急務なり是に於て同四十一年四月山田かめ坂根と兩名相謀り岩本の遺志を繼ぎて再び開校し學科に取捨を加へて後來家政を執るに適切なる女子を養成せんことを期し現任遠藤薫を推して校長とし教員を囑託して同月十五日寺町元修徳小學校舎に入學式を舉ぐ當時新舊生徒合計三十二名に過ぎざりき同四十二年東町なる醇風尋常小學校分教場の一部を借りて移轉す大正三年七月本縣より縣立鳥取中學校寄宿舎建物の無償下付を得て東町舊藩老津田氏邸内に校舍新築の工を起し同四年三月落成移轉せり同年九月調生徒數二百二十五名明治四十二年以降大正三年迄の卒業生合計百四十四名小學校教員免許狀を受けたるもの十四名あり。

#### 第四節 各種學校

**鳥取市立鳥取商工補習學校** 鳥取市遷喬尋常小學校に附設す本校は商工業に従事し又は従事せんことを簡易なる方法に依り之に必要な知識技能を授け兼て普通教育の補習をなすを目的とし、生徒の定員は男子五十名とし甲科乙科の二部を置き甲科は高等小學校卒業者又は之と同等以上の學力を有する者乙科には尋常小學校卒業者又は

年齢十四歳以上にして之れと同等以上の學力を有する者を入學せしむ修業年限は各科一ヶ年とし毎夜二時間教授をなせり。

**私立鳥取縣教育會講習所** 東町にあり明治四十年四月鳥取縣教育會の創設に係り東町醇風尋常小學校舊校舍に授業を開始す爾來數回の移轉を経明治四十三年十二月校舍建築落成して移轉す是れ現時の校舍なり大正三年四月一日私立學校の認可を受く甲種乙種の二科に分ち甲種は修業年限二ヶ年乙種は同一ヶ年とし甲種は尋常小學校本科正教員乙種は同准教員を養成するを以て目的とし經費初は生徒の月謝と縣の補助金とによりて支辨せしが大正二年度より縣より縣員養成を委託せられて委託料を給せらるゝこととなり現在生徒數九十名甲種二學級乙種一學級に編制せり卒業生創立以來乙種六百六十四名其の大部は進んで師範學校に入り又は縣下教員に従事せり甲種八十七名亦教育に従事せり。

**私立鳥取技藝女學校** 西町にあり明治三十八年五月現校長古田貞女の創設にして初私立鳥取裁縫女學校と稱し掛出町に開校せしが同四十四年三月今の名に改め大正二年十一月現在の地に移る我が國固有の女徳を養ひ女子に須要なる知識技藝を授け賢母良妻を出すを以て目的とし義務教育修了者を收容し本科三年研究科一豫科專修科隨意科に分つ學科は修身裁縫手藝家事習字圖畫作文算術茶禮插花彈琴なり大正四年十一月現在生徒數七十二名卒業生は創設以來本科研究科合計百四十人あり。

**私立進士學舎** 僧柴竹造の盡力によりて明治四十一年創設せらる尊王愛國の精神及び海軍思想を有する人物を養成するを以て目的とし教科は修身國語漢文歴史數學英語海事にして修業年限二ヶ年なり初め鳥取高等小學校内の一部











事務所を久松尋常高等小學校に設置し各小學校職員其幹部となり大正五年一月 日發會式を擧げ智徳の修養をな  
さしめ本團の目的を達する爲め學術講話會、通俗講話會、教練體操及武術、水泳、運動、遠足及旅行、共同作業、  
共同貯金、親睦會、夜學會、巡迴文庫、團員相互の慶弔を行ふ。

**鳥取佛教青年會** は會員九十名を有し附屬少年會あり。

**鳥取聯合青年會** は立川町四丁目、川端一、三、四丁目、今町二丁目、瓦町、二階町三丁目、上魚町、下魚町  
茶町、湯所村、材木町、本町一丁目の青年會を以て組織し大正二年二月の創立なり。

**婦人會** 鳥取婦人會(會員七)愛國婦人會鳥取支部篤志看護婦人會鳥取支會(會員百二)等あり。

**報徳社** 鳥取婦人報徳社あり本社は二宮翁の教義に基き國家に對する奉恩の萬一を期し下は勤儉齊家の實を  
擧げ以て現代國民殊に婦人たるの本分を全ふせんが爲め毎月定會を開き善種金を積立て報徳の道を講せり。

左に明治三十七年五月創立以來の成績を掲ぐ

年次	社員數	土產金	善種金
明治三十七年	一一一	二、〇九〇	五〇、七〇〇
同 三十八年	一五七	一六、〇五八	一四四、三九八
同 三十九年	一五三	二八、六九四	二四二、七七三
同 四十年	一五三	三四、九一〇	三三〇、一五一
同 四十一年	一五六	四二、三八九	四四九、四〇四
同 四十二年	一六二	六五、二〇七	六一八、六六一
同 四十三年	一七〇	六〇、五七六	七七六、二六八

年次	社員數	土產金	善種金
同 四十四年	一七一	九一、四二七	九四〇、九四六
大正元年	一六九	一三〇、五四三	一、〇八八、二五九
同 二年	一六四	一五三、一二六	一、二四五、八一六
同 三年	一六七	一七九、〇六〇	一、三七〇、三九六
同 四年	一六九	二五七、二六九	一、五〇八、九四九

第二項 圖書館、文庫、演武場

**鳥取圖書館** 市内西町鳥取縣物産陳列場構内にあり明治三十九年十二月私立鳥取市教育會の設立にして初め私立鳥  
取文庫と稱し鳥取高等小學校内にありしが同四十年十二月鳥取圖書館と改稱し同四十二年建築開館せり總坪數三十  
六坪五合建物は市有に屬す藏書一萬千九百三十九冊(大正四年三月末)内和漢書一萬千二百七十九冊洋書六百六十冊  
を有す。

**演武場** 大日本武徳會鳥取支部及因伯尙徳會等の演武場あり主として劍道、柔道等の武技を練磨せり。

第八節 教育會

**教育會** は各郡市教育會を聯合する鳥取縣教育會と私立鳥取市教育會あり私立鳥取市教育會は本市在住の教育  
者及有志者を以て之を組織す。

鳥取圖書館を設立し毎年三回以上通俗教育談話會を開く又毎年二回以上學事視察委員を各地に派出して本市教育の  
改善に資せり經費は會員の贈金及補助金、寄附金、其他雜收入金を以て支辨せり。



## 第六章 兵 事

### 第一節 聯隊設置

五二

藩政時代の制度は兵事を以て要義とし一切の組織其見地を離るゝことなく城地は其策源にして市民は直接軍事に干渉することなく戦闘に従事するものは藩士にして市民は重に輻重の任に服するのみなりしを明治五年徴兵令を布き士族の常職を解き帝國臣民一般兵役の義務を負担するに至り兵制古へに復し當市は現今中部都督部の管下に在りて第十師團歩兵第八旅團に屬す。

明治二十九年五月一日を以て歩兵第四十聯隊の編制を定められ同年十二月一日先づ聯隊本部及岡山聯隊區より入營の新兵即ち二十九年兵を以て第一大隊を設置せらるる之れ所謂我が聯隊の基礎なり。

兵營落成迄大阪歩兵第二十聯隊内に併置せられ同三十年四月二十一日大阪出發全二十五日鳥取に着營す五月一日轉營式を舉行せられ二日一般官民に營内の縦覽を許されたり同三十年十二月一日新兵入營し第二大隊編制、全三十一年三月二十四日軍旗を授與せらるる二十八日鳥取着官民の奉迎者多し四月三日軍旗祭を舉行し三日四日の兩日一般人民に營内の縦覽を許さるる全年十一月第十師團司令部を姫路に設置せられたり。

當聯隊は備前、美作、伯耆より入營し居りしが本年より備前は歩兵第十聯隊に因幡各郡及但馬、城崎、美方の二郡は當聯隊に入營することとなり同十二月一日三十一年兵入營し第三大隊編制せられ聯隊完備せり。

明治三十七八年戦役に出征し明治四十年十月より明治四十二年九月迄滿洲守備の任に當り歸營す。

歩兵第五十四聯隊(岡山)明治四十年十一月十二日より同四十一年十月二十三日迄在營岡山衛戍地へ歸還せり。  
大正四年三月青島守備の任に服せり。

#### 出征軍人歡迎慰勞

明治三十七八年戦役出征の後備歩兵第四十聯隊は明治三十八年十二月三日四日將校以下下士三百七十二人後備聯隊千八百六十人輻重隊百五十二人補充大隊六百五十人合計三千三十四人凱旋に付犒軍の事に勉め同歩兵第四十聯隊は明治三十九年二月十五日聯隊本部第一大隊將校以下千三百三十四人二月十七日第二大隊千百十七人第三大隊千百三人合計將校六十人下士以下三千三百五十四人凱旋に付本市は特に凱旋歡迎會を開催し樽酒瓶酒折詰等を贈り歡迎せり同年四月八日同本市出身軍人將校及准士官八十二人下士以下六百五十三人合計七百三十五人を今町大黒座に於て慰勞會を開催せり。

#### 守備歸還慰勞

歩兵第四十聯隊は明治四十二年九月二十四日滿洲守備の任務を終り歸還に付下士以下千八百三十六名に清酒三石五斗三升を贈り將校同相當者准士官及見習士官百四名を招待し九月二十六日新鑄物師町寶座に於て歡迎會を開催せり。

#### 凱旋門

明治三十七八年戦役出征歩兵第四十聯隊の凱旋に對し祝意の一端として今町二丁目字棒鼻に凱旋門を建設し明治三十九年二月十日完成せり。

#### 彰忠碑

明治三十七八年戦役紀念及本市出身戦死者戦傷病没者の英靈に對する熱誠の一端として本市上町鳥取招魂社境内に明治三十七八年役戦勝紀念彰忠碑を建設し明治三十九年四月二十五日完成し十月六日建碑式を舉行せり碑文



左の如し

栲溪招魂碑

鳥取市長尾崎君武久以書來請曰明治三十七八年之役我同鄉人從軍千百餘人而陣亡病歿者五十九人鳥取市民欲建碑於栲溪招魂社以傳其事願撰之文此役也皇師所向百戰百捷靡堅不挫靡銳不破威武外揚光輝遠播豐功不績實開國已來所未有是雖因

今上英武 列聖靈祐而非陸海軍人忠義奮發致死報國安能至此我鄉人若須知中佐慘烈殉節若加納中尉先死敵彈其他或奮鬪橫屍或艱苦殞命忠烈勇武前倭相踵皆壯年有爲之士是市民之所欽仰悼惜而有此舉也夫栲溪者鳥取藩祖祠廟之所在而招魂社與之相接昔藩祖尙武訓士三百年於此諸士重義輕命視死如歸以發揮其所養祖而有靈則其喜可知矣嗚呼諸士既歿 聖朝之勅褒而其碑與藩祖祠廟鄰千載而不朽可謂死而有餘榮矣予生於栲溪幼時所觀溪山秀麗猶在目睫想豐碑隆隆立于紫嵐翠樹之中也乃係以銘曰

- 栲溪之山 招魂之祠 爰下靈域
- 乃建豐碑 赫赫武勳 煌煌忠烈
- 石兮弗泐 銘兮弗滅
- 陸軍大將正三位勳一等功三級 男爵 川村景明篆
- 明治三十九年四月 湯本文彦撰文

第二節 壯丁ノ狀況

鳥取市に於ける壯丁の狀況左の如し

年次	合格(丙種ヲ除ク)人員		計	徵集延期人員	出寄地受檢者	兵役免除人員	現役ヲ終リタル人員	軍醫ノ附ニ屬セラレタル人員	總計
	甲種	乙種							
大正五年	九〇	三一	一二一	一四二	四六	一三	一	〇	三九六
同四年	六九	一四	一三三	一三一	四二	五	〇	〇	三九二
同三年	六一	二一	一〇五	一四二	四五	二四	〇	〇	三八一
同二年	六六	一六	一〇五	一五〇	五四	二七	〇	〇	三七三
明治四十五年	六七	一六	一一三	一五五	五四	二六	〇	一	四〇五

年次	尋常小學校ヲ卒業セサル者		尋常小學校卒業者	高等小學校二學年修了者		高等小學校卒業者	合計
	義務教育ヲ受サル者	中途退學者		二學年修了者	卒業者		
大正五年	八〇	三一	一九	一一	六一	九九	
同四年	九〇	一四	一三	八	二九	五三	
同三年	九〇	一四	一三	八	二九	五三	
同二年	九〇	一四	一三	八	二九	五三	
明治四十五年	八〇	一四	一九	一一	六一	九九	
計	八〇	一四	一九	一一	六一	九九	



年	大正三年					大正四年				
	甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊
大正二年	計	種	種	種	種	種	種	種	種	種
明治四十五年	五〇	一五	三三	〇一	二〇	〇〇	三〇	〇〇	一〇	二
同 四十四年	一七	一四	四八	五八	〇四	一〇	二〇	〇六	〇一	二二
同 四十三年	三九	四三	四三	四〇	三三	四〇	一四	一六	一八	四九
同 四十二年	六八	二七	二二	三八	二三	三七	〇五	一二	一九	一四
計	七三	七九	七三	九九	九二	一〇八	二六	三〇	三三	三七
	二〇二	一六三	一四三	一九〇	一六六	一九六	三	二〇	六二	五〇
	二〇二	一六三	一四三	一九〇	一六六	一九六	三	二〇	六二	五〇

### 第三節 恤兵 援護

帝國軍人後援會鳥取支部 吉方町にあり本會は帝國軍人の後援となり軍人として後顧の憂なからしめ且尙武思想を涵養するを以て目的とし戦死又は公務に基因する傷病死軍人遺族公務の爲め傷痍を受け或は疾病に罹りて不具廢人とな

り現役若くは應召者の家族軍人にして天災地變等の爲め不幸災厄に罹り生活困難となりし者の軍事思想の奨励普及を圖り以て國民皆兵の現實を助成せり。  
愛國婦人會鳥取支部 東町にあり戦死並に准戦死者の遺族及び廢兵を救護せり。  
鳥取市尙武會 鳥取市役所内にあり尙武の氣風を奨励し且陸海軍人及其家族を欺待保護せり。

### 第四節 在郷軍人

本市に於ける在郷軍人左の如し (大正三年七月)

兵種	階級	現役		豫備		後備		補充兵役	計
		准將士官	下士	准將士官	下士	准將士官	下士		
憲兵	兵	一	二二	一三	一九	一九	二	四七〇	八二九
步兵	兵		二二	一三	一九	一九	二	四七〇	八二九
騎兵	兵		二二	一三	一九	一九	二	四七〇	八二九
砲兵	兵		二二	一三	一九	一九	二	四七〇	八二九
工兵	兵		二二	一三	一九	一九	二	四七〇	八二九
輜重兵	兵		二二	一三	一九	一九	二	四七〇	八二九
砲兵	助卒		一〇					一〇	一〇
輜重兵	助卒		一〇					一〇	一〇
輜重兵	卒		一〇					一〇	一〇
計			一〇					一〇	一〇



衛生部  
獸醫部  
經理部  
軍部  
計職工

一							
三七							
三五	二	五					
二四		一					
一九七	一					九	
二七		一				四	
七九	五	一				一	二
二〇二						一〇	
八八五	七	一				一	二
一、四六二	一五	九				三二	

五八

第四編 吾國軍人

## 第七章 神社、宗教及慈善

### 第一節 神社

本市内現在神社数は總計十八あり、即ち官祭招魂社一、縣社二、村社五、無格社十ニす、又市外にありて市民の氏神たるもの郷社一村社一あり。

**鳥取招魂社** 市内上町にあり、鳥取驛より十五丁、後に橋谿の幽遠を負ひ前に御宮谷の閑靜を控え自から一區の公園をなせり社は明治元年戊辰奥羽の役舊鳥取藩士の官軍に従ひ戦死せしもの及び西南の役、明治二十七八年の戦役、明治三十七八年戦役に於ける管内戦死病歿者及維新前後國事に殉じたる志士千四百七十六名の靈を合祀せり、明治三年舊藩主の創建にしてもミ中ノ郷村大字濱坂村にありしが明治十二年本市西町<sup>今物産陳列場のある所</sup>に遷座し同卅年また現今の地に遷座せり、明治八年より官祭に列せられ府縣社の上に位して菊御紋章を用ふるこゝ制札の書式建設方等總べて官國幣社と同じ、春花秋葉騷客の杖を曳くもの多し別に有志の企に成りたる、彰忠會ニ稱する財團あり、専ら招魂社の祭祀を翼賛せり。

**橋谿神社** 市内上町字橋谿に在り鳥取驛より十五丁縣社にして舊藩祖の徳川家康の靈を祀り東照宮ニ稱せしが、維新の後相殿に舊藩主池田忠繼、同忠雄、同光仲、同慶徳の靈を合祀し更に橋谿神社ニ改稱せり、慶安三年九月池田



光仲の創建にして本殿、幣殿、拜殿を始め随神門、中門等結構壯嚴其境内又宏大にして、其面積五千六百九十五坪、溪水清く深々として、社前に流れ飛瀑岸に懸り、幾百年の老杉古松蒼鬱として四面を掩ひ、幽邃にして殆んき深谷に入るの思ひあり、三伏の交人をして炎威の何物たるを覚えざらしむ、縣下有數の靈地なり昔は權現祭又は十七日拜みと稱し祭禮最も莊重嚴格にして、其の賑ひ因伯二州之れに及ぶものなし、其の行列は軍旅凱旋に擬し、神輿を古市の松原に渡御し、藩主自ら祭事を執行せられたり、大祭は五月卅一日、六月一日の兩日にして別に春季祭四月日秋季祭十月月を執行す、寶物は、尊純法親王筆東照宮の額、狩野探幽畫白鷹の額は殊に名品にして、探幽畫三十六歌仙極彩色額面、宗近作古劍一口、古甲冑其他枚舉に遑あらず。

**長田神社** 鳥取市上町にあり、鳥取驛より約十五丁、縣社にして事代主神猿田彦神を祭り相殿には譽田別尊菅原道眞公を祭れり、創建年月は詳ならず雖舊久松山に鎮座し鳥取鎮守の産土神にして舊藩主池田家世々崇敬厚かりしが慶安三年に至り現今の地に遷座せり、境内に清泉あり長田水といふ、寒冽にして之を掬すれば宛かも氷雪を含むが如し。

**栗溪神社** 村社にして市内栗谷町にあり須佐之男命を祀る、舊社號を正一位牛頭天王いへり、明治元年神社及社號改革の際に社號は地名を以て改められ栗溪神社と稱す、當社は往古鳥取郷内の舊社なりしが享保大火の際本殿及び附屬建物悉皆焼亡し、棟禮古記録等もなく往古の由緒詳ならず、されども元龜の頃既に此地に祭神ありし事は舊記によりて明なり境内三百二十三坪あり、老木森々として繁茂し幽靜なる靈地なり氏子の多きこゝ國中第一にして十九ヶ町村二千八百餘戸に達す。

**湯所神社** 村社にして湯所町にあり、須佐之男命、櫛名田比賣命を祀る、勸請年月詳ならず、舊社號を荒神宮いへり明治六年十二月湯所神社と號す境内靜閑にして庭園佳趣に富めり、大祭は三月廿八日に執行す境内二百五十八坪あり、湯所町湯所村の産土神なり、氏子五百三十四戸。

**稻荷神社** 村社にして市内立川町四丁目にあり此の社は舊藩主池田吉泰江戸築地の屋敷にて誕生し稻荷大明神は其の産土神なりし故を以て入國の後はこの社を尊崇し社地を廣め神殿をも造營せりこゝ境内二百拾三坪祭日は九月二十三日なり立川町の産土神にして氏子二百二十戸あり。

**稻葉神社** 立川村にあり祭神は倉稻魂神にして村社なり、勸請年月詳ならず、武内大臣三韓征伐の御幡を此地に收め祀らる、是より國名稻葉の字を因幡と改められたりこゝいふ、立川村大材村の産土神なり。

**品治神社** 梶川町にあり、村社にして豊玉姫命、玉依姫命を祀り、明治元年速須佐之男命を合祀せり、勸請年月詳ならずこゝ雖も當國の領主山名氏城廓を築くに當り元品治村へ小社を建設し龍王大明神と號す明和年中梶川町へ社殿を建設し明治七年品治神社と號す、境内三百五十一坪にして氏子五百戸あり。

**愛宕神社** 湯所雁金山の山腹にあり軻遇突知命を祭る創建年月詳ならず舊號愛宕將軍地蔵大權現へ現今の社字は萬治二年舊藩主池田氏再建に係るこゝいふこの地眺望頗る開豁にして風光の絶佳なるこゝ源太夫山及久松山の絶頂と殆んき異なるこゝに祭日は十二月廿四日にして參詣者頗る多く賑へり。

**北野神社**(社) 立川町四丁目にあり菅原御祖命を祭る舊天満宮と稱す當社は昔備中國兒島郡竹島山にありて池田忠繼備前岡山に封ぜられてより忠雄に至るまで格別に信仰ありしが池田光仲當國に封ぜられけるこゝ此地に鎮座せら



れたりかゝる由緒あるを以て世々藩主の尊崇厚かりしといふ。

**片原神社** 片原一丁目にあり須佐之男命を祭る舊號片原荒神といへり祭日十月廿八日參詣者夥し當社は古來より小兒の疾患平癒に靈顯ありて崇敬するもの多し。

**前田神社** 吉方町にあり道祖神と稱す猿田毘古大神を祀る創立年月詳ならず明治七年三月神社號に改む。

**金刀比羅神社(社)** 南本寺町にあり大物主命を祀る勸請年月詳ならず金毘羅大権現と稱し維新の際神佛混合改革の際に當り更に琴平神社と改稱せり。

**火伏神社** 元鑄物師町にあり寶殿社と稱す火之加具土神を祀る往古より當町には町名に顯然たる如く鑄物專業の地にして火災に罹るあり社殿を設立し火之神を鎮祭崇敬し火難を免かるる傳説せり明治五年以前は神輿渡御の祭典あり明治十年五月火伏神社と改稱せり。

**赤松神社** 湯所町にあり赤松左兵衛廣英靈を祀る元和元年故村上天皇の全類赤松圓信九代の孫赤松左兵衛の靈舊領主池田備中守崇敬勸請あり赤松八幡宮と稱す明治十二年五月赤松靈社と改稱し其後社號改革の際赤松神社と改稱せり。

**稻荷神社** 藥師町にあり食保神を祀る往古より藥師町大森町の鎮守神と語り傳へり。

**稻荷神社** 新品治町にあり。

**稻荷神社** 瓦町にあり稻荷山と號す。

**靈神社** 郷社にして鳥取市を距るこま數町岩美郡富桑村大字行徳村にあり、彦火瓊杵尊、彦火火出見尊を祀り、

事代主命を合祀す、創建年月詳ならず現今の社殿は寶永七年の造營に係れり、舊社號は聖大明神と稱し、安永五年吉田家より神階正一位を授けられたり、社殿建築壯麗にして、境内千百四坪、巨樹森然蒼鬱として林をなせり、大祭は五月十日十一十二日の三日間之を執行し十一日には神輿渡御あり、當社は市内最繁華なる二十七ヶ町村の氏神なるを以て祭禮頗る賑はしく、參拜者の群集夥しくして難言はん方なし。

**大森神社** 村社にして鳥取市を距る町餘岩美郡富桑村大字田島にあり、大穴牟遲命、少名毘古那命を祀り、事代主命を配祀す、創建年月詳ならず、現在の社殿は正徳元年の建築なり、境内老樹繁茂し蔚然林をなせり、此地四圍水田に圍まれ、眺望に富み夕照の風光は小松原の晴嵐と双美を争へり、大祭は六月九日に執行し、毎年神輿の渡御あり。

### 第二節 教會所

本市に於ける教會所左の如し

名 稱	教 派	祭 神	所 在 地	設 立	信 徒
黒住教鳥取教會所	黒住教	天照大神 八咫大神 教祖宗忠神	藪片原	明治八年 八月一日	千六百二十五人
大社教鳥取分院	大社教	大國主神 高皇產靈神 天照大神 土御産靈神	川端二丁目	明治十一年 六月三十日	四萬七千九百三十人 (因幡一團)



天理教北大教會豐岡分教會鳥取支教會	天理教	十柱の神	西町	明治二十八年八月三日	二千五百五十二人
天理教北大教會豐岡分教會邑美支教會	全	全	梶川町	明治二十九年一月二十七日	一千三百人
天理教稻葉説教所	全	全	下魚町	明治二十九年二月六日	六百三十四人
天理教河原町大教會山田分教會周山支教會因郡宣教所	全	全	寺町	明治三十四年十二月四日	四百三十五人
天理教北大教會豐岡分教會中町宣教所	全	全	中町	明治二十九年一月二十七日	四百人
金光教鳥取教會所	金光教	日月の大神	三軒屋	明治二十九年六月二日	一千四百四十九人
鳥取基督教會所	基督組合派		西町	明治二十二年九月二十九日	七十六人
天主教聖期德化教會	天主教		東町	明治三十二年十月四日	六十人

六四

### 第三節 佛 教

市内の佛寺は本院子院合計三十九にして之を宗派に分てば天臺二、真言三、禪九臨濟三、曹洞五、黃蘗一、淨土七、日蓮十一、真宗七三す之に屬する僧侶總計約八十なり各宗の檀徒數明かに知るを得ざれども其の多寡の順位を擧ぐれば淨土、禪最も

多く日蓮真宗之に次ぎ真言、天臺又之に次けり佛寺の外に向各種の佛堂十あり此の地方は概して宗教心冷淡にして各宗派の軋憚なき無きが如し信仰心養成の爲めには藪片原町に鳥取真宗本願寺説教所あり佛教徒の團體には鳥取佛教青年會員九十人高野山大師教會最勝院支部員七十人同寶珠院支部員二十人あり。

#### 最勝院

湯所町にあり、真言宗高野山多聞院末にして養壽院と稱せり、元山頂にありて如意山久松寺と號し、天長九年の開基なりと傳ふ、明治三年寶壽院と合併し最勝院と改む、寶壽院は和銅二年法道仙人美濃國に一寺を創立して寶藏院と號す、天正年中池田輝政の祈願寺となり、池田氏に従ひ姫路岡山を経て當地に移り寶壽院と改號す護摩料二百俵を給り維新の際に至る迄は宏壯なる伽藍寺町一行寺の後に在りしが明治三年養壽院に合併の藩命を受け今の地に移轉せり、本尊藥師如來は法道仙人作といふ、涅槃像、十六善神、不動寶冠等は皆名作なり、其他什寶多し境内眺望に富み瀧土正牆蕪號適處等同志此に半日亭を設け雅遊の地となし其八勝を選び各詩歌を題せり

古杉落月。淺池遊魚。大山遙白。霞湖遠帆。荒祠夜雨。内田晚靄。後莊綠樹。古巖老松。又臥龍松なる古松ありしが明治二十六年枯死して其幹猶存す。芭蕉の笠塚は芭蕉翁の笠を忘たる所なりと俗傳し。ばせを翁笠塚と刻す、泉地の傍にあり正牆適處の墓も此寺内にあり

#### 興禪寺

栗谷町にあり龍峰山と號す黃檗宗にして宇治萬福寺末に屬す寺記を按ずに天正年間池田輝政美濃國岐阜に一寺を建立し臨濟宗湖叔を請じて龍峰寺と號す、湖叔の後朔庵を歴て暫く無住後菊潭禪師を請じて改めて開山となす京都妙心寺末たりき、慶長六年輝政播州姫路に轉じ同八年池田忠繼岡山に移るに及び當寺を轉じて岡山に移り池田

六五



家の菩提所を定めらる、寛永九年光仲鳥取に國替ありて亦今の地に移れり、時に明僧隱元禪師始めて來朝し黃檗を振起して天下禪門を風靡しければ當寺の四代提宗五代活禪兩和尚其門に入りて大に信を傾け歸山の後黃檗に換派したり、元祿年間六代千岳和尚に至りて寺號を龍峰山興禪寺と改め萬福寺末なる藩主の歸依淺からず、寺祿三百石を領したりき、廢藩置縣の際池田家東都に徙りし後は大に頽敗して今は舊觀の半だに存せず釋迦牟尼如來を以て本尊とす、渡邊數馬の墓堂後の丘上にあり。

**龍峰寺** 栗谷町にあり廣徳山と號す臨濟宗妙心寺末にして天正年間池田輝政の建立にして菊潭和尚の開山なるこゝは前述の如し、元祿年間千岳和尚の黃檗換派につぎて寺號を興禪寺と改め龍峰寺の號を本山妙心寺に差し返しより同十五年藩主綱清本山妙心寺の願を容れて更に龍峰寺を今の地に建立して采地二百石を給したり、維新後衰頽し今は明治十六年の再築に係れる本堂一字あるのみ。

**大隣寺** 馬場町にあり龍徳山と號す臨濟宗なり山上より出づる白土は瀧たき土等に用ひて名高し。

**芳心寺** 馬場町にあり大寶山と號す日蓮宗本山妙顯寺末なり天文十三年妙顯寺八世日廣備前岡山庭瀬口に於て正福寺を開基す寛永九年正福寺三世日徳池田光仲の皈依を以て國換の節當地字柿ヶ谷一圓を除地せられ正福寺を移轉し寶永七年芳心寺と改稱せり本尊は傳法僧三寶とす大黒堂には大黒天を安置す山上には藩祖池田光仲室芳心院殿の墓あり、完龍院、本慈院の二子院を有す、本慈院に妙見大師の祠ありて信者の參詣絶えず。

**觀音院** 上町にあり補陀洛山と號す天臺宗大雲院末にして舊藩主の祈願所たりき本尊正觀世音菩薩は行基菩薩の眞作にして、當城山の巖窟より種々の放光奇瑞ありて出現せるを當寺に安置せしものなりといふ、境内廣く二千六百

十九坪に達す、庭園の風色雅致愛すべし。

**大雲院** 市内立川町四丁目にあり鳥取驛より約二十丁、慶安三年池田光仲の創建に係り、其從弟公侃を以て住職とせし天臺宗の名刹にして、元々東照宮の別當にて楞谿にありしが、明治二年神佛混淆を禁じ東照宮を楞谿神社と改め、當寺を今の地に移轉せしめ、末寺靈光院の本堂本尊を以て當院の本堂本尊とす、境内坪數千五百六坪にして本堂（本尊彌陀觀音勢至三十三所觀世音菩薩）及大師堂、文珠堂、地藏堂、辨天堂、秋葉堂等あり、靈光院は有名なる米村慶治の建立せし寺なり、寶物古器物古文書等數多あり、國寶第一種なる惠心僧都作毘沙門天及嵯峨天皇、後光嚴天皇聖武天皇、二條院の御宸筆等枚擧に遑あらず、中にも阿彌陀三尊木僧は名品なりといふ。

**慶安寺** 寺町にあり智光山と號す淨土宗にして古は寺祿二百石を領し大雲院興禪寺龍峰寺と共に府下四箇寺の一たりき、阿彌陀觀音勢至二菩薩を本尊とす。

**本願寺** 寺町にあり撰擇山と號す淨土宗京都智恩院末なり天正九年鳥取城主宮部善祥坊榮譽和尚に歸依して當寺を創建す樓門上の釣鐘を龍宮の釣鐘といふ釣鐘は宮部侯の時代に浪士和田五郎右衛門範元氣高郡伏野の海邊にて龍女に逢ひ其の囑を受けて之を納めたるものなりと傳へ今猶海水の侵蝕せる痕及貝殻の附着せるを見る（伏野海邊に鐘が崎と云へる所は其當時の遺跡なりと傳ふ）本尊阿彌陀如來は聖德太子の眞作にして榮譽和尚城主の命によりて其前住の丹後國久美村本願寺より海路之を迎へたるに中途に難船し一旦海底に没したりしものなりと稱す、天竺地藏の金銅佛を始め五十餘の地藏は世人の信仰深く、祭日には參詣の者群集して境内雜沓を極む。

**一行寺** 寺町にあり三昧山と號す淨土宗なり鳥取城主宮部善祥坊繼潤手植の松あり客殿の庭に山名時氏の石碑と稱



するものあり。

**真教寺** 市内川端一丁目にあり久松山に號す淨土宗京都智恩院末にして天文十四年了達和尚の創建にして當城山水道谷城戸の内にありしが、後智頭街道總門附近に轉じ、光政公入國の時今の地に移りしといふ、天正九年鳥取籠城の時には城山に在りしを以て吉川經家は、此方丈にて自害せる故を以て、今に其位牌あり、總高二尺三寸二分、樺製のものにして、裝飾華麗、良工の丹精を凝らせしものにて、表面に

**平等院殿前吏部兼因幡權守寂輔空心大禪定門**

ごあり、裏面に左の銘あり

吉川駿河守元春親族石州福光城主吉川式部少輔藤原經家牌

天正辛巳十月廿五日代諸軍士於鳥取城中自殺

殉死家臣福光小三郎若鶴甚右衛門與力坂田孫次郎

天明乙季春經家十一世孫防州岩國世郷吉川衛士直雨再造

又殉死者の位牌も樺製にして、總高一尺二寸七分表面に左の文字あり

福光小三郎 法名 道源

若鶴甚右衛門 法名 祐清

坂田孫次郎 法名 道順

裡名に「天正辛巳十月廿五日從吉川式部少輔經家鳥取城中自殺」ごあり。

**玄忠寺**

新品治町にあり深心山に號す淨土宗にして天正四年大巖和尚の開基なり阿彌陀如來を本尊とす元下臺町にありしが火災を恐れて此地に移れりといふ荒木又右衛門の石牌門を入りて左にあり、講家黒田稻阜の墓亦當寺にあり。

**寶珠院**

南本寺町にあり眞言宗高野山金剛三昧院末なり本尊は眼白不動明王にして奥州不動寺本尊、東京小石川新長谷寺本尊と共に、日本三體眼白隨一の靈像にして、興教大師作といふ往古三河國松平村に鎮座し、圓明寺に號す東照宮の歸依淺からず池田光政亦深く信敬せられ祈願寺となり池田氏に従ひ、姫路岡山を経て當地に移り寺號を圓城院に改む、安政年間勸修寺の宮より御院室寶珠を賜ふ、維新後一院一稱の制に依り、今寶珠院に號す毎年二月會陽を執行し、加持福木を授く、其會陽は殷盛にして、境内立錫の餘地なし。

因幡誌の編者安倍恭庵及儒者伊良子大洲の墓碑境内にあり。

**眞宗寺**

藪片原町にあり龍雲山に號す眞宗西本願寺末にして天正年中鳥取城主官部善祥坊の歸依によりて淨圓和尚の創立せし所西宗寺に號し澤市場にありきといふ慶長中池田長吉入城の際今の地に移り尋て眞宗寺に稱し本願寺門跡御坊たりき門を入りて左に經藏あり一切經を藏す市内第一の大伽藍にして拾二間四面に稱す子院あり信行寺といふ。

**景福寺**

新品治町にあり瑞松山に號す曹洞宗永澤寺末なり貞治三年通幻和尚の創建に係る當寺は元荒尾家(倉吉)歸依の禪林にして同家先祖代々の菩提所なり眞宗寺に次きたる大伽藍にして釋迦牟尼佛を本尊とす。

**善久寺**

新品治町にあり法性山に號す曹洞宗にして景福寺末なり當寺は元湯所村にありしを明治の初年大雲寺を廢



して此地に移りしといふ釋迦牟尼佛を本尊とす。

**天徳寺** 湯所町にあり萬年山ニ號す曹洞宗氣高郡護傳寺末にして市内舊寺の一にして原岩美郡湯山村にあり長福寺ニ號せしを今の地に移し禪宗として萬年山天徳寺ニ改號し永庵を以て改宗の始祖とすといふ、市内屈指の大伽藍なりしが明治三十九年二月十日火災に罹り山門、惣門、廻廊、浴室を除き本堂庫裡等總て烏有に歸せしか大正二年九月十六日殿堂、庫裡其他の建築を終れり。

**常忍寺** 市外岩美郡富桑村大字西品治村字行徳の北側にあり、日蓮宗下總國正中山法華經寺の客末にして、一尊四菩薩を本尊とす、當寺の創建は紀州侯頼宣卿の母堂お萬の方(家康公の室)法華信心の大行者にして養珠寺(紀州)本遠寺(甲州)の二箇寺を建立し今一箇寺の日常上人の生國なる當地に建立せんとの念願なりしか之を果さず其旨を孫女(池田興禪公の室)に遺言したり即ち日潤上人紀州より來て栗谷町芳心寺に住職し寛保元年お萬の方の遺志によりて此地に一寺を建立し鷲峰山ニ號せり、お萬の方より傳來の寶物及歸依者寄進の什寶數多あり、中にも絹本着色普賢十羅刹女像(金剛筆或は唐五道子筆とも云ふ)は明治三十七年一月國寶に編入せらる、尙經藏には大經藏二千四百部及其他の佛書八千餘部を藏すといふ。

市内に存在する寺院佛堂左の如し

寺院

寺名	山號	宗派	寺格	本尊	所在地
最勝院		眞言宗	高野山多聞院末	藥師如來	湯所町

天徳寺	萬年山	曹洞宗	鹿野 護傳寺末	釋迦牟尼如來	同
興禪寺	龍峰山	黃蘗宗	宇治 萬福寺末	釋迦牟尼如來	栗谷町
龍峰寺	廣徳山	臨濟宗	妙心寺末	藥師如來	同
日香寺	妙圓山	日蓮宗	本山 大石寺末	十界勸請板曼荼羅并 祖佛日蓮聖人像一體	馬場町
大隣寺	龍徳山	臨濟宗	本山 妙心寺末	釋迦牟尼如來	同
芳心寺	大寶山	日蓮宗	本山 妙顯寺末	佛法僧三寶	同
本慈院		日蓮宗	芳心寺末	佛法僧三寶	同
完龍院		日蓮宗	芳心寺末	佛法僧三寶	同
觀音院	補陀洛山	天台宗	大雲院末	正觀世音菩薩	上町
廣徳寺	龍峰山	臨濟宗	本山 妙心寺派	釋迦牟尼如來	立川町一丁目
法泉寺	富中山	日蓮宗	本山 妙滿寺末	妙法蓮華經	同
大雲院		天台宗	本山 妙滿寺末	編陀觀音勢至	立川町四丁目
梅翁院	祥雲山	曹洞宗	總本山延曆寺末	三十三所觀世音菩薩	同
妙要寺	正榮山	日蓮宗	大樹寺末	法華題目寶塔本門	吉方村
本願寺	撰擇山	淨土宗	本山 本願寺末	教主釋迦牟尼佛	寺
覺應寺	光瑞山	眞宗	總本山智恩院末	阿彌陀佛	同
慶安寺	智光山	淨土宗	本山 本願寺末	阿彌陀佛	同
光明寺	正眼山	淨土宗	總本山智恩院末	阿彌陀佛	同
妙圓寺	眞光山	眞宗	同	勢至觀音	同
養源寺	眞雲山	眞宗	本山 本願寺末	阿彌陀佛	同
一行寺	三味山	淨土宗	同	阿彌陀佛	同
圓相院	久松山	淨土宗	總本山智恩院末	阿彌陀佛	同
眞教寺		淨土宗	眞教寺末	阿彌陀佛	川端一丁目



佛堂名	宗派	本山	阿彌陀如來	所在地
淨覺寺	眞言宗	本山 本願寺末	阿彌陀如來	同
本淨寺	眞言宗	本山 本願寺末	佛法僧三寶	川外大工町
淨宗寺	眞言宗	本山 本願寺末	阿彌陀如來	同
管能寺	眞言宗	本山 本願寺末	多寶如來	同
妙支寺	眞言宗	本山 本願寺末	釋迦牟尼佛	丸町
眞宗寺	眞言宗	本山 本願寺末	釋迦牟尼佛	今町二丁目
信行寺	眞言宗	本山 本願寺末	阿彌陀如來	葦片原町
晴雲寺	眞言宗	本山 本願寺末	阿彌陀如來	同
寶珠院	眞言宗	本山 三寶院末	聖觀世音	片原二丁目
景福寺	眞言宗	高野山 金剛三昧院末	大聖不動明王	南本寺町
龍華院	眞言宗	永澤寺末	釋迦牟尼佛	新品治町
善久寺	眞言宗	景福寺塔頭	釋迦牟尼佛	同
學成寺	眞言宗	景福寺末	釋迦牟尼佛	同
長榮寺	眞言宗	本山 妙覺寺末	佛法僧三寶	同
玄忠寺	眞言宗	本山 妙覺寺末	佛法僧三寶	同
觀音堂	眞言宗	觀音院末	十一面觀音	吉方村
慈桂庵	眞言宗	觀音院末	十一面觀音菩薩	湯所村
龍神堂	眞言宗	觀音院末	白衣觀世音菩薩	新鐺物師町
圓通庵	眞言宗	觀音院末	白衣觀世音菩薩	今町二丁目
東照庵	眞言宗	觀音院末	地蔵菩薩	今町二丁目

### 第四節 慈惠、救濟

佛堂名	宗派	本山	不動明王	所在地
不動堂	眞言宗	醍醐院持派	不動明王	川外大工町
地藏堂	眞言宗	天德寺持派	地藏如來	東品治村
大日堂	眞言宗	醍醐院受持	大日如來	今町二丁目
不動堂	眞言宗	大雲院受持	不動明王	川端一丁目
庚申堂	眞言宗	醍醐派末	青面金剛童子	下魚町
最幸堂	眞言宗	妙支寺持派	最幸經王菩薩	下横町
觀音堂	眞言宗	晴雲寺持派	十一面觀世音菩薩	瓦町
行者堂	眞言宗	晴雲寺持派	不動明王	立川町四丁目
觀音堂	眞言宗	天台宗	正觀世音菩薩	立川町二丁目

**私立鳥取盲啞學校** 明治四十二年秋遠藤蕪與野日妙橋本重次郎等相謀りて縣下學齡兒童中三十餘名の盲三八十餘名の聾啞を教育せんが爲め本市に盲啞學校を設立せんことを首唱し金拾圓以上を出して此の事に盡力するものを以て發起人とし集會議の上該學校後援の爲め積善會を組織し廣く會員を募りて基本金造出の準備をなす同四十二年一月圓井邦次郎率先して金五百圓を寄附す同年三月遠藤蕪推されて代表者となり諸規則を制定し續て校長に推薦せらる同年五月該校設置の認可を受け栗谷町十番地の建物を借りて之に移轉す同年四月鳥取市より補助金百五拾圓下附五人なりき同四十四年二月寺町五十五番地建物の一部を借りて之に移轉す同年四月鳥取市より補助金百五拾圓下附せられ以後毎年下附せらる大正元年九月本縣より獎勵として金百圓下附せられ以後毎年下附せらる同二年六月本縣



より助成金百五拾圓下附爾來每年下附せらる同三年十二月第一回盲生普通科技藝科卒業證書授與式を舉ぐ同四年二月内務大臣より救濟事業獎勵として金七拾圓同五年二月助成金七拾圓下付せらる

**鳥取育兒院** は東町にあり、無告の孤貧兒並に軍人の戦死、負傷又は病歿したるが爲め、其幼兒の扶助者なきものを救濟養育し之に相當の教育を施して、自立自活の途を授け、善良忠實の國民たらしめんことを目的とせり、明治三十九年一月の創立にして、尾崎信太郎之が院主たり、當時棄兒一名及孤兒二名を收容し鳥取孤兒院と稱す同年末には二十九名を收容し以て、明治四十年三月鳥取縣軍人遺族幼兒保育會と合同し、明治四十一年一月財團法人の許可を受け、鳥取育兒院と改稱せり、爾來幾多の困難と闘ひ、同年八月家屋全部を改築し家族制度を實施し、内は兒童の修養と事業の整理發展に、外は事業資金收得の方法として賛助員募集と同情者の寄附金を仰ぎ、又各地方に慈善會を開催して専ら慈善家の援助を得ることに勉め諸設の設備稍其緒に就き、事業日を遷て順境に進めり、明治四十二年内務省より獎勵金貳百圓を下付せられ、同四十三年三月内務省より助成金貳百圓下付、同四十四年二月内務省より助成金貳百圓下付せられ同四十四年度に於て、鳥取市は貳百圓を交付し其事業を助成せり爾後毎年助成金を下付せらる。

## 第八章 市 政

### 第一節 市 行政

市の行政事務は市に屬する國の行政事務と自治事務の二つあり前者は國家機關の資格を以て市長之を專行し後者は市參事會及市會の議決を経て市長自ら執行の任に當る即ち新市制は市長に獨裁せしめ助役は之れが補佐となし又名譽職參與を設けて事務の分擔を爲さしめ參事會を設けて諮問の機關となす鳥取市は市長の下に助役一名收入役一名を置き名譽職參事會員を選びて諮問機關となせり、而して事務は一課二課三課會計衛生の五課に分ち書記二十三人技手三人掃除監視吏員四人市醫一人徵稅員四人雇數名を以て庶務財務勸業土木學務戶籍兵事稅務衛生會計に係る各般の事務を處理す又別に水道部を置き顧問一名技師一人書記四人技手三人巡視四人工手三人雇員七人等を置き水道に關する事務を取扱へり。

本市名譽職員は市會議員定員三十名にして市參事會員六名を置く學務委員は市會議員より二名市公民より一名市立小學校長より二名を以て組織す、常設勸業委員を置き勸業に關する市長の諮問機關となせり委員は市會議員より五名市公民より二名を以て組織せり。  
市制施行以來市の當局者を舉ぐれば左の如し



市長 就職 退職

岡崎 平内 明治二十二年十一月十九日 明治二十三年五月二十三日

田中 政春 明治二十三年五月二十三日 同 二十六年九月二十六日滿期

天野 祐治 明治三十四年七月五日 同 三十四年三月十一日死亡

尾崎 武久 明治三十七年八月二十日 同 三十七年四月十七日重病職に堪へず

藤岡 直藏 明治三十九年十二月十四日 大正元年十二月十日滿期

瀧 七藏 明治二十二年十一月二十六日 明治二十五年三月十九日

青木 幹 同 二十五年三月十九日 同 二十六年四月二十一日

尾崎 武久 同 二十六年四月二十一日 同 三十二年四月二十六日

鳩谷 兼治 同 三十二年九月十二日 同 三十七年八月十六日市長三藏可

山内 虎藏 同 三十九年十一月十六日 同 四十二年十二月二十一日

河崎 鐵藏 明治二十二年十二月四日 明治二十五年三月十六日

岩田 豐馬 同 二十五年三月十六日 同 三十七年三月十三日

同 三十七年三月十四日 同 三十九年十一月二十日

收入役 同 三十九年十一月二十日

小谷 甚次郎 同 三十九年十一月二十日 同 四十二年十一月二十六日

山根 貞 同 四十二年十一月二十六日 大正四年七月三日

榊田 八次郎 大正四年八月五日

第二節 條例規則

鳥取市が制定せる條例規則の重なるもの左の如し

公告式條例 明治四〇、一一、一九

鳥取市基本財産蓄積條例 大正四、七、一〇

鳥取市小學校基本財産蓄積條例 同 四、七、一三

屠場使用條例 明治四三、一、二四

鳥取市水道給水條例 大正四、四、一五

鳥取市公會堂使用料條例 同 二、七、三

市吏員俸給條例 明治四〇、二、二三

市吏員退隱料條例 大正元、九、一二

常設學務委員組織規程 明治四五、七、二〇

常設勸業委員組織及職務規程 同 四四、一一、一六



- 市吏員一時給與金規程 同 三六、一二、二五
- 基本財産管理規程 大正 四、七、一三
- 市有財産管理規程 明治四二、一二、二四
- 扇邸管理規則 同 四四、一二、二〇
- 特別會計ニ關スル件 同 四五、三、六
- 手数料條例 同 三三、一、一三
- 督促手数料條例 同 三六、七、一三
- 市税賦課徵收規程 大正 二、四、三〇
- 縣稅戶數割稅賦課位數設置規則 明治四二、一二、二五
- 鳥取市公債募集及償還方法條例 大正 三、二、二四
- 同 上 同 三、一、二
- 鳥取市久松尋常高等小學校高等科授業料徵收規程 同 四、三、三〇
- 市費支辨ニ屬スル里道使用規則 明治四四、九、一一
- 官有藥研堀泥揚地使用規程 大正 二、六、四
- 貧民救助規則 明治四二、二、三
- 貧民救護及死體取扱規則 同 四一、八、一

### 第三節 市營事業

鳥取市が現に市營ミして經營しつゝある事業は水道、掃除、屠場等なるが上水道は總工費五十一萬圓を以て大正二年六月工を起し大正四年十月工事落成せり、屠場は明治四十三年二月より開場せり。

### 第四節 市經濟

明治二十二年市制實施以來既に二十七星霜を閱す、四十三年度の本市費決算高を市制實施當時の市費に比すれば實に約三十四倍の増加を示し尙大正三年度の決算額ニ對比するも約二十三倍以上増加を示せり今左に累年の歳入出決算額を掲ぐ

年 度	歳 入	歳 出		合 計
		經常費	臨時費	
二十二年	三、七五、六〇	三、三三、九五	—	三、三三、九五
二十三年	一、〇七、八三	三、三三、四五	—	三、三三、四五
二十四年	二、六二、七〇	二、七〇、六六	—	二、八三、七〇
二十五年	三、三〇、四元	三、九七、〇三	—	三、九七、〇三
二十六年	三、三三、四七	八、五七、元〇	五、五九、七五	三、九七、二五
二十七年	八、三三、七〇	一、三三、八八	二、五〇、〇〇	一、八八、八八
二十八年	三、五三、七七	一、四六、五一	九、〇三、八六	三、五三、七七



二十九	年	二九,一四〇,〇〇一	三〇,七〇六,九四四	七,一〇一,〇三五	二七,九三三,一五九
三十	年	三六,八八九,〇〇〇	三〇,五八八,四四五	三,三三五,五〇〇	三六,七五五,二五五
三十一	年	三九,三四五,七〇〇	三五,一三三,八六六	四,三三三,九八八	三九,五四五,七〇〇
三十二	年	三六,九七六,八七六	二九,四四六,四七七	七,四八〇,四三九	三六,九七六,八七六
三十三	年	四九,四二〇,四八〇	三六,三〇〇,三三三	六,一三三,一三三	四九,四二〇,四八〇
三十四	年	五二,六八八,四四四	三九,九三三,九九九	一〇,五〇〇,〇〇〇	五二,六八八,四四四
三十五	年	五七,七七一,三三三	四三,四六六,四四四	一三,七三三,九九九	五七,七七一,三三三
三十六	年	五七,〇八五,五五五	四三,〇〇〇,三三三	三,〇八八,二二二	五七,〇八五,五五五
三十七	年	五九,九二二,五七七	四六,四六二,五七七	三,四五〇,〇〇〇	五九,九二二,五七七
三十八	年	四一,九三三,六三三	三五,七二二,五九九	五,三三〇,九九九	四一,九三三,六三三
三十九	年	四三,三三九,三九九	三五,〇〇一,六六六	四,三三七,〇〇〇	四三,三三九,三九九
四十	年	五八,八九六,五六一	五九,六九一,九九九	一七,〇〇〇,七七一	五八,八九六,五六一
四十一	年	七四,〇六六,三三三	四八,〇八二,七七七	一七,〇〇〇,三三三	七四,〇六六,三三三
四十二	年	一三二,〇三三,五九九	五五,〇三三,八八八	三三,六九九,九九九	一三二,〇三三,五九九
四十三	年	一四四,七五五,六六六	六三,八三三,三三三	四二,四六六,六六六	一四四,七五五,六六六
四十四	年	一〇〇,二〇〇,五五五	七二,二七二,六六六	一六,〇一〇,三三三	一〇〇,二〇〇,五五五
大正元	年	九二,九八七,七九九	七二,四六六,五五五	七,〇〇〇,七九九	九二,九八七,七九九
同	二年	八八,二八八,四七七	六八,五三三,二二二	一八,三三三,五五五	八八,二八八,四七七
同	三年	九二,三三三,三三三	六八,三三三,三三三	一八,〇〇〇,〇〇〇	九二,三三三,三三三

今最近大正四年度の豫算に就て觀るに歳入經常部七萬五千四百圓八十四錢臨時部二萬九千七十九圓九十二錢歳出經常部六萬千八百八十圓二十一錢臨時部四萬二千六百圓五十五錢にして之を各款に分ては大體左の如し

但し特別會計は除く

歳入 (經常部)

- 第一款 財産より生ずる收入 一千百九圓六十四錢
    - 預金利子、公債及債券利子、農工銀行利益配當土地建物貸與料の收入
  - 第二款 使用料及手数料 四千六百七十二圓
    - 高等小學校授業料、公會堂、屠場、藥研堀泥揚地使用料、給水料及身分、戶籍、督促及特別手数料等の收入
  - 第三款 交付金 三千六百二十八圓八十錢
    - 國庫交付金即ち國稅徵收交付金、縣稅交付金等
  - 第四款 雜收入 三千百三圓
    - 一時預金利子、屎尿、塵芥、辨償金、過年度收入等
  - 第五款 市稅 六萬千八百八十七圓四十錢
    - 之を細別すれば地租附加稅千八百六拾四圓五拾錢、國稅營業稅附加稅參千五百貳圓四拾錢、所得稅附加稅四千四百五拾七圓六拾錢、賣藥營業稅附加稅拾九圓六拾五錢、戶數割附加稅四萬千七百九拾參圓六拾五錢、縣稅營業稅附加稅四千貳百五拾圓、縣稅雜種稅附加稅六千圓とす
- 計 七萬五千四百圓八十四錢
- 歳入 (臨時部)
- 第一款 縣補助金 二百三十圓九十三錢
    - 衛生費補助金
  - 第二款 財産賣拂代 五百十五圓



- 第三款 繰越金 一萬五千八百八十七圓三十三錢
- 第四款 繰入金 六千五百五十四圓四十六錢
- 第五款 寄附金 六千三百九十一圓二十錢
- 計 貳萬九千七拾九圓九拾貳錢
- 歳入合計 十萬四千四百八十圓七十六錢
- 歳出 (經常部)
- 第一款 役所費 一萬六千二百六十八圓三十九錢五厘
- 給料、雜給、需用費、營繕費等
- 第二款 會議費 二千四百九十四圓五十三錢
- 費用辨償、書記給料、需用費等
- 第三款 土木費 千九百二十三圓三十錢
- 道路橋梁費、用器水路費、水道費等
- 第四款 尋常高等小學校費 六千三十圓九十七錢五厘
- 給料、雜給、需用費、營繕費
- 第五款 尋常小學校費 一萬七千二百七十七圓八十八錢五厘
- 給料、雜給、需用費、營繕費
- 第六款 商工業補習學校費 一百十九圓

- 第七款 學事諸費 三百四十九圓
- 第八款 傳染病豫防費 三百四十四圓三十錢
- 第九款 傳染病院費 千二十三圓九錢五厘
- 第十款 汚物掃除費 二千四百七圓五十二錢
- 第十一款 屠場費 三百八十六圓六十八錢五厘
- 第十二款 衛生諸費 二百七十七圓
- 第十三款 公會堂費 二千四百七十一圓九十三錢
- 第十四款 勸業諸費 百七十五圓五十五錢
- 實業獎勵費其他
- 第十五款 救助費 三百五十一圓二十錢
- 窮民救助、貧民治療費等
- 第十六款 警備費 二千三十三圓二十四錢五厘
- 第十七款 基本財産造成費 六千三十圓九十九錢
- 第十八款 諸稅及負擔 十三圓二十四錢
- 第十九款 神社費 七十五圓
- 神饌幣帛料



第二十款 雜支出 九百九十七圓

實際費、滯納處分費、過年度支出、經營金等

第二十一款 豫備費 六百八十圓

市制第三百三十六條ノ費途ニ充ツ

計 六萬千八百八十圓二十一錢

歲出 (臨時部)

第一款 汚物掃除費 九十七圓九十二錢

等二款 勸業諸費 百六十圓

等三款 補助費 四千五百五十八圓

各種團體補助

第四款 雜支出 二萬九千八百八十四圓五十二錢

第五款 役所費 七百圓

第六款 尋常小學校費

第七款 衛生諸費 三十圓

第八款 公會堂費 千二百二十五圓九十錢

計 四萬二千六百圓五十五錢

合計 十萬四千四百八十圓七十六錢

市有財産ミしては市役所、公會堂、圖書館、屠場、傳染病院、小學校、消防器械置場等の敷地或は建物を主なるもの

名稱	土地	附屬建物共	名稱	土地	附屬建物共
鳥取市役所	九七四、〇〇	一三三、七四	水道水源	一九、六七、一四	一
市會議場	四八、〇〇	四八、〇〇	同 淨水地	一、一七、〇二	一
水道事務所其他	九一、一二	九一、一二	同 送水管路	六九、〇二	一
消防器械置場	一五、二五	一五、二五	長田山水衛所		四三、九三
掲示場	一四、〇〇	一四、〇〇	水源水衛所		九八、六七
傳染病院事務室	一、三〇〇、〇〇	一、三〇〇、〇〇	久松尋常小學校	三、三三三、六〇	六七五、九八
市立屠場	三五七、〇〇	一八七、五〇	醇風尋常小學校	一、五一四、〇〇	二六五、〇〇
鳥取市公會堂	四七七、八七	六六、二五	遷喬尋常小學校	二、一七二、〇〇	三一五、八〇
圖書館		一三一、四三	修立尋常小學校	一、一七一、〇〇	二八八、五〇
		三八、七五	日進尋常小學校	二、一四七、〇〇	四三六、五〇

市公債四十五萬圓は水道に供したるものにして其利益ミ他は一般經濟より支出するものなり。

### 第五節 納稅成績

本市に於ける納稅の成績は逐年不良なりしが明治四十年市は徵稅員を設けて徵收事務の改善を圖りしが市稅は他の國稅縣稅に比し最も滯納者多かりしも明治四十年以來滯滯せる滯納處分を整理し滯納の弊を矯正し爾來良好の域に進み



つ、あり左に其成績を掲ぐ

國 稅

年 次	賦 課 額	滞 納 額	滞 納 人 員
明治三十八年度	四二、二四九、八一九	一〇、五八三、七五三	二、四四四
同 三十九年度	三五、五三一、五八〇	八、三〇六、七九八	一、六四八
同 四十年度	三七、三〇七、五八七	九、七三三、〇四五	一、六五五
同 四十一年度	四一、〇〇二、四八五	二、九一九、六〇〇	四七四
同 四十二年度	四三、七五二、五六五	一、三一七、六四五	一七九
同 四十三年度	七〇、二六六、三七五	七五八、五三五	一二七
同 四十四年度	六七、四〇一、六〇五	六三、三三〇	七
大正元年度	七八、二〇〇、六二〇	二六二、六〇〇	三〇
同 二年度	七六、二五四、一三五	八四一、四九〇	九二
同 三年度	七九、六八一、二四〇	一、二七三、二一〇	八五
縣 稅	賦 課 額	滞 納 報 告 額	滞 納 人 員
明治三十八年度	一六、一四七、一〇三	一一、〇八八、五〇五	七、五七八
同 三十九年度	一四、〇二七、五六〇	一〇、四三一、七〇〇	
同 四十年度	一九、五七二、二九〇	一三、六五一、一二〇	
同 四十一年度	二八、四四九、三九五	一三、九二九、四四〇	
同 四十二年度	三二、六七三、四七五	七、二七七、三四五	

更に市税に付て見るに納期内納付は賦課額の二割に達せざりしもの四十四年度は七割七歩余に及び良好の成績を挙げたり。

市税納期内納入歩合

年 次	賦 課 額	納 期 内 納 付 額	納 付 歩 合
明治三十八年度	三一、〇七七、二〇〇	五、四七六、二三〇	一、七六二
同 三十九年度	三〇、一九五、七五〇	五、四七五、四六〇	一、八一三
同 四十年度	三八、九九〇、一四〇	一一、八四三、五六〇	三、〇三九
同 四十一年度	四五、六四〇、一一五	一三、五〇二、〇四五	二、九五八
同 四十二年度	五六、三〇七、二九〇	三三、四九六、七〇〇	五、九五〇
同 四十三年度	五七、三三六、三〇五	三九、七〇八、〇七五	六、九二五
同 四十四年度	六二、〇五一、四五〇	四八、〇四四、四八〇	七、七四三
大正元年度	六八、六一三、七三五	五五、一八八、六七〇	八、〇四三
同 二年度	六四、六七六、六一〇	五七、三八四、八一五	八、八七二
同 三年度	五六、五四二、三七五	五五、〇六一、三七五	八、四〇一



數年來漸次良好に進みつゝありしに大正三年度は不良なり且つ獨り市税のみならず國稅縣稅亦同様なるは經濟界一般不況の影響重なる因をなせるなるべし

### 第六節 基本財産

明治二十二年市制施行以來毎年基本財産を蓄積し來れるが、當局者は市永遠の利益を計るが爲將來五十ヶ年度末期に至り基本財産額十萬圓以上に達せしむるの目的を以て、明治三十五年鳥取市基本財産蓄積條例を設け明治三十六年度より同八十五年度迄五十ヶ年間毎年舊市制第八十一條第二項による臨時に收入したる金穀の外基本財産より生ずる收入、市條例に依り收入する特別手数料及戸籍法に依り收入する手数料五分の三、國稅縣稅徵收法に依り收入する交付金の五分の一、其他市會の議決に依り基本財産を爲す金額を蓄積し來りしが大正元年十月基本財産の内現金千五百五十圓を水災復舊諸費へ充用の爲一時轉用し大正二年度に於て積戻し大正四年三月同現金五千三百三十圓を本市水道給水工費資金へ充用の爲一時轉用し一ヶ年五分の利子を附し大正七年度より同十一年度迄五ヶ年度間に於て水道給水工費より積戻すものせり。

#### 鳥取市基本財産蓄積額

年次	有價證券	現金	合計金額	前年に比し増殖せる額	勸業資本金
明治二十四年	五五〇,〇〇〇	四五,六六四	五九五,六六四		三七三,四一五
同 二十五年	五五〇,〇〇〇	一〇一,五四二	六五一,五四二	五五,八七八	三九四,三四一
同 二十六年	一,五〇〇,〇〇〇	一四七,七八四	一,六四七,七八四	九九六,二四二	四一〇,七四四

同 二十七年	一,六五〇,〇〇〇	七四,五二七	一,七二四,五二七	七二八,二八五	四二九,六三二
同 二十八年	一,六五〇,〇〇〇	一七〇,〇一九	一,八二〇,〇一九	九五,四九二	四四七,〇四四
同 二十九年	一,六五〇,〇〇〇	一〇九,七〇一	一,七五九,七〇一	減六〇,三一八	四六五,五五九
同 三十年	一,八五〇,〇〇〇	六四,八二三	一九一四,八二三	一五五,一二二	四七九,一五九
同 三十一年	二,〇五〇,〇〇〇	二二二,七〇八	二,二七二,七〇八	三六八,八八五	四九六,一二六
同 三十二年	二,二五〇,〇〇〇	四九三,九七八	二,七四三,九六八	四六〇,二六〇	五一二,七七六
同 三十三年	二,四五〇,〇〇〇	六三三,一七一	三,〇八三,一七一	三三九,二〇三	五三二,二五二
同 三十四年	二,四五〇,〇〇〇	九五二,二七三	三,四〇二,二七三	三一九,一〇二	五五二,七二六
同 三十五年	三,六五〇,〇〇〇	二七四,二三五	三,九二四,二三五	五二一,九六二	五七七,二八六
同 三十六年	四,一五〇,〇〇〇	三六八,三二六	四,五一八,三二六	五九四,〇八一	六一〇,八六二
同 三十七年	四,八二五,〇〇〇	一六二,七三三	四,九八七,七三三	四六九,四〇七	六三〇,七四五
同 三十八年	五,四二五,〇〇〇	三六八,五二四	五,七九三,五二四	八〇五,三九一	六五二,七四五
同 三十九年	六,〇〇〇,〇〇〇	六一〇,五一五	六,六一〇,五一五	八一六,九九一	六八九,五〇二

明治二十九年に前年より減額せるは鳥取警察署廳舎敷地買收費へ金百七拾五圓を寄附せしに依るものなり  
 明治四十年 皇太子殿下山陰道行啓の際本市へ御下賜の金五百圓及明治四十三年皇太子殿下行啓の際本市へ御下賜の金三百圓は市會の議決に依り別途積立金として保存せり又勸業資本金として明治二十四年より三十九年迄積立てたる基本財産は明治四十年に市の基本財産へ組み入れられたればなり

年次	有價證券	皇太子殿下御下賜金	韓太子殿下御下賜金	現金	合計金額	増殖額
明治四十年	七,七〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一〇,二〇〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇
同 四十一年	一,三三三,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一	四,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	一,五九九,七三九
同 四十二年	三,八三三,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一	六,〇〇〇,〇〇〇	一〇,二〇〇,〇〇〇	一,五九九,七三九
同 四十三年	三,八三三,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一	六,〇〇〇,〇〇〇	一〇,二〇〇,〇〇〇	一,五九九,七三九
同 四十四年	二,八三三,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一	六,〇〇〇,〇〇〇	九,二〇〇,〇〇〇	二,一三三,九一〇



大正元年	二七五,000	五七,五九	三三,一〇〇	一九〇,四一〇	三,八四一,八七	二,九八,三三
同 二年	二四五,〇〇〇	六六,九三	三六,三三	二,六六,二六	三,一六,〇五	二,三三,五五
同 三年	二五〇,〇〇〇	七三,九七	四三,五五	三,一四,七五	三,八四,二六	三,六六,八五
同 四年	二五〇,〇〇〇	六二,五七	四六,六六	二六,六六六	三,四七,八六	三,六四,五一

(大正四年七月改正)

鳥取市基本財産蓄積條例  
 第一條 本市ハ本條例ノ規定ニ依リ毎年度基本財産ヲ蓄積ス  
 第二條 左ノ收入ハ基本財産トシテ蓄積ス

- 一 基本財産ヨリ生ズル收入
  - 二 國稅徵收法ニ依リ收入スル交付金ノ五分ノ一
  - 三 縣稅徵收法ニ依リ收入スル交付金ノ五分ノ一
  - 四 市條例ニ依リ收入スル手数料ノ五分ノ三
  - 五 戶籍法ニ依リ收入スル手数料ノ五分ノ三
  - 六 其他市會議決ニ依リ基本財産ト爲ス金額
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市會ノ議決ヲ經テ第二條ノ蓄積ヲ減額シ若クハ停止スルコトヲ得
- 一 公債ヲ起シ其ノ償還ヲ了スル迄ノ期間
  - 二 特別稅ヲ新設シ若クハ其ノ増額ヲ爲ストキ
  - 三 制限外ノ課稅ヲ爲ストキ
  - 四 天災事變其他特別ノ事由アルトキ
- 第四條 本市永久ノ利益トナルベキ支出ヲ要シ又ハ天災事變其ノ他特別ノ事由ニ依リ特ニ多額ノ經費ヲ要スルニ當リ課稅又ハ起債ニ依リテ不利ナリト認ムルトキハ市會ノ議決ヲ經テ基本財産ヲ市費ニ繰入レ使用ニ充ツルコトヲ得  
 前項ニ依リ使用ニ充テタル金額ニ對シテハ市會ノ議決ヲ以テ利子ニ相當スル金額ヲ加ヘ積戻スモノトス
- 第五條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第六條 明治三十五年十一月鳥取市條例第十號市基本財産蓄積條例ハ本條例施行ノ日ヨリ廢止ス  
 鳥取市小學校基本財産蓄積額

年次	高等小學校基本財産		尋常小學校基本財産		合計金額	前年に比シ増減せる額
	有價證券	現金	有價證券	現金		
明治二十四年					三,〇〇,〇〇〇	
同 二十五年					三,〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇
同 二十六年					三,〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
同 二十七年					三,〇〇,〇〇〇	六六,七五
同 二十八年					三,〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇
同 二十九年					三,〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇
同 三十年					三,〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇
同 三十一年					三,〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇
同 三十二年					三,〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
同 三十三年					三,〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
同 三十四年					三,〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
同 三十五年					三,〇〇,〇〇〇	四六,七五
同 三十六年					三,〇〇,〇〇〇	四六,七五
同 三十七年					三,〇〇,〇〇〇	四六,七五
同 三十八年					三,〇〇,〇〇〇	四六,七五
同 三十九年					三,〇〇,〇〇〇	四六,七五
同 四十年					三,〇〇,〇〇〇	四六,七五
同 四十一年					三,〇〇,〇〇〇	四六,七五



年次	現金	年次	有價証券	現金	合計金額
同 四十二年	三,七五〇,〇〇〇	三三,一三三	六,一五五,〇〇〇	九,八三三,七〇〇	一,一八〇,〇〇〇
同 四十三年	一,九〇〇,〇〇〇	二,五五五,〇〇〇	一,六二五,〇〇〇	二,五五五,〇〇〇	一,〇七〇,〇〇〇
同 四十四年	一,八〇〇,〇〇〇	二,八〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
大正 元年	三,六〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	三,八〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
同 二年	四,六〇〇,〇〇〇	八七〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	四,五七〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
同 三年	四,六〇〇,〇〇〇	一,六九七,七三三	四,〇〇〇,〇〇〇	五,七〇七,五三三	一,〇〇〇,〇〇〇
同 四年	四,一〇〇,〇〇〇	八,四〇〇,〇〇〇	八,七〇七,五三三	一七,一〇七,五三三	一,〇〇〇,〇〇〇
高等女學校基本財産					
三十二年	一六,五六〇	三十四年	一〇〇,〇〇〇	一〇七,七〇〇	一〇七,七〇〇
三十一年	一七,四七二	三十五年	一五〇,〇〇〇	一八二,二五八	一八二,二五八
三十三年	一一〇,一六六	三十六年	二五〇,〇〇〇	一〇九,三三二	二五九,三三二
この基本財産は明治三十四年鳥取縣立高等女學校となりて同年四月鳥取女子高等小學校を設立し同校基本財産に繰り入れ同四十二年同校の廢校と共に高等小學校基本財産に編入し大正四年四月鳥取高等小學校を廢して久松尋常高等小學校を開設せるを以て前記の高等小學校基本財産と尋常小學校基本財産と合せて鳥取市小學校基本財産と稱せり		三十七年	四五〇,〇〇〇	九九,七六三	五四九,七六三
		三十八年	三七五,〇〇〇	五,五五五	三八〇,五五〇
		三十九年	四五〇,〇〇〇	九七,一六五	五四九,一六五
		四十年	六〇〇,〇〇〇	一九六,〇七二	七九六,〇七二
		四十一年	八〇〇,〇〇〇	五八,九二二	八五八,九二二
		四十二年			
鳥取市小學校基本財産蓄積例					
第一條 本市ハ本條例ノ規定ニ依リ毎年度小學校基本財産ヲ蓄積ス					
第二條 小學校基本財産ハ其ノ利子ヲ以テ小學校經營費ヲ支辨スルニ足ルベキ額ヲ限度トシ之ヲ蓄積ス					

(大正四年七月改正)

第三條 左ノ收入ハ基本財産トシテ蓄積ス

- 一 基本財産ヨリ收スル收入
  - 二 小學校不用品賣拂代
  - 三 其他市會ノ議決ニ依リ基本財産トナス金額
- 第四條 本市ハ天災事變其ノ他特別ノ事由ニ依リ特ニ多額ノ教育費ヲ要スルニ當リ課税又ハ起債ニ依ルチ不利ト認ムルトキハ市會ノ議決ヲ經テ基本財産ヲ市費ニ繰入レ使用ニ充ツルコトヲ得
- 前項ニ依リ使用ニ充テタル金額ニ對シテハ市會ノ議決ヲ以テ利子ニ相當スル金額ヲ加ヘ積戻スモノトス
- 附 則
- 第五條 本例ハ發布ノ日ヨリ施行ス



## 第九章 勸業

### 第一節 産業の沿革

鳥取市は大藩の後を承けて市民の多くは俸祿に衣食し然らざるも特別保護の下に生活したるもの、みなりしを以て維新制度の變革に伴ひ生活状態に多大の變更を來たせり本市は古來交通杜絶して常に中央の文明と没交渉にして僅に山陰の天地を天地とするの外更に向上發達の通路なかりしと同時に經濟上にも事業上にも殆んぎ外來の刺戟を受けざりしが由來氣候は寒暖中和にして天産物亦豐饒なれば鐵道開通後は人工の加ふべく、事業の企つべき餘裕綽々たるものあり。

抑々徳川氏覇府を開き池田家の三子を分封して姫路、岡山、鳥取に居城せしめ池田氏の中國を管するや三家相鼎立聲援し西國の雄鎮として山陰山陽の咽喉を扼したるもの、如く専ら士氣を壯にし多く兵馬を養ひ西海南海諸州を睥睨するの勢あり吾が鳥取城は天然の險要に據り全く他と交通を絶ち因伯二州の生産力は擧げて兵馬修養の資に併し米、綿織等二三種を除くの外は敢て縣外に輸出を許さず、則ち勸業上の政策として農工業を主とし商業の如きは藩内の需要供給をなさしむるに過ぎず而して其農工業に就ては最も獎勵勸誘に勉め保護の篤きに至ては殆んぎ近時の上にありしもの、如し殊に當時に在ては農工業者共累世其業を更むるなく最も勵精にして各自の經歷により各種の改良を企て米綿、藍、製鐵等の如きは最も名聲を擧げたる事蹟あり又未開の原野を開拓し山林を保護し或は灌漑の便を開き人參、

抄紙、木綿等の新事業を起し今日遺利の少なきもの一に當時の制度勸業に篤きの一班を知るに足る。

士農工商各其分を異にし累世之れを改めざる封建的階級制度は幾多の定業者をして各其業に安んせしめ子孫永遠の計を立てる等其遺蹟少なからざるを見たり而して一朝維新の變革に際し直に階級制度廢れ外國との交通開かれ各般の文物一大變動を受けたるに同時に人心稍動き無謀の輩溢りに其の職を捨て一攫千金を夢むが如きものあるに至り一般に不安の状態にありしもの、如く明治四年現制度の確立と共に大に之れ等不安の思を減せしめし雖も當時各藩共士卒等の如き不生産的人衆多く特に此輩中奉還金下附等により浪費者を出し或は無益の企業に投資する等一般社會の氣運洪漠としてまた歸着し難きの時に當り經濟界の混亂名狀すべからず本縣の如き最も其甚しきもの、一にして昔時中國の雄藩と稱し五萬と號する士卒を收容し居りたるの結果士族間に奉還金の存在せる間は舊時に優るの盛況を呈したりしも明治十年西南戰役後明治十四五年頃に於ける一般の大疲に伴ひ瓦解して又救済すべからず坊間往々不良士族輩の横行を見るに至れり故を以て本縣の産業正に此數年の間に攪亂せられ大に退歩の傾向に在りしもの獨り製茶は當時當業者の熱心と海外輸出の途開けたるにより著しく發達し明治十三四年の頃に於ては實に空前の大盛況を見たり而して蠶業桑園の如きは漸次發達の趨勢に向ひたるもの、如し。

本縣再置の時には一般の疲弊殆んぎ其極に達し就中鳥取市の如きは無産士卒細民等の集合所にして最も紛擾なりしを以て縣治の方針は士族及細民の授産を計る事殖産興業を計る事通路を開通するの三大綱領を定められたり當時鳥取市に在住せる士族六千餘戸の内饑餓凍餒に瀕するもの二千餘戸確乎たる將來の見込なきも僅に公債證書を所持し一時を彌縫せるもの三千戸に達し其の永遠の見込あるもの實に千戸に足らず飢餓に瀕する輩互に團結して運動し物情靜謐な



らす爲めに産業の事更に振はず茲に於てか舊藩廳の引續きに係る現金若くは物品公賣代政府の補助金等二十餘萬圓を投じ鳥取士族二千戸を北海道及西伯郡夜見濱開墾地等に移し不生産的人衆を排除するに共に士族授産及事業興隆を計る爲め第一、第二、第三桑園を開き或は製絲、綿打。織物工場を起し同時に細民授産場を縣下各地に設立せしむる事となし一面資力の許す限り道路の開通を計り以て交通機關を圓滿ならしめ傍ら養蠶、製絲、製茶及農作物の改良を獎勵し共進會、品評會を開設する等専ら生産力の増大するを勉め徐々に之れが完成を期したりしが皆な其の肯綮を得一は以て士族及細民に職業を得せしめ道路の開通に従ひ漸次交通の便を得るに共に殖産事業の興隆を助成し生産力の膨張を見るに至り優勝劣敗の自然淘汰は明治十八年の頃に及びて彌々急激に迫らんことを示せり、本縣の情勢は農工商共日に衰頹を極め其狀勢益甚しきものあり初め士族の公債證書を受領したる高は參百參拾四萬三千八百八十圓なりしが漸次消散して殆んど十分の九を減し參拾四萬七千九百九十五圓を所有するに過ぎず一年を経過せば遂に耗盡するの割合となり偶々今日生計の差支なきを見るも多くは父祖の餘澤にして眞に其職業に就き生計の目的あるものは絶てなし云ふ有様にして農は一般奢侈懶惰の風を爲し工は維新以來其營業放縱となり需用供給其權衡を失し且つ金融の梗塞に據て僅かに雜業に従事するも總て永遠の見込あるものなく商は規律なく業を營むより一時浮利を謀り狡猾の弊を増長し信用を失ふのみならず金融梗塞のため販路日に屈縮し又物價の變に據て進て貨物を仕入る、能はず資金も亦滯滞して運輸の途なく只退て其の損失を免かれん事を是れ勉むるの形勢にして本縣の産業最も荒廢し事實亦慘憺の極に在りたり。

明治二十二年自治制施行後一般殖産の急務を感じたるが如く各種の産業勃興の狀況を示し明治廿六年商法一部の施行

と共に産業の進歩を援け羽二重、陶器、水産、山林、蠶絲、織物等或は新に企業し若は擴張を見るに至りしが偶々明治廿七八年戦役の事あり明治廿九年戦役の影響を受け産業界煩忙を極め之れに對する應急の施設に汲々たり郡制の施行は産業の獨立を助け生産力の増加に勉むるに至れり茲に於て縣は勸業施設綱領を確立し以て益々民福の増進を企て實業會因伯米改良組合、富産組合、小作獎勵組合を起し農事試験場を設けしめ紙業林業巡回教師を聘する等其他綱領に定むる最も急務なるもの、過半は此兩年間に着手せられたり。

## 第二節 農 事

**米** 藩制當時は民間に於て米穀を恣に藩外に輸出することを許さず、藩下樞要の地十二ヶ所に藩倉を設け貢米を收納し、藩士の扶持米は其貢米中、専ら因幡産のものを以て之に充て、不足あるときは、伯耆産米を以て之を補ひ、残れる伯耆産米は毎年三萬乃至五萬俵を橋津港より、兵庫市場に輸出する慣例なりき、然るに維新變革の後、米納の制度廢れ從て米の調製は乾燥俵裝及販賣は全く當業者の自由となり何等の檢束する所なきに至れるを以て俵米は漸次其規格を紊し粗製濫造の弊に陥り因伯米の聲價甚しく失墜せり。

明治二十二年各町村稻米改良組合は聯合して取締所を鳥取市に置き産米の檢査を行へり翌二十三年より二十六年に至る四年間縣費を以て稻の種類、挿種及肥料等に關する簡易の試験地並に稻作模範地を縣下各地に設置し實地改良の考證に資せり、明治三十年因伯米改良組合を設け調製俵裝の統一的改良を圖り同組合取締所の事業として輸出米檢査所を設置して輸出米の檢査を行へり、三十年小作米改良の獎勵を策せられ三十五年地廻り米取締規則を發し因伯米輸出



検査規則を廢して、重要物産同業組合法に依る因伯米輸出同業組合の組織を誘導し翌三十六年成立を告げ爾來専ら輸出米の検査を施行し調製包装の改良を圖れり四十年短册苗代及集合苗代仕立の方法を規定し稻苗の改善を企劃し其他系統農會に於て施設せる米作に關する講習講話の如き、當業者の智能を啓發して斯業の改良を促したるに頗る多大なるものあり。

米の作は反別收穫高及一石平均價格左の如し

年次	作付反別	收穫高	一石平均價格
明治三十三年	一一三・〇	二、六五〇	一〇、四二九
同 三十四年	一一三・四	二、四二五	一一、〇三四
同 三十五年	一一五・五	一、九一八	一一、七二五
同 三十六年	一一五・〇	二、六二五	一三、〇〇八
同 三十七年	一一五・七	二、六五四	一二、〇二三
同 三十八年	一一二・五	二、四一六	一一、八五二
同 三十九年	一一九・二	二、六一六	一三、八五五
同 四十年	一一九・二	二、七〇四	一五、四八七
同 四十一年	一一八・〇	二、七三九	一五、一六七
同 四十二年	一一八・〇	二、四六五	一二、四七八

同 四十三年	一一八・〇	二、七七四	一一、五〇七
同 四十四年	一一七・七	二、九〇一	一七、八八〇
大正元年	一一七・七	二、二六一	二〇、〇八三
同 二年	一一七・七	二、七八七	二〇、六七〇
同 三年	一一七・七	二、七八七	一五、〇六〇
同 四年	一一七・七	一、一一五	一三、七五〇

耕地整理 鳥取市吉方村の耕地整理は明治二十六年四月施行認可あり整理後の面積左の如し

田	五十四町四反二畝二十五步
畑	三反三步
原野	一畝步
排水路	六畝十九步
合計	五十四町八反七畝六步 此筆數三百九十七筆なり

耕地の反別及其戸口當 鳥取市の耕地は田畑の總反別二百八町九反步餘にして一戸當り三畝拾五步餘一人當り拾六步餘にして自作農ミ小作農を區別せば左の如し

農業を主とするもの	作付反別		戸數	人口	
	自作	小作		男	女
自作兼小作	二四、八	三、四	二二	七三	六四
自作	二六、二	一、〇	二〇	六三	五八
小作	二八、五	七、九	二二	七〇	七五
合計	七九、五	一一、三	六四	二〇六	一九七







其栽培著しく減少せり。

**果樹** 梨桃及柑橘類は其起源詳かならず、雖も古來栽培する所なり、而して近年梨、桃及柑橘類は優良なる新種品の移入あり大に其面目を改めたるのみならず其産額の如き順に一大長足の進歩を爲せり。苹果は明治二十年頃既に栽植を試みたるものありしも當時栽培剪定の方法詳かならざりし爲め、好結果を得ず。明治三十年頃より東伯郡に於て栽培するもの漸く多く、而も其結果良好にして收益尠なからず、是に於て同郡は固より西伯、氣高、岩美の諸郡及鳥取市に至るまで各地之が栽培を見ざるなきに至れり。重なる種類は紅魁、紅玉、祝、旭及國光等にして梨は明月、太平、長十郎、早生赤、眞三吉、「バートレット」及赤龍等、柑橘はネーブル柑、温州、夏橙、旭柑及金柑等にして、桃は上海、天津水蜜桃「アムステレジュン」「カールマン」等、柿は花御所、西條、新平、峰屋、八方寺、百目、「コネリ」等にして販路は苹果及梨は地方を主とし阪神地方に輸出す、其他の果實は主として地方に於て賣却す。

**蔬菜** は蘿蔔、蕪菁、胡蘿蔔、午苧、葱、蕃椒、生姜、西瓜、南瓜瓜類、茄、芋類甘藍及其他各欄の菘類等とし附近村落に於て栽培するもの多し。

**桑園** 昔時農家に於て蠶を養ふには特に桑園の設け無く、僅に天然の山桑若は河岸に栽植せられたる桑葉を用ひたるに過ぎず、明治の初年に至り蠶糸業の有利にして、將來重要輸出品たることを看取せられしより新業に従事する者漸く多く隨て桑園の設備を必要とするに至れり、是に於て縣は明治八年、茨城縣より桑苗二百萬本を購入し之を因伯隱の三國に分植し同十年には滋賀縣より桑苗を購入し、之を舊鳥取縣土族へ年賦返納の法によりて栽植せしめ同十一年三月鳥取市に四町歩の桑園を設け桑苗を仕立て民間に配布するの法を設け良苗の普及を計れり、明治十七年四月

更に士族授産の目的を以て古市村に桑園一町五反歩を増設し同二十年千代水村に十二町餘歩同二十一年に東伯郡倉吉町に一町餘歩の桑園を開きたり士族授産の爲め設立せられたる桑園は同廿三年三月總て士族の自營に移せり、爾來桑園の改良増殖は蠶糸同業組合縣農會之が局に當れり。

**養蠶** 延喜の時代に於ては、因伯兩州は中絲國の班に列せしを以て稽ふれば兩州養蠶の起源は甚だ古きものなるべし、然れども史籍の之を傳ふるものなきを以て昔時の狀況詳かならず、明治八九年の頃縣下の有志者、意を養蠶に傾け熱心に其改良を圖りし。雖も、當時未だ桑園の之に伴はざりしを以て充分其目的を達せざりしかば同十六年の頃に至り桑園漸く普及し同年より七年間士族授産の目的を以て群馬縣より養蠶製絲の教師を聘し、生徒を養成し修業生二百八十三名を出せり同二十年より廿二年迄各郡役所管下に一二ヶ所宛養蠶傳習所を設立し同二十四年より三十年迄は教師を雇用し縣下各地に改良上の講話を爲さしめ一面には共進會品評會を開設せしめ之が發展に努めたり明治三十一年以來蠶糸同業組合に自働的發展を圖らしめたる結果漸次其産額を増加せり。

**製絲** 明治初年に至る迄は製絲方法甚だ幼稚にして機に手繰糸を製したるに過ぎず明治十三年信州人金森某來縣し初めて坐繰製絲の法を傳ふ同十六年士族授産の爲め坐繰絲工場を鳥取市に置き同場内に製絲傳習所を併置し縣下各郡より生徒及工女を募集して修業せしめ其生絲は横濱に搬出して海外の需用に應ぜんことを計れり是れ本縣製絲工場の濫觴にして又縣下の生絲を横濱市場に輸送せし嚆矢とす明治二十年鳥取市に器械製絲場明進社の設立を見各郡役所轄内に一箇所づ、製絲傳習所を置き之れが教師として士族授産製絲場傳習生を派遣し坐繰製絲の傳習を爲さしめ二十一年迄に工女二百八十餘名を出し爾來縣下の製絲業は著々發達するに共に大規模器械製絲場勃興するに至れり。



**牛** 本縣は産牛地として古來より其の名高し、然れども藩制當時にありては特に保護獎勵を加へられたる事蹟なく専ら農用として農家一般に飼養せられたり。

**馬** 藩制の當時既に保護獎勵を加へたるもの、如く藩士の乗用馬は縣下産出のものより選出し享保年間に於ては伯耆地方の農家に藩用馬匹を下付し産出せるもの、内より良駒を選び再び藩用に買上げ嘉永年間に至りては牧場の種馬用として産物役所へ種牡馬を下付し又奥州産及薩州産馬種馬用として下付したるこゝありし云ふ然れども飼馬の目的は専ら運搬用として飼育せられ繁殖用等の目的に出たるもの少なし。

**牛乳** 明治初年の頃舊藩主池田侯牛乳飲用の命あり農家より赤色牛を乳用として徴し丸の内にて矢部宜一郎及水田某搾乳せり後宜一郎其業を繼續せり、雖も當時需用者稀なるを以て各戸に配達せず需めに應じ搾取所に於て量り賣りごなしたるに過ぎず十二年本市西町大輪秋平搾乳業を開始せり是れ本縣に於ける牛乳營業の嚆矢にして爾來世の需要は牛種の改良と搾乳方法の發達を促し今日の如く長足の進歩を見るに至れり。

**屠畜** 屠畜も亦牛乳に於けるが如く明治の初年に在りては殆んど需要者なかりしも衛生思想の發達に伴ひ其需用漸次増加し今や至る所肉店を見ざるなきに至れり明治三十九年本市は市立屠場を設立せり。

### 第三節 工業

**絹布** 藩制の當時衣服の制嚴重にして一般に絹布の着用を許さず隨て絹布製織に従事するものなく明治九年初めて本市に士族授産女工場を起し士族の婦女子に就業せしめ後ち明治十二年有志士族の事業に移し同十六年之れを縣の

事業とし士族授産機織試験場と稱す同十七年の頃より社會の風潮漸く華美に移り衣食の法大に進むに従ひ絹交綿織物の流行を來たし會々同工業をなすものあるに至りたるも未だ一定の工場等起りたるに非らず唯其當時鳥取士族授産の爲めに設置したる機織試験場に於ては教師を愛知縣に聘し愛知物産結城綿を織出したるのみ明治二十二年亦士族授産の一部として士族の子女三十名又翌明治二十三年は士族授産社より同廿五名を甲州に派遣し絹機を習得せしむ此の習業者歸縣し始めて絹織物の見るべきものあるに至れり漸次發達せしが近時従業者の資本豊富ならざるこゝ先進各地に於ける力織機使用の増加に伴ひ漸次衰退せんしつゝあり。

**白木綿** 起原詳かならず、雖も元祿年間に於ては多少他國へ販出したるもの、如し享和年間に至り販路を京阪地方に擴めしより漸次需用を増加し文化年間より安政文久年代に至る迄は販路大に擴張し年々四五十萬反を販出し青谷木綿伯州木綿の名聲は各地市場に喧傳せられぬ明治二十年頃より金巾の輸入及紡績の勃興は地方綿花をして殆んど全滅の悲境に陥らしめ從て青谷木綿伯州木綿も亦一時殆んど製織家を絶つに至れり然るに近年に至り再び白木綿の製織をなすもの増加し殊に鳥取倉吉吉岡米子の四箇所には力織機工場の興りて漸次産額増加しつゝあり其他緋木綿絹木綿及絨色木綿を産出し縣下及但馬地方に販路を有せり。

**木槿織** 木槿キナは昔時民間裳を著用したる當時木槿キナと稱し貴重せられたるものにして木槿の纖維を晒製したるものより製造す明治三十一年本市東町船橋春綱木槿機織場を設け専ら襖地を織出し大に京阪地方の好評を得遂に同年中に於て千四百餘反を製出し年々其需用を増加せり。

**刺繡** 古來婦女子の手藝として習熟せられたる所なり、雖も縣外輸出を爲したるこゝを聞かず明治廿八年本市に



於て海外輸出刺繡業に従事するものあるに常り縣は是に補助金を下付し教師を雇聘し手巾暖爐掛け其他裝飾品に刺繡を應用し横濱市場に輸送したるに大に好評を博し爾後若干の注文を受けたり。

**和紙** 本市に於ける産額至て僅少なれども從來の製紙業たる多くは農業家の副業として營めるものなるを以て其製品區々にして統一せず且販賣の方法備はらざる爲め奸商輩の左右する所となり濫賣の結果收支相償はざる傾向を生じたるを以て明治四十年因幡紙同業組合を設置し是等の缺陷を救済する方法を講せしめ且つ教師を聘して製紙傳習所を設けしめ益々製品の改善を圖り來り明治四十四年縣費を以て製紙模範工場を市外古市に設置し之を營業者の組織に係る會社に貸與し産額の増加品質の改良を計りしが大正三年度限り之を廢止し民間事業に拂下たり。

**騰寫版原紙** 製質良好なるを以て名聲を博し時代の要求と共に漸次盛況を呈せり。

**紙製品** 傘、提燈、扇子、團扇、元結、紙函等は年に依り多少の増減あるも時代の要求に應じ漸次盛況を呈せり。

**漆器** 漆器の起れる年代は未だ詳かならずし雖も因幡國に在りては今を距ること三百六十年前乃ち天文年中蒔繪師加藤七右衛門なるもの本業を開始し後元文元年美術國眞庭郡原村某なるもの氣高郡日置村大字山根村に來り本業を營み紀州黒江及能州輪島より職工を傭ひて技術の改良を計る所あり嘉永年中藩主國産役所なるものを設け漆器業に對しては播州より職工數名を招致し改良發展を圖る所ありたり然れども其産額甚だ少く販路の如きも僅に縣内の需用を充すに過ぎず是れ其製品たる精潔堅良なるも値不廉且意匠舊守に流れ時代の嗜好に適應せざるを以てなり茲に於て明治四十四年本市の同業者は組合を組織し漆工傳習所を開設し良師を聘し縣下各都市より傳習生を募り髹漆蒔繪の兩科の傳習を爲さしむる等着々改良發達を圖る所ありしも各地斯業の進歩に伴ひ漸次衰退しつゝあり。

### 陶器

小規模の陶業を營むものあり。八頭郡國中村大字久能寺は古より陶業者の居住せる所にして此地方を「土師の郷」と稱す今を去る百七十年前京都より陶業者來り御室燒の陶法を傳ふ技術大に進む後近江國信樂より職工來り信樂燒の法を教ゆ陶法更に面目を改む所謂「因久燒」是なり時の藩主此業を保護獎勵する所あり爲に一時盛況を呈したりし雖も廢藩置縣後漸次衰退に傾きたり同郡西郷村大字牛戸に「牛戸燒」なるものあり主として日用の飲食器を燒く嘉永年間石見の國の陶業者某此地に移住して創業せるものなりといへり。

**海柳海松細工** 一名白珊瑚細工と稱し海松細工と共に本市の特産品たり其原料は因幡附近の北海より採取す製品の主なるものは箸、洋杖、寫眞掛、揚子、婦人頭髮裝飾品パイプ等にして一般の嗜好に適す從來博覽會共進會等に出品し褒賞を受けしこと枚舉に遑あらず。

**建具及指物類** 藩政時代より本業を營むものありし雖も専ら地方の需用を充すに止まり從て其製品も亦堅牢を旨とし雅致又は優美を缺き其の價額の如きも比較的低廉ならず是に於て明治四十二年同業組合を組織し同年及同四十二年木工傳習所を開設し教師を東京より聘し技術を傳習せしむ其成績大に見るべきものありしを以て販路次第に擴まり需用日に多きを加へつゝあり。

**彫刻** 藩制の時鳥取市に佛具師二三名ありて佛具彫刻の外僅に普通器物の彫刻を爲せり爾來世の變遷と共に佛具の彫刻は次第に廢れて室内裝飾用の彫刻品需用多く供給常に需用を充す能はざるの狀況にして營業者は意匠及技術の改良に産額の増加に努めつゝあり。

**傘提燈及團扇** 本品は鳥取市産地たり藩制の頃藩士の内職たりしもの今日に傳はりたるものなりといふ殊に傘は



「鳥取傘」を稱し堅牢を以て其名を知らる然れども偏に實用を主とせる結果輕便優美の點に於て缺くる所あり且價額較々不廉なるを以て縣外に輸出するもの甚だ少し。

團扇も亦藩制時代より製造せるものなり明治十三年頃より竹骨を讀州丸龜より仰き單に紙張りの手工を爲しつゝあり需用甚だ多く明治十六年頃に比すれば今日は二十倍以上に増加し尙益々多きを加ふ云ふ。

疊 近來疊製造業盛に行はれ阪田機械疊製造所に於て製造する疊は器械製なるを以て體裁能く整ひ而も堅牢にして價額亦低廉なるより需用頗る多し。

**經木眞田** 一時盛に製造せられしが原料の拂底と時局の打撃とに依り衰退せり。

**木履及下駄** 材料は桐及山桐を主とし多くは附近の山野に産するものを購ふて充用す從て其價額比較的低廉なり専ら縣内需用を目的とす。

**鑄鐵品及金物** 鑄物師を業とするものは本市及東伯郡上小鴨村にあり起原は寛永三年小鴨村齊江定右衛門なるもの岡山縣新見町吉田與右衛門より鑄鐵の法を傳へて起業し元文二年同村佐治宇衛門なる者復之が法を受けて創業し爾來兩者の子孫相傳へて其業を紹ぎ且益々販路の擴張に努めつゝあり金物類は鋸、鋤先、鎌、鉈、押切、庖丁、小刀類にして網は多く日野郡産のものを用ゆるを以て切味概して銳利價額も亦低廉なり。

**蠟燭** 品質善良にして専ら縣内の需用に應ず。

**蒲餅** 本市に於て製造するものは魚肉以外の物品を混交して其代價を安値ならしむ然れども之を他府縣のものに比すれば遙に低廉なるを以て近來多少輸出するに至れり。

**玩具** 土燒人形、盆景、室内裝飾擬品等を製作す技巧なりと言ふを得ざるも比較的趣味あるものを産出せり。

**パテンレース業** 七八年以來婦女子の新業に従事するもの増加し輸出向注文に應ずる程度に進みたる折柄横濱商人來りて米子町に移住し原料の供給加工品の引受及工賃の支拂等諸般の便利を與へたるを以て益々發展し現今は本市及米子境其他の町村に支拂ふ工賃約四萬圓に上るに至り前途倍々有望なり。

**煉瓦及土管類** 時代の需用増加に伴ひ漸次發達しつゝあり。

**油類** 舊藩政の當時油座なるものあり各地一定の人員を限り製油業に従事せしめたるも固より管外輸出に足るの産額あるにあらず今日に至る迄著しき盛衰なし煉油は其の精良芳香を以て名を博し近縣に於ける需用多し。

**木蠟** 舊藩政の當時臘座の制あり維新後此の制を解き専ら勸業の主義より獎勵せられしも獸臘等の壓倒を受け著しき不振の状態なりしも漸次其の退勢を挽回し製油業と同一く有望の域に進向するの傾向あるも近時本市の産額は微々たるものなり。

**酒** 藩制の當時に在りては座制を設け酒釀營業者に制限を置き以て徵稅の法をなせり釀法改良に關する獎勵等に就ては何等施設無かりしものゝ如し明治五年酒造稅則發布酒取締の途開かれ且縣に於ても獎勵の法を講ずる所ありてより一般に酒造業の有利なるを知り釀造業を營むもの俄に増加し二十九年酒造稅法の改正あり繼て三十一年家用酒の釀造を禁止せられたる以來益々其産額を激増せり。

**醬油** 藩政時代に於ては醬油座なるものを設け營業者に制限を附したるこゝ酒に同じ醬油は酒に比すれば釀造高少きも近來家用醬油の釀造者漸く減する爲め産額著しく増加せり。



**鳳尾竹製品** 大正二年本市四丁目尻に鳳尾竹株式會社を設け縣内に生産する所の鳳尾竹を以て洋杖及洋傘柄を製造せり就中洋杖には精巧なる彫刻をなし専ら販路の擴張に努めつゝあり。

**木通** 大正三年始めて縣費補助の下に傳習所を開催し博く縣下各郡市より傳習生を募集し斯業の奨励をなしたり爾後二回三回の講習をなし今や事業漸く緒に就き主要の一物産たらんとするの傾向を呈せり。

#### 第四節 商業

**銀行業** 明治十一年八月第百國立銀行鳥取支店を開設したを本縣に於ける銀行業を開始したる嚆矢とす續て同年十月第六十五國立銀行を組織したるも數年にして之を神戸市に移せり更らに同年十一月本縣士族事業として株式組織を以て八十二國立銀行を創立し資本金貳拾萬圓を以て營業せり爾來商法實施に至るまで他に銀行の開業を爲したるものなし雖其類似業として明治十三年に本市に營業社起り第百國立銀行支店及八十二國立銀行は共に本縣金融機關として幾多の成效を告げ今日に至れり尤も第八十二國立銀行は明治三十年六月一日株式會社第三銀行と合併して本店を東京に置き鳥取吉米子境の各地に支店を開設し營業せり明治三十一年二月一日より鳥取縣農工銀行開業せり。

**賣買業** 販賣業及仲買業は總て縣内の需用供給を交通するの機關にして從來消費力の孱薄なる本縣の如きは本業の萎靡振はざる最も甚だしく維新後社會の趨勢一變し特に農家生計の余裕あると共に生活の程度を高め其の購買力を増加し小賣業の發達を來せり然れども之を昔時に比せば大に寂寞の感なき能はず元來本市が藩政の當時其商業の殷賑なりしは一に藩廳の所在地なりしを以てなり而して一朝維新の大業に伴ひ商業亦昔日の如くなる能はず漸く明治

十三年の頃に至るの間に於ては士族の奉還金等により一時姑息に市の体面を保ちたり雖も明治十四年一般社會の大疲弊と共に忽ち瓦解して亦救済すべからず茲に於て商業彌々不振に陥り明治十七八年頃にありては其極に達せり而して爾來稍需用供給の平均を保つに至り漸次回收し明治三十年歩兵第四十聯隊等設置の消費力を加へ今日に至れり。

**魚鳥市場** 一市の需用を目的とするものにして起原甚だ古く元和年間の創設に係り連綿今日に至れるものなり沿海漁村より來る魚荷は總て問屋に運び來り問屋は多少の口錢を以て之を躰賣所に於て仲買人又は需用者に躰賣するものなれば毎日市内仲買人は勿論需用者の多數は此處に群集して盛に賣買取引を爲せり一ヶ年の賣買高十七八萬圓なり

**蔬菜市場** 前掲魚鳥市場に隣接せる鹿野街道筋に於て開く賣買に二様あり一は問屋に委託して躰賣せしむるもの一は問屋に口錢を收めて市場に賣却するものごあり其盛なること魚鳥市場に譲らず一ヶ年の賣買高十二三萬圓なり

**家畜市場** は吉方村鳥取家畜株式會社内にあり牛馬賣買の方法は古より習慣として牛馬商の自家に來るを待ち仲介者と協定するを常とせり然れども其の間往々不正の行爲を爲す者多く且商人及中介者に酒肴を饗應せざるを得ざる等其の煩勞多く延て畜産改良上の障害を來すこと尠からざるを以て明治三十一年牛馬市場取締規則を發布せられ爾來稍々是等の弊害を矯正することを得たり初め同則は場所を指定して市場の開設を許可せられたり雖も交通の便開くるに隨ひ場所を制限する必要を認めざるのみならず成るべく市場賣買を奨励するの趣旨にて三十八年同則を改正せられ市場の開設を出願するもの續出し取引所漸次盛大になれり又同年續賣買取締規則の發布あり産牛馬組合をして縣下十九ヶ所に續賣の躰市場を開設せしめ産出の續賣は競躰市場に於て賣却をなさしめ若し賣却せずして自ら育成せん



とするものは他日賣却上の参考に資せん爲め評價を爲さしめたるに競賣の結果として賣買上の弊害は一層改良せられ  
價額は騰貴し代金は直に受領することを得且多數の積貯を一場の下に集むるの結果自然地方生産積貯の品評會を形成  
し當業者をして新業に對する智識改良心を喚起し利する所甚だ多かりき同十四年鳥取米子倉吉の三ヶ所に常設  
牛馬市場を創設し其他縣下に二十八ヶ所の定期牛馬市を開設し全く賣買の狀況を一變するに至れり。

### 第五節 金融

金融機關としては鳥取縣農工銀行、大正鳥取銀行、協立銀行は土地の銀行として信用厚く第三百兩銀行支店を初め  
として近來に至り各地の銀行支店を設けて縣市民の便利を圖るに努力せり尙下級者に對する金融機關として缺くべか  
らざる質屋は其總數四十餘戸あり。

### 第六節 生産の種類及生産額

鳥取市最近三ヶ年間に於ける生産品及其價額左の如し

品目	大正二年		大正三年		大正四年	
	生産額	價額	生産額	價額	生産額	價額
米	二、七八七	五七、六〇七	二、七八七	四一、九七二	一、一一五	一四、一九三
麥	四五四	三、三六〇	三六二	一、八一〇	五三四	二、五五三
豆類	一三〇	二、〇七二	一三一	一、九七五	一三四	一、六九二

品目	大正二年		大正三年		大正四年	
	生産額	價額	生産額	價額	生産額	價額
雜穀類	六、〇〇〇	六二	五、〇〇〇	六八	九、八一〇	四七
芋類	一六、三〇〇	一、〇五〇	二、三〇〇	八五〇	二〇、三六〇	一、三二五
瓜類	三九、一一一	四、九四三	六五、二九六	四、三九三	五〇、九三〇	二、七一九
蔬菜類	九、九一	一、五三	九	一四四	一、二〇〇	一九五
果實類	六七、五〇〇	一九、七一一	八〇、〇〇〇	二一、三一一	八〇、〇〇〇	一七、六八六
鶏卵	一、八五	四、六一一	八〇	三、三一八	一一六	二、〇〇〇
生繭	一、二八	一、二六七	二五〇	一、五〇〇	二二五	一、二九〇
漆液	一七二、二〇〇	二、五八三	一六八、六〇〇	二、五二九	一六九、七〇〇	二、五四六
綠肥	七、七五〇	二、〇九三	八、〇〇〇	二、〇〇〇	七、二八三	一、五三三
菜種油	三、二〇〇	三、五九九	三五七	三五五	三六〇	三四九
魚具類	一四、七〇〇	四、一四	三、五五〇	三、六八九	一九、〇〇〇	二、三三三
農具類	三、二〇〇	四、一四	三、五五〇	三、八八〇	一九、〇〇〇	五、八五〇
指物	一〇九、二〇〇	四、五三八〇	一六、八〇〇	三、八八〇	一〇、八二六	一、一九五
竹製品	一六四	九八四	一二八	九二二	一〇四	八七一
屏風	一五〇、〇〇〇	三、四五〇	一五〇、〇〇〇	三、四五〇	一三〇、〇〇〇	三、二五〇
扇子及團扇	一、三〇〇	一三、二六二	一、一五八	一一、五八八	一、二四四	一二、二四四
紙製品	五四〇、〇〇〇	一九、五二〇	四八五、三〇〇	一六、九九六	五〇三、五〇〇	一七、二九一
帳簿類	一、三〇〇	一、〇四〇	四、一八〇	四、一六八	一、五五〇	九九〇
柶柳製品	二二二	二、一六六	一八六	一、七四七	二〇三	二、〇六八
車物類	一七、六六〇	一、七四七	一九、〇七〇	一、七四七	一五、二八八	一、五二八八







豆	八、五四〇
蕎麥	一、二一九
蕎麥粉	四、八七五
麥粉	一七、五〇〇

### 第七節 産業組合

本市に於ける産業組合は信用組合一、信用購買販賣組合一、購買組合一、購買販賣組合一、販賣組合二計六にして共に有限責任なり。

名	稱	事務所所在地	設立認可年月日	拂込済出資額	出資口数	出資一口ノ金額	組合員数
有限	鳥取信用組合	二階町四丁目	明治四、八	六、〇五、〇〇〇	六九	〇	二九
有限	立川信用購買販賣組合	立川町四丁目	同 四、二五	二、一〇、〇〇〇	三六	〇	〇
有限	鳥取購買組合	東 町	大正元、三、三	一、一五、〇〇〇	一五	〇	〇
有限	鳥取製菓業購買組合	職人町	明治四、三、三	九三、〇〇〇	三	〇	〇
有限	生糸販賣組合因伯社	南水寺町	同 四、五、三	五〇、〇〇〇	〇	五	〇
有限	因幡白米販賣組合	茶 町	大正三、二、七	六、〇〇〇	一六	三	八

### 第八節 會社

本市に於ける會社は株式會社二十二、合資會社十一、合名會社三、計三十六あり。

名	稱	所在地	設立年月	會社ノ目的	資本金總額	拂込本金額	積立金額
株式	鳥取染織株式會社	立川町二丁目	明治四、四	織物及染物業	一〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	一〇
株式	鳥取電燈株式會社	二階町四丁目	同 元、二	電燈電力ノ供給	五〇,〇〇〇	四三,〇〇〇	〇
株式	大正鳥取銀行	二階町三丁目	大正三、三	銀行	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二〇〇
株式	會社協立銀行	本町四丁目	大正三、二	銀行	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一〇〇
株式	第三銀行鳥取支店	蔽片原町	明治三、三	同	一	一	一
株式	第百銀行鳥取支店	元魚町一丁目	同 一、一〇	同	一	一	一
株式	鳥取勸業株式會社	二階町四丁目	同 四、三	製産ノ獎勵及資	一〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一
株式	鳥取會庫株式會社	東品治村	同 四、三	倉庫	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三、三六
株式	會社中國貯蓄銀行	上魚町	大正三、三	銀行	一	一	一
株式	米子銀行鳥取支店	若 櫻 町	同 三、六	銀行	一	一	一
株式	鳥取縣農工銀行	四 町	明治三、二	同	一	一	一
株式	山陰無盡株式會社	元魚町三丁目	大正三、三	無 盡 業	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	二、四〇
株式	因伯製菓株式會社	二階町四丁目	大正三、九	藥品賣買化粧品	一〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一
株式	八頭木材株式會社	東品治村	大正元、九	木材賣買及委託	一〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一
株式	兌立農工株式會社	新 町	明治四、一	農具賣買	五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一
株式	鳥取家畜株式會社	吉 方 村	同 四、五	牛馬市場開設	五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	〇
株式	鳥取水産株式會社	元魚町三丁目	同 四、〇	魚鳥類委託販賣	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二、二〇
株式	鳳尾竹株式會社	四丁目尻	大正三、二	洋杖傘柄製造	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一
株式	山陰水産株式會社	西 町	明治四、四	遠洋漁業者ニ漁具及資金貸付	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一



山陰倉庫株式會社	東品治村	同 三、一〇	倉庫	10,000	5,000	二
共益貯金株式會社	元魚町一丁目	大正三、三	金ナ爲サシメ之 利金ヲ圖ル	1	1	1
實座劇場株式會社	新鑄物師町	明治三、二	劇場一般業	10,000	八、五〇〇	1
因幡肥料合資會社	本町四丁目	明治九、九	肥料賣買	五、六〇〇	五、六〇〇	1
商會社	新 町	大正三、五	賣藥製造販賣	1	1	1
因伯林產物合資會社	東品治村	明治三、五	林產物賣買	七、一〇〇	七、一〇〇	1
因幡木材合資會社	同	明治三、五	木材新炭賣買及 製材	10,000	10,000	1
蕨比須屋醬油 釀造合資會社	立川町二丁目	明治四、二	醬油釀造販賣	10,000	10,000	1
合資會社兒島工場	敷片原町	同 三、一〇	製材、製米、製水	10,000	10,000	1
因伯運送合資會社	東品治村	同 三、二	運送	10,000	10,000	1
合資會社今川商會	川端二丁目	同 三、七	自轉車及附屬品 販賣	10,000	10,000	1
合資會社大村精米所	川端四丁目	同 四、四	精米	10,000	10,000	1
農商合資會社	本町二丁目	同 四、二	金 錢 貸 付	10,000	10,000	1
合資會社鳥取成座劇場	寺 町	同 四、二	劇場一般ノ業	10,000	10,000	1
算通合名會社	川端三丁目	明治三、三	金 錢 貸 付	10,000	10,000	1
合名會社但見運送店	東品治村	大正三、二	貨物運送業	10,000	10,000	1
合名會社稻田支店	元大工町	同 四、七	酒、醬油販賣	10,000	10,000	1

第九節 工場

鳥取市内に於ける工場左の如し

名 稱	所在地	主要製品	創業年月
坂口製糸合資會社工場	寺 町	生 絲	明治四十三年六月
上 田 製 絲 場	湯 所 村	生 絲	同 二十五年二月
鳳尾竹株式會社	四丁目尻	洋傘柄洋杖	大正二年二月
鳳尾竹株式會社木通製製造部	同	木通製細工品	同 四年八月
岡田膠寫場工場	片原三丁目	膠寫版及附屬品	同 元年十月
湯 谷 製 紙 場	立川町一丁目	和 紙	明治三十八年九月
坂田機械製製造所	四 町	疊 麻 製 造	同 四十四年十一月
刷子毛植傳習所	中 町	刷子毛植	大正四年十月
芳村織物工場	北本寺町	木綿織物	明治二十三年八月
勝井織物工場	吉方村	木綿織物	同 三十七年二月
吉田活版所	東 町	活版印刷	同 十四年月不詳
横田鑛山鳥取クレ製造所	東品治村	クレ製造	大正五年六月

第十節 同業組合其他の實業團體

鳥取市に於ける同業組合及其他實業團體の重なるもの左の如し  
重要物産同業組合法に依るもの

- 因伯米輸出同業組合 東 町
- 因幡蠶糸同業組合 東 町
- 因幡紙同業組合 二階町四丁目



準則組合法に依るもの

鳥取實業組合	二階町四丁目	鳥取建具同盟組合	新 町
鳥取大工業組合	吉 方 町	鳥取指物同盟組合	二階町一丁目
鳥取久松漆器業組合	掛 出 町	鳥取左官職同業組合	桶 屋 町
鳥取肥料商組合	川端一丁目	鳥取傘提灯同業組合	二階町四丁目
鳥取染物業同業組合	川端一丁目		
其他の實業團體			
岩美郡産牛馬組合	吉 方 村	鳥取酒造組合	吉 方 町
鳥取市産牛馬組合		鳥取縣酒造聯合會	吉 方 町
鳥取縣水産組合	東 町	鳥取商工會	西 町
鳥取縣農會	東 町		
鳥取市農會	立川町四丁目		

# 第十章 交通

## 第一節 鐵 道

**山陰鐵道** は明治三十五年伯耆國境より起工し米子町に至り米子より東西に向ひて延長し西は出雲國安來松江を経て今市に達し一は大社に一は石見國大田に達す、東は上井を経て因幡國に入り鳥取市を経て岩美驛に達し更に延びて但馬國に入り濱阪城の崎、豊岡を経て京都、大阪に直通し又姫路に達す。

**鳥取停車場** 鳥取驛は東品治村にあり明治四十年三月二十八日鳥取に延長したり當時千代川の鐵橋工事尙竣功を告げず氣高郡古海村に假停車場を設けられ多少の不便を免かれざりしが同年度の乗車人員九萬人貨物の發送噸數九百噸、同收入一萬一千圓到着噸數千九百噸を算するに過ぎざりしが翌四十一年五月鐵橋の工事竣工し鳥取驛迄運轉開始せられ乗客九萬九千人同收入四萬五千圓降車人員九萬八千人貨物發送九千噸、到着貨物又一萬三百五十噸に上りしが明治四十五年三月一日を以て全通し(西出雲 今市迄)同年六月一日山陰線鐵道開通式を鳥取市の東北なる舊鳥取城内二の丸址に於て舉行せらる式は鐵道院西部管理局及米子出張所の主管に屬し鳥取縣及鳥取市は極力之を贊助す、則ち鳥取市は特に協賛會を組織し諸般の企畫經營に當れり。

京阪神地方との聯絡工事竣工せし結果總て長足の進歩を來たし一躍乗車人員十七萬八千人同收入十一萬五千圓降車人員十八萬九千名を算し貨物は發送噸數二萬七千噸同收入六萬八千圓に上りたり年々貨客の出入頻繁となり山陰線



各驛中毎月収入額首位を占め山陰線中第一位の驛站たるに至れり。  
今鳥取驛より各主要驛名及其哩數を掲ぐれば左の如し

驛名	哩程	驛名	哩程	驛名	哩程
東京	四七三・四	横濱	四五六・二	名古屋	二三八・八
京都	一四四・一	大阪	一五九・七	神崎	一五五・二
神戸	一四四・一	姫路	一一〇・〇	岡山	一六五・〇
廣島	二六五・七	下ノ關	四〇五・二	舞鶴	一〇七・九
城ノ崎	四四・九	福知山	八八・二	和田山	六九・二
豐岡	五一・〇	上井	二四・八	倉吉	二七・四
米子	五七・六	境	六八・四	安來	六三・一
松江	七五・六	雲今市	九五・九	大社	一〇〇・六

### 第二節 街道及橋梁

古來三街道の稱を以て有名なる若櫻街道、智頭街道、鹿野街道の大街は相并行して北東より南西に通じ其南西端袋川の貫流せる所各橋梁を架す稱して若櫻橋、智頭橋、鹿野橋といひ其他吉方橋、一本橋、新橋の三橋は若櫻橋の上流に架し鹿野橋の下流に鑄物師橋、出合橋の二橋を架す。

但馬街道 (國道)

鳥取市より但馬國和田山及豐岡に至る線路にして途中險阪頗る多し

湯村	十里十丁	村岡	十五里十丁	豐岡	十七里二丁
八鹿	二十二里三丁	和田山	二十五里十一丁		

智頭街道 (縣道)

鳥取市より播州姫路及上郡驛に至る線路にして途中志戸阪峠(駒蹄り阪)あり。

用ヶ瀬	五里十二丁	智頭	八里四丁	駒蹄	十里三十四丁
上郡	二十四里二十二丁	姫路	上郡ヨリ山陽線 二十一哩六	歸播	播但線經由 百十哩

若櫻街道 (國道)

鳥取市より若櫻を経て播州姫路に出で京阪地方に至る線路なれども山陰鐵道の開通せる迄は智頭街道を上郡に出でたるを以て此の街道を往來するものなし。

若櫻	七里十一丁	落折	十里十五丁
----	-------	----	-------

岡山街道 (縣道)

鳥取市より作州津山を経て岡山に達する通路にして智頭宿津山間には二線路あり、途中には物見峠又は馬桑峠あり

津山	物見越線 二十里二十二丁	馬桑越線	十九里九丁
岡山	山津山ヨリ 三十五哩三	播但線經由	百六十五哩

鳥取米子街道 (國道)

鳥取米子間には國道貫通す然れども山陰鐵道全通せるを以て氣車に塔するを便す。

濱村	五里十五丁	青谷	七里十五丁	由良	十四里十六丁
----	-------	----	-------	----	--------



赤崎 十七里三丁 御來屋 二十一里一丁 淀江 二十三里〇九丁  
 朱子 二十五里二十七丁 埴 三十里二丁

賀露街道 (縣道)

鳥取市より氣高郡賀露港に通ずる線路にして一里二十丁なり。

雨瀧街道 (縣道)

鳥取市より岩美郡雨瀧村に至る線路にして四里二十一丁國境十王峠まで六里七丁あり。

鳥取市里程元標(西町にあり)より三府及近縣に達する里程左の如し

- 東京府へ 百九十九里三十一丁五十三間
- 京都府へ 六十五里十四丁三十九間
- 大阪府へ 五十四里二十四丁十四間
- 兵庫縣へ 四十五里二十一丁三十間
- 岡山縣へ 三十三里三十丁
- 廣島縣へ 七十六里六丁二十二間
- 島根縣へ 三十五里二十四丁五十四間

第三節 通信

人事の發達商工業の進歩と共に、郵便電信電話等の通信機關の利用頻繁を加ふるに至るは、自然の理數にして、本市の通信事務は年一年に激増し、其郵便物集配數の如き、縣下に於て第一位にあり、若し通信機關の繁閑が其地方の隆替を測るの尺度なりとせば、以て本市の發達を證すべきなり。

**鳥取郵便局** 本市の中央智頭街道筋本町三丁目の道路の一角高層なる二階建の建物は鳥取郵便局なり。郵便、小包電信、電話、貯金、年金恩給の給與等の取扱をなし、市に於ける通信は總て此處に處理す尙市内郵便局所は左の如し

郵便局名	所在地	取扱事務
鳥取瓦町郵便局	瓦町	郵便小包、爲替、貯金
鳥取立川郵便局	立川町三丁目	同
鳥取吉方郵便局	吉方村	同

右の外郵便切手賣捌所五十六ヶ所、郵便函數六十なり。

**電話** 商業者が新生面地に取引を開始せんとするに方り、先づ其目的地に於る電話線の架設數及び其目的商店の電話加入有無を調査して、其地の富力及び活動の分量其目的商店の信用を卜知せんとするの傾向あり、本市の電話架設は、明治四十年に創り目下加名者の數五百餘名に達し、年と共に増設せらるべく、尙長距離電話は東京、京都、大阪、神戸、岡山其他主要の地に通ずるを以て鳥取の商人は坐ながらにして、是れ等各地との商取引をなすの便利あり



## 第十一章 衛生

### 第一節 上水道

一三六

衛生の完否は直ちに市民の生命に關する重大問題なり市は村落と異なり人口稠密なるを以て衛生上の施設完からされは傳染病の流行其他市民に危害を與ふること尠からす是に於てか市は先づ市民保健の爲に水道の敷設を爲し清良なる飲料水を與へ下水の整頓に苦慮する所あり。

本市は地質上從來飲料水に乏しく東西兩町内には舊藩中建造に係る水道井あり雖其規模狭小なるを以て市民は概ね袋川の水によりて生活せしが上流より汚物混入し種々の惡疫傳染の危險ありて衛生上等附に付すべからざるものあるにより上水道敷設の事は早くも市の輿論となり明治四十四年九月調査に着手し遂に好水源地を宇倍野山の東方岩美郡宇倍野村大字美敷に得て計畫を立て明治四十五年度より三ヶ年間の繼續事業とし財源は其大部分を市公債に依るの方針を取り工費豫算總額五十一萬圓として明治四十五年三月八日内務大臣に對して水道敷設及び該事業に對する國庫補助の件を稟請し同年六月二十七日其の認可及び國庫補助金拾貳萬七千圓を交附すべき指令を受く而して一方本縣に對し明治四十四年八月水道敷設費の縣費補助を申請したりしが同四十五年七月十七日金五萬圓繼續補助すべき指令を受くかくて大正二年六月工事に着手し爾來銳意工事の進捗を計りしが大正四年秋全く竣成して十月二十六日美敷水源地及び長田山淨水池邊に於て落成記念祭を行ひ翌二十七日鳥取市扇邸仁風閣に於て落成式を擧げたりかくて本市空前の

大事業聊かの過誤故障なく豫定の如く完了して諸般の設備整頓し裕に清良の飲料水を市民に供給するを得て多年の懸案たりし大問題を解決せしは實に本市の大幸と謂ふべし。

今左に其の施設の概略を擧ぐ

**水道事務所** 鳥取市役所内に置く。

**給水區域人口及び水量** 給水區域は鳥取市内全部及歩兵第四十聯隊とす、給水人口は將來の増加を見込み五萬人を限度とし貯水量は千八百三十萬二千二百二十五立方尺聚水面積百八萬三千三百五十五坪一ヶ年最少水量六千

四百二十萬二千七百二十八立方尺なり。

**貯水池** 岩美郡宇倍野村大字美敷にあり面積一萬四千七百三十坪六合深さ平均二十尺九寸七分容積千八百六十七萬千九百九十一立方尺なり。

**濾過池** 貯水池に隣接する池數四個あり、内一個は豫備池とす、各池とも四邊各八十五尺の方形にて深さ九尺、容積三個にて十五萬立方尺人口五萬人に對する一日分の給水量を毎二十四時間に十尺の速度を以て濾過す。

**淨水池** 鳥取市上町長田山にあり個數二にして各々長七十七尺幅三十三尺水深十二尺五寸容積五萬立方尺即ち人口五萬人に對する八時間分の給水量とす。

**送水管** 濾過池より淨水池に至るまで内徑十四吋の鐵管にして延長三千九百八十六間なり。

**配水管** 内徑四吋、六吋、八吋、十吋、十四吋の五種あり此の鐵管延長二萬一千七百九十四間とす飲用水を供給し消火の用に備ふ。



水壓の概算 市内配水最高百四十二尺なり。

工費總額金五十一萬圓にして内重なる工費別金高左の如し

貯水池築造費	金四萬五千九百八十九圓三十八錢五厘
濾過池築造費	金四萬四千七百四圓六十九錢九厘
淨水池築造費	金二萬九千六百三十圓四十錢六厘
新線路開鑿費	金六千二百十圓七錢九厘
鐵管橋架設費	金三千八十三圓十一錢五厘
鐵管其他附屬品費	凡金二十萬五千六百六十四圓六十八錢五厘
鐵管其他布設費	凡金二萬七千五百七十五圓二十一錢

備考「凡」トアルハ決算未定ノモノナリ

第二節 公園

本市には未だ公園を稱すべきものあらず、本市當局者夙くより之が設置を企て地をかの鳥取の勝區櫛給にトして起工するに決し第三、第百、農工、大正鳥取、共立の五銀行は既に櫛給神社神苑及び公園新設費として合計金五千圓を寄附し彰忠會亦三千圓許を寄附すべき見込にて將に之が工事に着手せんせり。

第三節 衛生組合、屠場、汚物掃除

衛生組合は 市内一大字を以て一組合とし總數七十三組合を設く組合内の二十戸を以て一伍をなす組合に組合長一名

各伍に伍長一名づゝを置く是等の役員は市よりの衛生命令若くは示導の傳達及び區域内傳染病其他一般衛生上の事に當る組合獎勵のため市は年々約二百圓を支出せり。

屠場 明治三十九年の屠場法并に同年の縣令に依りて市は本市湯所町に市立屠場を經營し明治四十三年二月より開始せり。

汚物掃除 市は穢物敗水の除去を圖り塵埃の掃除を嚴重にし掃除人夫十四人を以て日々限なく市内を巡り毎戸より出す塵芥汚物の取棄に従事し市内の清潔に努む掃除監督及び掃除巡視の吏員を置きて之を取給れり。

市内下水の不完備は寧ろ驚くべきものあり夏季蚊蠅多きは之が爲めなりとす市財源の豊富ならざるに依るものにして市は下水の整頓には苦慮する所なり。

第四節 衛生状態

明治初年頃迄は一般に舊弊を墨守する風止まず衛生思想の如きも發達頗る遅々たりしが近時衛生思想大に進みて一般の衛生状態良好となれり。

傳染病患者及死亡數

明治三十七年	赤痢	患者 二	死者 二	腸胃扶斯	患者 四	死者 三	痘瘡	患者 一	死者 一	實扶的里亞	患者 一四	死者 三	合計	患者 二〇	死者 八







## 第十二章 警備

火災の消防及水災の警戒に従事する本市の消防組の組織は

第一部、第二部、第三部に分ち組頭一名小頭三名消防手百三十四人を置く

	小頭	消防手	計	器械置場
第一部	一	四五	四六	鳥取市役所構内
第二部	一	四三	四四	廣徳寺土手
第三部	一	四三	四四	南木寺町

**鐘樓** 警鐘を設置せる場所は鳥取警察署内、鳥取市役所内、廣徳寺堤、立川巡査派出所の四ヶ所にして警號は市内(三ツ拍子)市外(二ツ拍子)鐘火(一ツ拍子二ツ拍子の連接)をす。

**巡査派出所** 市内に設置せるもの湯所町、茶町、瓦町、鳥取停車場、片原一丁目、吉方村、立川町二丁目の七ヶ所あり。

## 第十三章 風俗習慣

### 第一節 冠婚葬祭其他儀式慣例風習

**三ツ目及七夜** 兒女生れて三ツ目を三ツ目七日目を七夜と稱し此兩日何れかに於て親戚知人を招き祝宴を張り又は赤飯を配る總べて生兒の食膳には圓き小石及金頭(赤色の魚にして頭骨固きもの)を供ふる風習あり、これ生兒の頭固く強壯に生ひ立たんことを望む意より出づ。

**宮詣り** 男兒は生後三十一日目、女兒は三十三日目に氏神に詣り、其立身安全を祈禱す、この日親戚知己を招待し又は赤飯を配るものなり。

**喰ひ初** 男兒は生後百二十日目、女兒は生後百十日目に喰ひ初め式をなす、女兒は食慾男兒より盛なるがため十日早く此式をなすなりといひ傳ふ。

**初節句** 男兒は生後初めての端午、女兒は初めての上巳の節句を初節句と稱し親戚知人は祝意を表するため男兒には武者繪幟、吹流鯉等、女兒には雛人形等を贈る之を受けたる返禮としては招待して宴を張り又は菱餅、粽等を贈る。

**初誕生日** 生兒の初誕生日には赤飯又は供餅を重詰して生兒に背負はす風あり、これ兒が將來身體強健に盛長し克く重き負擔に堪ふるやう望む意より出づ。



七五三の祝ひ

當地方にては紐落し三稱す兒四歳に達せし年の十一月一日より同十五日までの間に於て吉日を選び紐落祝をなすこれ兒の成長せるを以て最早着衣に紐を要せずとの意なり紐落着て新調の晴着を纏はしめて氏神詣をなし且つ祝宴を張る親戚知人よりは祝賀の贈品をなす。

立て揚げ 男兒七歳の年の端午の節句を「立て揚げ」三稱し幟を立つる最終の節句として初節句同様に祝する風あり。

下帯祝及下巻祝 男兒は九歳、女兒は七歳に達せし年の吉日を以て男兒は下帯祝、女兒は下巻祝三稱して祝ふ風あり。

入學祝 兒童初めて入學せしを祝するこゝ一般の家庭に行はる。

結婚 結婚につきては特筆すべき程の異例奇習なし且つ擧式の方法は繁簡一様ならざれども普通に行はる、は先づ媒介者によりて縁談纏まるや吉日を選びて結納を贈る、結婚當日婦は夫家に輿入し式を擧ぐ第三日目を三ツ目三稱す、此日婦は里販りをなすものあり又同時に婿及其家族を里方に招き祝宴を催すものもあり、結婚披露には客を招待して宴を開き又は赤飯を配る等一様ならず、荷物入には行列をなし途中高聲に謠ふ風今尙存す、近時公會堂又は料亭等に於て式を擧ぐるものあるに至れり輿入里歸披露等の日取には種々ありて一定ならず。

葬祭 佛式葬祭最も多く稀に神式葬祭、基督教葬祭あり。

訃音に接するや親戚知己來りて吊悔の意を表し香典にて金錢物品を贈り近親者は通夜をなす湯灌を終へ納棺を了へ檀那寺の僧讀經をなす葬送の際近親者の男子は袴を着し婦人は白無垢を纏ふ「ゼンの綱」にて會葬婦人棺より結び出

せる白布を引き行く風行はる(これは町家に多し)總て葬儀は寺院の庭内にて營まれ僧侶の引導に次いで施主親族知人燒香をなし會葬者退散後埋葬す、外棺をば地上に安置し旗、天蓋等を墓側に立つ五七日若しくは七七日に至り石碑を建つるまでこのまゝ、こす七日毎に僧侶を招き佛前に讀經せしめ殊に一七日三十五日四十九日百ヶ日は盛なる法事を營む、五十日以後は新位牌を佛壇に上ぐるを普通とす。

第二節 風儀 附 犯罪事故

市民の風儀は一般に善良にして他の都市に比して淳朴卒直の美風あれども一面には因循にして進取の氣象に乏しき嫌あり近年鐵道開通の結果諸般の便具はるゝ共に漸次大都市の惡風侵入し來る傾向あり従て犯罪事故の數を増しつゝあり。

大正二年度に於ける鳥取警察署内の犯罪事故左の如し

窃盜	二九二件	放火	二件
詐欺	三六二	出火	一八
横領	一一〇	殺人	一
脅嚇	二〇	過失殺人	一
傷害	一一	賭博	一一
其他	二二六		
計	一〇二二		



### 第三節 年中行事

正月一日より三日まで	新年の儀式 (市内の大部分は陰曆を墨守す)
同 十 四 日	左儀長
二月十一日	紀元節
三月三日	雛祭
同 二十一 日	春季皇靈祭 彼岸
四月八日	佛前に卯花園子を供す
五月五日	端午の節句
七月七日	七夕祭 (町家等には六日夜に行ふもの多し)
同十三日より同十五日まで	盂蘭盆會
八月十五日	月見
九月二十四日	秋季皇靈祭 彼岸
十月三十一日	天長節祝日

右の外日待まで陰曆正五九の三ヶ月中何れかの吉日を選び個人として若しくは町内合同して神職を招き祈禱を行ひ酒宴を催すこと一般に行はる。

### 第四節 娯樂 特殊の習慣

**生花、茶道、盆栽** 生花は遠州流盛んなりしが近時池の坊派盛んなるに至れり、各派も時々挿花會を開き、斯道の研究を爲せり、近來香を聞くもの多く、茗を煮るの樂しみは漸く類れたれども猶松風に心神を養ふもの少なからず又茶室を有する雅人多し盆栽の趣味は市人間に解せられ漸次流行の微あり。

**伊吹植物園** 本市薬師町にあり、伊吹庄藏の私設に係り、園内臺地あり池沼あり亭榭あり果樹、觀賞樹、花卉、種苗の類多し四時就て清遊を試む者絶えず。

**料亭** 關西の魚は風味豊かなりは天下の公評なるが、日本海の鮮魚に至ては其味の美なること世人の風に賞賛する所なり、殊に鱒、松葉蟹に至つては名物の稱あり、湖山池の鰻、手長鰻魚亦京阪地方に輸送するもの多し、殊に鐵道の便開けて松江宍道湖の鱒、境の鰻、美保關の鯛等鮮魚の絶ゆることなく、久松山の鮎姿を前に淺酌微吟するも旅客に取りて一段の興趣なるべきか、料理店、飲食店、市内至る所にあり。

**劇場と寄席** 劇場三寄席一常設活動寫眞館一あり。

**大黒座** 今町一丁目にあり明治三十五年創立する所の劇場なり明治七八年の頃より新地園内に劇場ありしが位置の適せざりしを以て明治三十一年廢場となり遂に此の大黒座の新築を見るに至れり。



戎座 寺町にあり明治四十五年新築せる劇場なり。

寶座 新鑄物師町にあり藩制の時には芝居興行禁制なりしが明治五年の頃元鑄物師町鑄屋鑄物場に菰圍の假小屋を建て初めて芝居を興行せり後明治十八年此の寶座を新築す。

世界館 常設活動寫眞館にして川端二丁目にあり幸座と稱し人寄席なりしか明治四十一年改築後明治四十五年焼失し大正二年新築せり。

鳥取座 東品治村にあり電氣館と稱し常設活動寫眞館なりしが活動寫眞を廢して人寄席とし鳥取座と改稱せり。

藝妓檢番 藝妓檢番は南檢番、旭檢番、花檢番、丹古檢番、東や檢番、西檢番、富榮檢番にして事務所を本町三丁目に設く藝妓の總數五十餘名あり。

遊廓 瓦町衆樂内にあり新地と稱す舊藩主池田氏の別荘ありし所なり妓樓三十六軒娼妓百餘名あり貸座敷組合及新地檢番事務所を設け取締を爲す。

遊戯場 市民の遊戯場として適當なるものなし近來玉突場數ヶ所を開設せるものあれ盛ならず。

特殊の慣習 日常生活上に於ける特殊の慣習として擧ぐべき程のものなし。

### 第五節 方言訛言

鳥取地方の言語は比較的發音正しけれども方言訛言なきにあらず今左に其の主なるものを掲ぐ。

あけ	陸	あぶた	跌	あしたり	明日
あんや	兄	あつち	彼方	あんた	貴方
あんれ	彼の家	あたりばち	報替	あばすれる	戯れ騒ぐ
あだける	落ちる	ありこまち	有り限り悉皆	あのに	彼の様に
あんのたま	果して				
いきり	湯氣	いがる	叫ぶ	いなふ	荷ふ
いぬる	歸る	いう	射る	いつしよこたに	亂雑に
いぢくらしい	意氣悪げな	いぢむら	意地強く	いつちんち	終日
いんにや	否	いんえ	否	いじよう	始終
うら	己	うざむ	響き鳴る	うり	節 <small>フツ</small>
えぼ	穂先、尖端	えーたい	絶えず、屢々	えざわざ	態 <small>ツマ</small> に、故に
えーさいなら	ハイ左様なら				
おてーさん	お父様	おたーさん	お母様	おつっあん	伯父様
おかく	極きまぞろ	おえん	役に立たぬ	おげる	服装等締りなくなる
おこす	寄越す	おーちやく	懈情	おーちよーな	おほぎよーな
おーれ	元來	おーだたい	元來	おぼん	子息
おーすか	物事の非常意外なるを見聞して驚きて發する感			おさり	弟
おつたいなや	口				
おつたいすけなや	逆様	からんべい	無一物		
かばち	着物	がめる	屈托する	がいな	力強い、健氣な
かいさま		きりこ	蟋蟀	きびす	踵
きりもの		きやす	消す	きーのー	輕躁にして新奇な
きりもん				ぎよーに	趁ふ者
					淨山に







ぬかす	言ふ(罵りて言ふ語なり)	はんちや	はした物	べれる	あばれる
ねき	接近した所	はたかる	開く、廣がる	はたける	開ける廣げる
のふーぞーな	悪事をするに大膽な	はさける	狭む	はしかい	痒いやうな
ばんげ	夕方	ふーたいな	むだな	へたばる	腎を地に接し
はしる	ひりく(こ痛む)	へさえる	へし附ける、壓へる	へこたばる	て坐る
ばら／＼	拂ふ	ほーたかばち	頬の口の邊	ほけ	蒸氣
はりかけな	買けぬ氣な、放膽な	ぼう	追ふ	ほたる	熱を感じる
ひよーたくる	愚弄する	まゝたえる、まこづく、まこくする	十分な、完全な	狼狽する	
ぶくり	木履	まんろくな	めぼかす	めぐ	砕く、壊る
へーおい	一面に	もくる	見せて誇る	もたらかす	立て掛ける
べつたり	南瓜	やんちやな	捲くる	よつびさい	
ぼーふら	放棄する	よんべ	其だ不潔な	よつべさい	終夜
ほーたらから	陰かに少しづつ取り	よー	昨夜	語尾に附くなあま共に多く用ゆる	
まつぼり	集めたる金品	わさ	糸繩、條ナドテ作ツタ環	わやになる	亂雑になる
まごう	償ふ				
みんごさー	能く				
めげる	砕ける、壊ける				
もえる	殖える				
もく／＼やになる	離になる				
やらしい	いやらしい				
よーさ	夜				
わーぼり	夜就中漏らした小便				
わやく	戯言、戯争				

### 第十四章 名所舊蹟其他

#### 第一節 名所舊蹟

鳥取市及び其の附近の名勝古蹟の重なるもの左の如し

**櫻谿** 櫻谿は鳥取市の東南上町に属する一谿なり幽邃閑雅俗塵を絶ち春花秋葉杖を曳くもの多し先づ右方山麓に縣長長田神社あり之に面して鳥取市公會堂あり堂は市内の富豪故吉村徳平の建築寄附せし所邸内に翁の銅像を建つ尙歩を進むれば左方山下に官祭鳥取招魂社あり泉石樹木雅致に富み境域廣くして遊ふべく亭榭ありて憩ふべし出で、路の正面なる大鳥居を入れれば縣社櫻谿神社あり藩祖池田光仲の建築にして徳川家康及び藩主池田忠繼、忠雄、光仲、慶徳の靈を祀れり其の社域廣潤社殿の壯麗は以て舊藩の盛時を追想するに足れり亭々たる老樹は枝を交へて雲を凌ぎ珊々たる清瀑は巖を噴みて珠を吐き嘖々たる鳥の音護々たる風の聲相和して人の耳目を澄ましむ鳥取の地名勝の舉ぐべきものなしさいへさも獨り櫻谿は外人に對して誇示するに足れり。

**上町の古墳** 鳥取市上町觀音院の附近字牛の尻に古墳あり本市水道工事の爲發見せられ古陶器等を發掘せり所謂横穴の類にして約一千年以前のものなりさいふ。

**源大夫山** 立川町一丁目の東北の山脊を源大夫山さいふ廣徳寺觀音院等より登るこを得山頂稍平なる所に一株の老松ありてゲンダイ松ミ稱す樹下に憩ひて眺望すれば近くは鳥取市街の商家軒を連ぬるあり諸官衙學校の棋布せるあり



り歩兵第四十聯隊兵營の宏壯一廓をなせるあり遠くは千山萬岳蜿蜒して東南に聳え鏡なせる湖山池帯の如き千代川船船輻輳せる賀露港洋々として水天に接せる日本海等歴々として一望の中にありされば市民の此の地に遊ぶもの少からず。

**鳥取城址**

鳥取市の東北久松山(海面よりの高さ八百七十一尺)に在り、他田侯爵家の所有に屬す、満山鬱蒼として樹木茂生せり、舊二の丸趾には縣立鳥取中學校あり、又扇の御殿趾には池田家の別邸扇邸あり仁風閣と號す、城より山頂に登るの道二條あり、中阪及水道谷といふ、水道谷に沿ふの道は山の西麓に沿ひ山勢急峻、本丸外門の所に至れば全形依然として存し此所より尙登るこゝ一町餘にして本丸の跡に達す、其石垣の高さ六間餘、方六十間以上、其中央部に天守臺の跡あり、石壘猶存し本丸を抜くこゝ六間餘、面積方十間を有す、天正九年羽柴秀吉來伐の時、毛利方吉川經家は實に此所に籠城せり、此天守臺の址より、四方を眺望すれば、市街の棟屋は歴々として脚下に横はり、殊に縣廳、裁判所を始め其他重なる官衙、學校等は皆此の城址の山麓に位置し、丸山、雁金の城砦より、兩軍對陣の形勢を見るべし千代川河畔の平野、湖山池、賀露港等を一眸の裡に收め、遠く伯耆の大山、隱岐國は茫乎として雲烟の間に在り、其風致凡ならずして四季遊覽の勝地なり。

**扇邸**

久松山の麓鳥取城址の地にあり、舊藩主池田慶徳前藩主池田慶榮の未亡人の住所として新築ありし所廢藩後舊墟となり、明治四十年五月 皇太子殿下山陰道諸縣に行啓し給ふ、鳥取市民 殿下の爲めに御旅館を建設せんことを欲し、土地の使用を侯爵池田家に請ふ、侯爵其費額の寡からず、市民の負擔輕からざるを慮かり、乃ち自から資を投じて之れを建設し、市民に借して以て 殿下の御旅館に充用するこゝを得しむ、此地舊藩扇邸と稱す、東郷

海軍大將行啓に供奉せられ池田家の需めに應じて本館を仁風閣と命名せらる、亦扇の緣故に基けるなるべし、館は宏壯なる西洋風にして結構壯麗を極め鳥取地方に有らざる所なり、庭園は久松の古城山を負ひ満山の叢翠滴らんを欲す眞に紅塵以外の別乾坤なり。

明治四十四年特に鳥取市に借受たるを以て、一層の修補を加へ公園公會堂に代用せんす。

**澤市場屋が古墳**

往古久松山麓に澤市場村といふ村落ありきといふ、市民澤市場屋は此村より出でし家筋の者なり久松山舊城内に數基の古墳ありて文政の頃迄は此家の子孫参りたりきといふ、今は荒廢して雜草中にあり。

**吉川經家之墓**

久松山の背後、岩美郡中ノ郷村大字圓後寺(俗稱五反田)の田圃中に在り、此地特産の圓護寺石にて作られたる五輪塔二基普蒸して自ら三百年の昔を忍ばしむるあり其一は殉死の士福光若鶴阪田を合せ祭れるものならん、經家は、式部少輔と稱す吉川元春の家臣にして天正九年豊臣秀吉の鳥取城を來り攻むるや命を承けて之を守り籠城數月遂に支ふる能はず十月廿五日自殺して開城し士卒の死を救へり。

**雁金山城址**

市内湯所町愛宕山の頂にあり、天正九年吉川經家鳥取籠城の時、丸山へ出城を構え其聯絡として、此所に城を構へ本城と連絡を保てり、但馬國蘆生(諸寄)の城主、鹽谷周防は曾て羽柴秀吉に持城を攻め落され、流浪して鳥取へ來り居けるが無二の毛利方なりし故、これを守將として此雁金山を守らせたるに、宮部善祥坊に本城との通路を絶ち断られ遂に城を棄て、丸山城へ逃籠り此の背通りには、宮部の手勢を置きて警守せり云へり。山腹に愛宕神社あり、眺望頗る開豁にして風光絶佳なるこゝ久松山と併び稱せらる。

**丸山城址**

市の北端湯所村に在り袋川の右岸田圃の中に孤立せり、天正九年吉川經家鳥取籠城の時、此丸山は袋川



の咽喉に在て兵糧運送の要地なれば、城中より奈佐日本之助但馬國の住人にて剛に士卒二百騎ばかり差添えて桶籠らせ雁金城より連々尾通りに人数を置いて聯絡せしが秀吉着陣して本城より雁金城を経て丸山城まで通路自由なるを看、先づ其通路を斷つが爲め官部善祥坊をして、本城と雁金山の間なる道祖神林を攻めしむ、鹽谷周防は支ふるこを得ずして丸山城に逃げ聯絡斷絶遂に鳥取城落城せり、開城に及び雁金山の兩城將は吉川經家自殺の後切腹して城に殉せし烈士なり、其墓は山下に存せり山頂平坦北海千代川湖山池の湖川海を一時に收め眺望佳絶なり。

**關白秀次陣所址**(善久寺の堤) 湯所村善久寺の堤の東になだれたる尾通りを山森と字す、此の山の脊通りに一丁餘を隔て要害の趾二ヶ所あり、奥の方秀次の陣趾なるが、尾崎の字を「ゼンカウ」と云ふ、鳥取の城主山名禪高の陣取りし趾にてしか名を傳ふるにや、其頃秀次公尙幼年にしてお萬君と稱し又禪高は秀吉に志厚く君臣合體せずして、長臣等謀を合せて城主禪高を追出し別に毛利より大將を請じ籠城せし故、城主は却て攻手の中に加りて有りしといへり。

善久寺の堤は古名は丸山のつゝみといへり雁金尾の東の谷隘にあり勝景の地にして遊覽するもの多し。  
**太閤ヶ平**(本陣山) 栗谷の奥に在り、久松山の東南に峙たる峰を本陣山といふ、羽柴秀吉鳥取城を攻んきて其勢都合三萬餘騎を率ひて天正九年六月當國に討入り、此山を本陣と定め十月迄の間在陣せし舊趾なり、今是を御本陣或は太閤が平と稱す、營壘の趾存し、當時公の用ひしといふ御茶の水といふ涌泉なきあり。

**渡邊數馬之墓** 市内栗谷町興禪寺境内堂後の邱上にあり渡邊數馬は舊備前藩士渡邊報負の子なり、其姉の婿荒木又右衛門の扶を得て、父の仇河合又五郎を伊賀の上野に討取り、美名を後世に遺したる勇士なり、藩主國替の爲めに鳥取に移り其子孫猶存せり、寛永十九年十二月二日享年三十五にして歿せり。

數馬之墓の側に、荒木又右衛門の五男三十郎及嫡女まんの墓あり、又大力無双の間へ高き白井本覺本名(十太夫)の墓其他諸を以て名高き片山揚谷の墓、舊藩の儒者にして才名高き建部樸齋の墓も此境内にあり。

渡邊數馬の忠僕(若黨)岩本孫右衛門の墓は、寺町光妙寺の境内にあり市内新品治町立忠寺境内にあり鳥取驛より約十七丁、荒木又右衛門は伊賀國阿拜郡荒木村の人、柳生但馬守、宮本無三四に就て劍法の奥義を極め、當時勇武絶倫と稱し殆んご其右に出づるものなし、郡山侯に仕ふ、寛永十一年十一月伊賀の上野に於て妻の弟、渡邊數馬を扶け其仇敵河合又五郎の一黨、數十人を一手に引受け、奮闘激戦遂に之を襲にし、天下に義勇の名を轟かしたる英傑なり、碑面に(秀譽行念禪定門寛永十五年八月廿五日歿)とあり時に享年四十一、上野復讐を以て其名海内に聞へたる名士なり。

因に曰く河合又五郎は渡邊數馬の弟源太夫或は又七の仇にして世間に所謂父の仇にあらず、而して又五郎は備前岡山の城主松平宮内少輔忠雄(後ち國替なる我が舊)即ち主君を欺きたる大罪人にして數馬が弟の仇を討ちしは一面其君公の讐愾を晴らしたるなり。

**朝市壩** 市内鹿野街道筋川端四丁目より、鹿野橋を経て、對岸南本寺町に至るの間(川端四丁目より鹿野橋までを内市と云ひ南本寺町を外市と云ふ)毎朝市を張りて蔬菜果實の類を鬻ぐ、其群集雜踏名狀すべからず、鳥取名物の一たり。

**吉方温泉** 市内吉方村にあり弱鹽類泉にして無色透明にしてラジウムを含有せり、温度百二十度、明治三十七年十一月鑿井の際期せずして温泉湧出し、爾來數處に噴泉を見るに至りたり。

浴場旅館料亭あり、此の地は鳥取の郊外に接し萬頃の田圃を隔て、岩美、氣高、八頭、諸郡の連山を望み、頗る風趣に富み、浴客日々賑へり。

本温泉に對する内務省大阪衛生試驗所の定量分析は左の如し、慢性粘膜炎(婦人生殖器病)、癩癧、皮膚、瘰癧質



斯、及呼吸器諸病に効能ありといふ。

クロールナトリウム(食鹽)	一、四二一	炭酸鐵	〇、〇一〇
硫酸カリウム	〇、一〇四	酸化鐵及礬土	〇、〇九九
硫酸ナトリウム (芒硝)	一、四八五	硅酸	〇、三三三
硫酸石灰	〇、四四二	遊離及半結合炭酸	
硫酸カルシウム (石膏)	一	「インガン」アルミニウム	
炭酸ナトリウム	〇、四一三	「リチウム」燐酸、硼酸、	
炭酸マグネシウム	〇、〇六五	「ヨード」ブローム」等	

尙當温泉のラヂウムエマナチオン放射能作は五、八三マツヘなり。

**寺町温泉** 本市には四五百年前湯所町に温泉ありしことは傳説あり明治三十七年吉方村に温泉湧出し浴場旅館料亭建ち並び般賑を極はめ日進尋常小學校内にも亦温泉湧出せり。

寺町の温泉は明治三十九年低温(三十二度)のもの湧出し浴場を設く目下蒸びす温泉、春日温泉、八千代温泉の三浴場旅館料亭等あり、皮膚病、子宮病、田蟲、胎毒等に効驗顯著なり三稱し浴客日々に賑へり。

### 第二節 名 木

**臥龍の松** 市内湯所町最勝院境内に臥龍の松なる古松ありしが明治二十六年枯死して其幹のみを存す。傍に碑あり藩士正崎重(號適處)の撰文に係る

臥 龍 松 碑

寺稱養壽院、在久松城之近北。舊號如意山久松寺、相傳天長九年、弘法大師創此寺、爾後經七百四十餘年。天正中豐太閤之征此土也、城陷、寺亦爲烏有、及吾藩封興禪公就國、繼絕興廢、百度維新、寺遂復舊觀、庭中有一古松、生巖上、亦傳大師所手栽也。播根屈曲而樹不甚高、枝皆下垂其最大且長者、蜿蜒數丈斜亘池水。猶龍臥於碧雲也、實千年外物、賴免當時兵燹、至今貞堅繁茂、鬱々晚翠、不改其色矣。古者秦皇封泰山松爲五太夫、其人既亡樹亦失傳紀、然則松之壽非久、而人令之壽且久也、今此松受吾藩繼興之恩、長治國家雨露之澤、何曾周代甘棠之遺愛而已乎、後是幾百年。城之與寺、不蹇不崩、以比榮於此松、則久松之名終不虛也、寺係於余家香華院、歲時展墓必慰其下、風吟吟嘯撫之、盤桓不能去、現存有正法印、將立石其傍以標之。乞其名與記、余不敢辭、乃名以臥龍、且書之以使後人知勿剪伐之意云爾。

**太閤手植の松** 市内西町日本赤十字社鳥取支部病院構内後庭にある古松は傳説に天正九年羽柴秀吉鳥取攻圍の時に秀吉の手植せしものなり三いへり千古の風姿愛すべし。

**住吉の松** 市内川端四丁目共同民有地にあり地上五尺の周圍一丈五尺高さ十間あり安永年間鳥取藩主池出家の支封舞津守仲庸君の姫君菅子京都勸修寺大納言經逸卿に嫁する時其臣高木仁左衛門供人として京師に上る高木によりて安永六年後桃園天皇子の日の遊びを催し給ひし時經逸卿の拜領せし小松を乞ひて國元の屋敷に植え樹下に住吉大明神を勸請せり此時大納言の室より賜ひし歌に



移し植えて蔭衆えつゝ住吉の松の千年も神や守らん

此の松生ひ茂りて遂にこの巨幹となりたりといへり。

降龍の松 鳥取市藪片原町眞宗寺境内にあり高さ參拾尺枝は東西に拾四間南北拾數間に蔓延す。

### 第三節 傳 説

桂藏坊 今は昔久松山に一疋の狐住み居けり其の名を桂藏坊といへり、狐は一般に悪がしこきものなるが、この狐は至りて従順にて且智慧有るものなりき。

桂藏坊は城主に仕へて何にても其の用を叶へ来るを常としたりき中にも最もよく飛脚の代理を勤めたり昔は交通不便にて何一つ整ふるにも飛脚を立てざるべからず其節絶えず國々江戸の間に用事ありしかば飛脚は江戸と鳥取との間を往來せり而して其の距離二百里の道なれば如何によく歩むものにて七八日間には達するこゝ能はず然るに桂藏坊は此の長途を二三日にて往復するこゝ常せり。或時例の如く城主の使となりて江戸へ向つて鳥取を出發せり駒蹄峠を越え美作國を経て播磨の國に來かゝりしに佳香粉々として鼻をつく桂藏坊は「こは何物ならん」を考へしが「いや今は城主の大切の御用を勤め居るなり心を他事に向くべからず」を思ひ又進行せり。暫くして又粉々として鼻をつく香あり再び何の香ならんを考ふれば燒鼠の如し「ア、これ燒鼠の香なり蓋し鼠を造りて其餌に燒鼠を入れたるならん恐ろしやくかの燒鼠を食はば忽ち命を失はれん早く行かん」を思ひ直し足を早めて進行せり然るに如何にしても其香鼻につきてせん方なし元來好める燒鼠なれば未練の残れるならん「まだ燒鼠の香はするなり少しなりとも食ひ見んか

いやあれは鼠ならん食ふべからずなき思ひ煩ひたりしが「いや鼠に眼をまじいざ試ん」を引返して燒鼠のある所まで歸り來れり、見れば味旨けなる燒鼠なり、桂藏坊は食はんか食ふまじきか暫く思案せしが畜生の悲しさ遂に食ふ氣になりて一口之をくはへたり旨やと思ふ間も無く忽ち鼠にかゝりて捕へられけり鳥取にては桂藏坊の歸らざるをやしむ之を探り求めしに播磨の國にて死しぬこの事明なれり。城主大に之を憐みて久松山の中腹に小さき祠を立て祀られきまか今に其の祠を傳ふるものなり。

臼井本覺 臼井本覺は實名を正武といひ通稱を平馬といへり、伊庭彦左衛門の次子にして臼井氏を繼ぐ本覺は老年剃髪後の名なり其力の強き事並ふものなかりき時は寛永九年備前藩主池田忠雄公歿せられしにより其の年五月十五日嗣子光仲公に家督相續の命あるべしこの事なりき然るに此の時光仲公は甫めて三歳を因幡一國に轉封せらるべしこの風聞ありき其の家老荒尾但馬等は此の風聞を聞きて憂慮に堪へず如何にもして光仲公を因伯二州の大名たらしめまるらせたし三種々謀慮をめぐらして臼井本覺を村川與一衛門を下人に裝はしめ光仲公の御供とし共に江戸に發足せり此の時本覺は二十三歳の血氣盛り身の丈五尺九寸てふ大男なりき荒尾は光仲公を扶けて江戸城の大廣間に通るや噂に違はず光仲公には因伯兩州仰せ付られ候へ共幼少に付伯州は御領り因州一ヶ國仰付らる」を披露ありけり荒尾但馬は豫て期したる事なれば慙々大聲を揚げて「光仲公には因伯兩州仰せ付られ有り難き仕合に御座候」を答禮せり。

此の間々關の式臺に待ち居たりし本覺と與一右衛門とは關の柱に片手をかけてやつと云ひて之を擡げて公の草履を挿みて置きたり又暫くして柱を擡げて草履を引き出す其の度毎に建物に「メキ／＼メキ／＼」地震の如き音を發す幕史此の物音を聞きて「あれは何事ぞ」を以て、檢するに光仲公の従者文關に待ち居て公の草履を柱の下に入れては出し



入れては出しせるなり此の事忽ち老中の耳に入り老中は「扱も光仲は好き家來を持てるものかな」に感ぜられ改めて「光仲へは因伯二州三十二萬五千石相違なく仰せ附けらる」に披露せられけり。

かくに光仲公は荒尾但馬臼井本覺等の力によりて因伯二州三十二萬五千石に封せられて御國替になれり本覺等はそれより後も忠勤を勵みしが年七十四歳にて歿しぬ之を鳥取市栗谷町の興禪寺に葬れり。

**千兩箱** 今は昔鳥取藩政の時或る人御用金を預る職に在りき其の金は極めて堅き箱に入れ錠をおろし且封印をなして嚴重に保管せりある時藩主より豫て預けある金を出せよの事なりしかばかの役人急ぎ封を切りて之を出し、に金額不足せりされき手を出して奪ひし痕もなし役人はこれを見て不思議に堪へず已の職務の失態なれば切腹して謝罪する事に決したり。

こゝに鳥取市蛙町の邊に一人の老婆ありて貧しく暮し居たりある時裏に一疋の狐來りしに食ひ餘しの飯を與へけり次の日も來りしにより又飯を與ふ斯の如くして毎日狐を愛せし程に狐は其の恩に感じたるにや度々小判を持參して老婆に與へけりかくて老婆の家は漸々富み榮えて暮し向も豊になれり近所の人さも此の有様を見て不思議に思ひ色々噂して「何故かあの家は富みたるやうなり」言ひ合へり此の噂は次第に廣まりて藩主の耳に入る藩主は此の頃役人に預け置きし金の紛失するは由あらんあの老婆を調べ見んて之を呼び出して尋ねられたり老婆は正直なるものなりければその家に毎夜狐の來るより其の狐に食物を與へしに狐の甚だ喜びて時々小判を持ち來り置きし事まで隠す所なく申し上げけり。

藩主は是れ全くこの狐の仕業に相違なしと思はれしかば直に役人の切腹するこゝを止めさせ山伏に命じて此の悪狐を

國外に逐ひ放逐せしめられたり。山伏は法力を以て此の悪狐を封じて遂に之を國外に放逐せり。

狐はせん方なく棲み馴れし土地を去りて知らぬ他國に行く事になりぬされき狐は如何にしても故郷忘れず何さかして歸りたしと思ひ居たり老婆は元の如く貧しき暮しをなしたりしが此の頃毎夜の夢に彼の狐來りて何卒已を歸らせ下されたし今後は必ず悪しきこゝをばすまじと請ひたり老婆は毎夜の夢に之を憐みて或る日かの山伏の許に行きて事由を語り狐に再び悪事をは致さすまじければ其の封を解かれたしかへすも頼みたり山伏これを聞きて亦あはれに思ひ「さらば歸して彼の狐を歸らす様藩公のお許し願ひたき旨申上げたり藩主は仁慈深き君なりければ前の悪事を後悔して改めなば歸らすも差支なしと許さるよりて山伏は先の術を解き狐は歸り來るこゝを得たり狐は喜びて或日老婆の許に來り御蔭にて歸るこゝを得たりこの洪恩は永く忘れず謝意を表する爲一つの術を傳授いたさむとて封を切らして手紙を讀む術を傳へたりこの狐は封印を切らずして金を取り出す程のものなればかねて此の術を知れるものなり其の後老婆の家は又次第に幸福になりしこゝの狐は鳥取蛙町の三妙院に祀られたりこの事なり。

**青木の地蔵** 鳥取市湯所村丸山城址の山麓に川童地蔵とて石像あり此の地蔵尊につきて一話あり昔一人の足輕銀子三百目を持ち居て之を秘藏せるこゝ一方ならざりき朝夕に出し見て身にも命にも換へられぬ財寶したりけり或年江戸に出發する事になりしが彼の大切せる銀子を預け置くべき處無し或夜ひそかに彼の銀子を持ちて地蔵尊の前に至り拜禮して何卒我が歸り來るまで此の銀子を預り置き給へ必ず悪者の爲に取られぬ様に保護し給へくれんも依頼し地蔵尊の側に赤松と青木の生ひたる株下を掘りて之を埋め置き足輕は江戸へ行き働居たりしが一日もかの銀子のこゝを忘れざりき或る日フト國より江戸に出て來りし人に會ひて「あの丸山の川童地蔵に變なきかを尋ねしに



此の人腹悪しき人なりしかば「川童地藏の側に何か藏めあるべし奪ひ取らん」と思ひ急ぎ國に歸りて彼の樹下を掘りしに銀子三百目出でしかば窃に奪ひ取りて逃げ去りたり彼の足輕はやがて江戸の用事を終へて國に歸り急ぎ地藏尊に參詣して松の根を掘り見たりしにこは如何にかの銀子更に無し足輕は大に失望してあれ程迄に加護を祈り置きしに此の始末は何事ぞ」と怒り叫びて地藏尊を打ちつひに刀を以て斬りつけたれき地藏尊は何の答もなさざりきとぞ。

### 第十五章 人物

#### 池田光仲

は幼名を勝五郎といふ備前藩主忠雄の長子なり系源氏に出づ頼光五世の孫泰政始めて池田氏を稱す其後裔九郎教依といふ者あり楠正行の遺腹子を養ひて嗣となす之を兵庫頭教正と云ふ世々攝津に居る數代の後恒利に至りて尾張に移る其子信雄勝入齋と號す織田信長に仕ふ豪勇倫を絶す天正年中豊臣氏に屬して長濱に戦死す子輝政徳川氏に従ひ攝津に歸る家康爲めに其女を妻はす後播磨淡路を領し姫路に治す武勳世を掩ひ正三位參議に進む長子利隆繼ぐ後二男忠繼備前に封ぜらる利隆の長子光政因伯二州に轉封せらる忠繼早世し弟忠雄繼ぐ之を光仲の父とす光仲寛永七年六月十八日を以て江戸に生る母は蜂須賀至鎮の女なり同九年忠雄歿し光仲三歳にして家を繼ぎ封を因伯二州に移され卅二萬五千石を領す年幼なるを以て叔父輝澄輝興後見となり老臣をして國務を行はしむ十五年十一月從四位下に叙し侍從兼相模守に任じ始めて封に就き藩政を覽る正保二年幕旨に依り徳川頼宣の二女茶々子を娶る承應二年左近衛少將に進む寛文元年軍式を定め荒尾内匠介に米子城を荒尾圖書に倉吉町を津田内記に八橋村を鶴殿民部大輔に浦富村を乾兵部大輔に船岡村を福田丹羽に黒坂宿を守衛せしめ家老番頭物頭に銃卒を配當す貞享二年國を長子綱清に譲りて退隱し泉石の間に優遊す貞享二年七月次子仲澄に二萬五千石を分封す(元祿十三年三子清定に一萬五千石を分封せらる之を合せて東西兩御館と稱す)元祿六年七月七日病を以て鳥取城に卒す年六十四法諡して興禪院殿俊翁義剛大居士と云ふ光仲身體魁偉膂力人に絶す深沈にして大度あり儀容嚴肅炯眼人を射る人犯すものなく幕府の朝會諸侯伯皆敬憚せり頗る武技に長じ書を能く歌道を烏丸資慶に受け名吟少からず入國の初紀綱未だ立



たす民心猶安からざるに當りて専ら意を藩治に用ひ城閣を修め市街を制し文教を興し武備を定め士を愛し民を養ふ思威並び行はれ上下心服せり當時名臣輩出す乾兵部の剛直秋田仁兵衛伴九郎兵衛の至誠岡村慈温の德行武宮嘉兵衛の武術の如き其の最たり光仲又心を殖産に用る因幡元三鯉魚を産せざりしかは之を備前より輸して湖山池及其他の池川に放たしむ因州に鯉魚あるは之に基くさいふ又鳥取郊外堤上に松樹を植え一は以て軍防に供し一は以て洪水の豫防に充てたり云ふ藩鎮の基礎光仲に由りて立ち爾後二百餘年以て慶徳に至れり今に至るまで國人藩祖として長く其餘徳を仰けり大正四年十月今上即位の大禮を行はせらるゝや特に從三位を贈られたり。

### 池田慶徳

は鳥取最後の藩主なり字は子明省山三號す幼名昭徳小字は五郎磨實に水戸藩主徳川齊昭の第五子なり天保六年を以て生る嘉永三年入て池田氏を嗣ぐ慶徳幼より英邁にして勤王の志厚く學和漢を兼ね和歌に長じ書に巧なり頗る心を政事に留む菲薄自ら奉じ一藩を率ふるに節儉を以て藩士を獎勵して文武の業に勤めしめ學費を修理し學制を更定して國學兵學禮法數學等の諸科を設け毎月十二次儒員に經書を講ぜしめ更に演武場を設けて藩の子弟に武技を習はしめ又小文武場を置きて卒をして文武の道を修めしむ或は養老の典を擧げ或は孝子節婦義僕を旌表する等舊弊を改革し一般を鼓舞す藩政大に振ふ嘉永六年米艦浦賀に来るや幕命に依りて相州本牧を守る安政元年六月藩士に命じて國政の可否海防の意見を進言せしめ投書櫃を學校に設けて大に言路を開く十一月更に品川第四砲敦を守備す二年二月封内の民に貸す所の米及買牛資金の利子を減じ稼穡を獎勵し又土地の境界を正し其肥瘠を検し郡村の盛衰を視察する等凡そ民の利を起し害を除くに於て心を致さざるなし三年五月反射爐を伯耆八橋郡瀬戸村に築きて大砲を鑄る十二月左近衛少將に任す四年屢々幕府に上書して米使の登營を止めんことを請ひ且つ外交の事は宜しく之

を朝廷に奏し之を大臣に諮り之を親藩列藩に問ひて而る後に決行すべきを論じ更に制度を改め舊習を去り節儉を務め武備を張り以て上 皇室を尊び外夷を攘ふべきを論ず議論切頗る時聽を動かす五年五月名和長年の碑を伯耆汗人郡坪田村氏殿神社祠畔に建つ六年更に命を以て大阪目標山を警衛す八月大に藩の軍制を改革す六年正月封内海岸の要處に砲墩を築く七月屯田の制を設け諸士の子弟を募り俸を與へて伯耆久米郡明高村の曠野を開かしむ是より先藩尙徳館に聖廟を設け春秋釋奠を擧げしが此年十一月に至りて更に武神祠を建て以て武斐槌命武内宿禰を祀る文久元年江戸藩邸に更に學校を建て文武場を設く十二月左近衛中將に遷る二年藩長兩藩主朝覲す慶徳亦入覲せんとして果さず目標山を巡視して歸國す已にして勅使東下し攘夷の期を促すに聞き幕府に忠告するに朝旨を奉じ人心を一にし親藩をして入朝謝罪せしめ所司代を選任し親藩をして禁闕を守らしめ諸侯參勤の期を緩め妻孥を國に返し人才を登庸し政綱を綜攬すべきこと等の八事を以て十月入京す 天皇召し見て賜ふに天盃を以てし且つ諭すに勅使再び東下す因て宜しく又東下して公武の間に周旋し以て叡旨を貫徹するに力むべきを以てし且命するに藩兵を以て帝都を警衛すべきを以てす二條右大臣亦關白の内旨を傳ふ慶徳乃ち先づ書を後見一橋慶喜及び總裁松平春嶽に送りて須らく叡旨を體認して勅使に奉答すべく二人同心戮力以て將軍を輔翼すべきを説く遂に執政鶴殿大隅中老黒田日向番頭荒尾隼人をして京都を守護せしめ亦十一日京都を發して江戸に至り松平春嶽及び老中井上河内守に會し告ぐるに聖旨のある所及び關白の内旨を以てす次で東下中の兩勅使を訪ひ其間に轉旋する所あり已にして春嶽及び松平容保山内容堂に會して時事を議す慶喜疾き稱して出でず慶徳行きて之に面し具さに京師の事情を陳し出で、事を視るべきを勸む聽かず慶徳公乃ち春嶽容保容堂等三所に會し幕府をして速に朝命を奉せしめんを圖る慶喜固く前議を執りて出でず慶徳又其の邸に至りて



勸告最も力めたれども効なし議論頗る激烈慶徳終に之を拂つて辭し去る後數日將軍使を遣はし強て慶喜を起たしめ以て勅使に奉答す十二月將軍慶徳を便殿に召して勞を謝し物を賜ふ因て歸京復命す三年正月三日天皇に拜調す天皇其周旋の勞を賞し賜ふに御盃及び物を以てし給ふ翌日勅を受けて大阪に至り其陣營及び目標山を檢す又老中小笠原圖書頭を乗船して海岸を巡視し砲臺を目標山に設け土墩を近傍各所に築き陣營地を増さんことを建議す時に浮浪の徒京師に集り横議暴行甚だしく幕吏其の處置に苦しみ因て慶徳の入京を促す聽かず幕吏更に臺命を傳へて曰く將軍不日上洛せんことを故に特に郷を召す慶徳因て即日東京す二月朝廷に上書して投書權を關自邸若くは學習院に置かんことを請ふ時に生麥事件あり幕府沿海の守備を嚴にす朝廷亦英艦の大坂に來らんことを慮り慶徳を大阪海軍假總督す因て大坂に至り軍事を督す五月中又中立賣門の警衛を命ぜらる六月英艦目標山附近の海岸に泊す藩兵之を砲撃す砲丸違せず英艦咎めずして去る幕府之を詰る慶徳辨するに攘夷の期已に布告せられ我亦海軍假總督の朝命を拜し居れるを以て幕府復た詰る能はず及ち我が將士を賞勵する所あり鷹司關白慶徳に問ふに親征の可否を以てす慶徳對へて曰く親征は事重大なり時局に於て恐らくは可ならざらん攘夷の責は専ら將軍にあり宜しく之を責むべし且論するに監察使を諸道に派し以て朝意を一般に知らしむべきを以てす慶徳已に幕府をして攘夷の實を擧げしめんことを欲す因て往復周旋太た力む之に繼いで一旦親征に決したりし朝議も亦中廢し形勢の變化はかの七郷をして長州に走らしむの已むなきに至れり此時に當りて慶徳國に盡すの心事益々切に自ら持する亦頗る重し明治元年幕兵京師を犯す我藩兵薩長以下四藩ミ力を戮せて賊を討つ次いで西園寺鎮撫使を任じて山陰道を徇へ姫路城を略す東征の役我藩兵各所に進戦して頗戦功を樹つ九月慶徳參朝して 天皇に調す軍資金二萬兩を賜ふ此の役我が藩兵を出すに前後二千二百人大小二十餘戰死者六十五

名我が兵振旅の後慶徳乃ち祭儀を設けて戰死者を祀り且つ軍功を賞す二年正月慶徳藩籍を奉還す六月藩知事に任せらる二月權中納言に進み從二位に叙し議定職を拜す五月轉じて齋香間祇候に拜せらる六月朝廷軍功を賞し慶徳に賜ふに祿三萬石を以てす三年五月招魂社を岩美郡中の郷村大字濱坂に建つ五年五月家を子輝知に譲り病を養ふ六年皇城火あり入觀して天機を伺ひ金五千圓を獻して其造營費に充つ八年華族會館副議長となり九年華族部長局副部長となる十年西南の役起るに及び鳥取に入りて舊臣を獎勵して壯士を募り又公債證書を以て國立銀行を設立すべきを諫す八月病を以て京師に薨す年四十三天皇宸悼し賻を賜ひ正二位を贈らる四十年五月 今上天皇陛下皇太子さして山陰道行啓あらせられし際更に陞せて從一位を贈られたり。

### 吉川經家

は式部少輔ミ號す石見國福光城主和泉守經安の子にして吉川元春の老臣なり毛利氏の威を中國に振ふや鳥取城主山名豐國之に屬す天正九年羽柴秀吉織田氏の命を受けて山陰を經畧するに及んで豐國款を秀吉に通ぜんミす長臣森下道裕中村春次等之に従はず豐國遂に奔りて秀吉に投す道裕春次等相議して毛利氏に請ふに主將を得んことを以てす毛利氏乃ち吉川經家に命じ兵を率ひて鳥取を守らしむ城兵四千余經家才文武を兼ね智三軍に絶す資性寛厚仁義を以て軍政を行ふ士民心服す秀吉來り攻むるの報あるに及んで經家乃ち鹽治周防守に雁金山を奈佐日本之助に丸山を守らしめ壘を築きて本城ミ相連絡す六月秀吉果して數萬の大軍を以て因幡に入り鳥取城の背後本陣山(太閤ヶ平ミ稱す)に陣し兵を分ちて鳥取城を圍み攻む城兵死守して拒き戦ひ秀吉容易に抜く能はず乃ち壘を築き糧道を奪ひて長圍の策を爲す城兵漸く苦しむ既にして官部善祥坊奮戦して本城雁金山の間に一要所を奪ひ以て彼此の交通を斷つ守將鹽治去つて丸山城に入る二城孤立す秀吉機に乗じて圍益々急なり十月中旬に及べきも毛利氏より援兵來



らず城中糧食全く盡き士卒飢ゑて立つ能はず經家之を視るに忍びず遂に其の重臣福光小三郎を敵陣に遣はし自殺して城を開き以て士卒の死を宥めんこ請ふ秀吉之を義し答へて曰く經家は客將なり罪輕し森下中村の輩は主を逐ひて我に敵す其罪宥すべからず三人自殺せば則ち士卒の死を宥さんこ經家之に従ふ秀吉淺野長政をして柳樽十荷行器十荷肴五種を贈らしめて多日籠城の勞を慰せしむ經家大に喜びけに敵ながら羽柴筑前は無隻の名將かなしからば明後二十五日檢使を賜はりて自殺すべしさるにても城中を汚さんこは武士の本懐にあらずこ酒樽を開きて城兵を誅飲し二十五日山下の眞教寺に入り自殺す其臣福光小三郎屬從坂田孫次郎之に殉ず中村森下從つて自刃す堀尾茂助吉晴檢使たり丸山の守將亦自殺す是に於て鳥取城及び丸山城共に陥る秀吉狀を具して經家の首を信長に送る信長之を義し禮を厚くして安土の一禪院に葬りきこいふ吉川經家のこは備中高松に於ける清水長治の事千古の双烈と稱すべきなり。

### 米村廣治及び所平

廣治初め所平又所右衛門と稱し後に剃髮して廣治と號す年少くして學を好み壯にして江戸に學ぶ夙夜懈らず同友に畏懼せらる元祿九年藩主池田綱清其經濟の才に長ぜるを聞き藏奉行より擢んで士班に列し祿四人口三十俵を給し汗入會見日野三郡の奥引奉行を命ず廣治が藩の財政に大手腕を振ひて偉功を擧ぐべき端緒はこゝに開かれたり因伯二州の收祖法は池田氏就封以來穀物の豊凶によりて收額を定む之を立毛免しいふ農民久しく此法に馴れて漸く奸濫を致せり廣治百方計畫して請免の制に改正す請免は年の豊凶に關らず定額によりて粗米を徵收する法なり此に於て宿弊大に改まり藩府財政の基礎爲めに確立せり同十年八月西伯三郡代官を置かず廣治の管理に屬せしむ同十一年正月在方諸事吟味役となり六月郡奉行の次に列し在方相談人と改稱せらる十二月祿三百石を賜ひ寶永二年五月又二百石を増さる此の年在用場を中町なる廣治の邸内に建つ同三年八月致仕す同六年

二月廣治又召されて民政に與る同七年閏八月巽に幕府の巡檢使視察の際措置悉く宜しきを得たりこて藩主より賞せらる十二月更に祿三百石を増されて八百石に至るこれ江戸藩邸修築の功によるこいふ此の時藩の財政大に整理す則ち別收米一萬三千石及び銀六百貫目を以て毎年の貸米及び買牛資金の額とし又在用場内に築き金十萬兩を納めて實永庫と稱し不虞の用に備ふる等皆廣治の偉功なり正徳元年九月勝手廻を兼ね砲手三十丁を給せらる同四年致仕し甥所右衛門を養ひて家を嗣がしむ之を所平とす享保二年二月所平郡代に任ず廣治と協議して事を行はしめらる偶々日野郡の農民蜂起して新制の苛酷を訴ふ藩廳三月納むべき祖米七百石を下賜して退かしめ事漸く解く所平その請免制の趣旨に合はざるを以て之を却くべきを議し言用ゐられずして請ひて職を退く同九年二月所平復郡代に任ぜらる藩主廣治に命じて後見せしむ父子相伴ひて郡村を巡視せり所平が伯州米川開鑿の事業はこの頃より數年間のここなり米川は日野尻燒二川より分れて弓濱を縦貫し北端境町の西に至りて海に入る長さ五里餘小川なりこ雖も數萬頃の田畑を養ひ農民の利を享くるこ甚だ大なり初弓濱の地灌漑の便なし若し廣治父子の米川を開くここなかりせば廣潤の地も荒蕪の沙漠とじて了りしなるべし其巧米川の名こ共に千載に傳ふるに足れり同十一年九月廣治藩命によりて大阪に至り藩用を辨じ兼ねて多數の武器を購求す藩の武具これに依りて稍整備せり既にして廣治中風症に罹りて歩行自由ならざるにより藩主特に乘駕登城を許さる同十二年閏正月終に職を辭し十二月病みて歿す後數年所平故ありて其職を免じ祿を奪ひて國外に退去せしめらる。

### 佐野増藏

名は盛郷世々池田侯に仕へ祿二百石を受く累進して郡代に至る時に伯耆の國會見郡今西に長者が原こて廣漠たる原野あり地味肥腴なれども水利乏しくして之を開墾するものなく久しく其の荒蕪に委せら